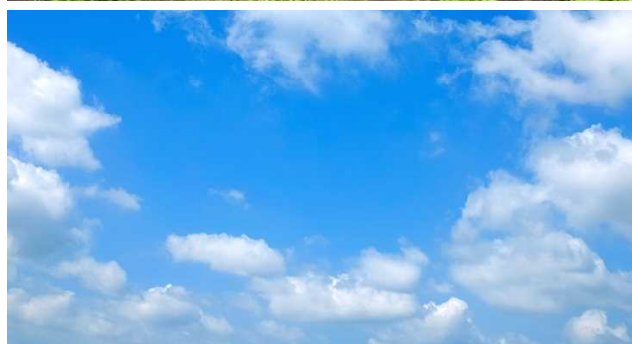




子育て支援



就農支援



お試し移住施設



住宅支援

2020年度 群馬県内市町村 移住支援 施策一覧

—最終更新日：2020年7月20日—

群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(もくじ)

※下記をクリックすると該当のページが表示されます。

[早見表・・・・・・・・1](#)

県央エリア

前橋市 ・・・・・・・・3
伊勢崎市 ・・・・・・6
渋川市 ・・・・・・・・12
榛東村 ・・・・・・・・14
吉岡町 ・・・・・・・・17
玉村町 ・・・・・・・・18

西部エリア

高崎市 ・・・・・・・・19
藤岡市 ・・・・・・・・21
富岡市 ・・・・・・・・24
安中市 ・・・・・・・・27
上野村 ・・・・・・・・31
神流町 ・・・・・・・・33
下仁田町 ・・・・・・36
南牧村 ・・・・・・・・39
甘楽町 ・・・・・・・・41

吾妻エリア

中之条町 ・・・・・・・・44
長野原町 ・・・・・・49
嬬恋村 ・・・・・・・・51
草津町 ・・・・・・・・54
高山村 ・・・・・・・・56
東吾妻町 ・・・・・・62

利根沼田エリア

沼田市 ・・・・・・・・67
片品村 ・・・・・・・・70
川場村 ・・・・・・・・72
昭和村 ・・・・・・・・73
みなかみ町 ・・・・75

東部エリア

桐生市 ・・・・・・・・79
太田市 ・・・・・・・・85
館林市 ・・・・・・・・88
みどり市 ・・・・・・92
板倉町 ・・・・・・・・96
明和町 ・・・・・・・・99
千代田町 ・・・・103
大泉町 ・・・・・・108
邑楽町 ・・・・・・111

[群馬県の情報](#)



群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(早見表)

最終更新：2020/7/20

市町村名		定住・子育て支援											住宅支援								農業体験就農支援			その他				
		結婚祝金（品）	出産祝金（品）	入学祝金（品）	子育て世帯支援金（品）	給食費補助	保育料補助	学童保育料補助	通学費補助	子ども医療費無料	チャイルドシート購入費補助・貸与	生活補給金の支給	奨学金貸与	空き家情報（＊１）・空き家バンク（＊２）	新築・増改築（リフォーム）補助	住宅取得費補助	家賃補助	住宅資金利子補給（勤労者以外）	勤労者住宅資金融資・利子補給	住宅用地分譲	公営住宅の紹介	家財処分費補助	体験農園・市民農園	農業体験・ツアー	新規就農者支援	お試し移住施設・制度	起業支援	
1	前橋市					○	○		○	○				*1	○					○			○		○			
2	伊勢崎市		○			○	○	○		○				*2	○				○	○	○							○
3	渋川市		○			○	○		○	○		○		*2	○	○				○	○	○	○		○			○
4	榛東村					○	○			○									○				○					
5	吉岡町					○	○		○	○	○								○									
6	玉村町					○	○			○										○	○		○		○			○
7	高崎市						○	○		○	○				○	○	○			○			○		○			○
8	藤岡市		○				○		○	○		○		*2	○				○		○							○
9	富岡市		○			○	○			○				*2	○					○	○	○	○		○	○	○	○
10	安中市		○			○	○		○	○		○		*2	○				○	○	○	○			○	○	○	○
11	上野村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○								○
12	神流町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	*2		○	○			○								○
13	下仁田町	○	○	○			○			○		○		*2	○				○		○		○					○
14	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○				*2	○						○					○		
15	甘楽町		○		○	○	○			○				*2	○					○			○				○	○
16	中之条町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		*1	○	○			○		○	○			○	○	○	○
17	長野原町		○	○		○	○		○	○	○			*2	○					○	○							○
18	嬭恋村		○			○	○	○		○					○					○						○	○	
19	草津町		○			○	○		○	○		○																
20	高山村		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	*2	○					○	○				○			○
21	東吾妻町		○	○	○	○	○		○	○	○		○	*2	○				○	○						○	○	
22	沼田市						○		○	○	○	○								○			○	○			○	○
23	片品村		○			○	○		○	○	○		○	*2	○	○								○				
24	川場村		○	○			○		○	○	○				○													
25	昭和村				○		○		○	○		○		*2	○	○							○					
26	みなかみ町		○	○			○		○	○		○		*2	○	○				○	○	○	○	○				○
27	桐生市	○	○			○	○	○	○	○		○		*2	○				○	○	○		○		○	○	○	○
28	太田市		○			○	○	○		○		○											○					○
29	館林市						○	○	○	○				*2	○	○			○		○		○		○			○
30	みどり市		○		○	○	○		○	○		○		*2	○				○	○	○		○					○
31	板倉町		○	○	○	○	○			○	○	○			○				○		○		○					○
32	明和町		○				○			○	○	○			○				○		○		○		○			
33	千代田町				○	○	○		○	○		○			○				○	○	○		○		○			○
34	大泉町				○		○	○		○									○		○		○					○
35	邑楽町		○			○	○	○	○	○		○			○				○		○				○			○
合計		6	25	11	12	25	35	13	23	35	12	3	20	20	27	8	3	17	12	24	7	19	3	13	9	26		

移住相談窓口	電話	所在地	市町村名	
前橋市未来の芽創造課	027-898-6513	前橋市大手町2-12-1	前 橋 市	1
伊勢崎市企画調整課	0270-27-2707	伊勢崎市今泉町二丁目410	伊勢崎市	2
渋川市政策創造課	0279-22-2401	渋川市石原80	渋 川 市	3
榛東村産業振興課	0279-54-2211	北群馬郡榛東村大字新井790-1	榛 東 村	4
吉岡町住民課協働環境室	0279-54-3111	北群馬郡吉岡町大字下野田560	吉 岡 町	5
玉村町企画課	0270-64-7711	佐波郡玉村町大字下新田201	玉 村 町	6
高崎市企画調整課	027-321-1202	高崎市高松町35-1	高 崎 市	7
藤岡市企画課	0274-40-2424	藤岡市中栗須327	藤 岡 市	8
富岡市地域づくり課	0274-62-1511	富岡市富岡1460-1	富 岡 市	9
安中市地域創造課	027-382-1111	安中市松井田町新堀245	安 中 市	10
上野村振興課	0274-59-2111	多野郡上野村大字川和11	上 野 村	11
神流町総務課	0274-57-2111	多野郡神流町大字万場90-6	神 流 町	12
下仁田町企画課	0274-64-8809	甘楽郡下仁田町大字下仁田682	下仁田町	13
南牧村村づくり・雇用推進課	0274-87-2011	甘楽郡南牧村大字大日向1098	南 牧 村	14
甘楽町企画課	0274-74-3131	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1	甘 楽 町	15
中之条町企画政策課	0279-75-8837	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	中之条町	16
長野原町企画政策課	0279-82-2244	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1	長野原町	17
嬭恋村地域交流推進室	0279-82-5191	吾妻郡嬭恋村大字鎌原494-45	嬭 恋 村	18
草津町企画創造課	0279-88-7193	吾妻郡草津町大字草津28	草 津 町	19
高山村地域振興課	0279-63-2111	吾妻郡高山村大字中山2856-1	高 山 村	20
東吾妻町企画課	0279-68-2111	吾妻郡東吾妻町大字原町1046	東吾妻町	21
沼田市観光交流課	0278-23-2111	沼田市下之町888	沼 田 市	22
片品村むらづくり観光課	0278-58-2112	利根郡片品村鎌田3967-3	片 品 村	23
川場村むらづくり振興課	0278-52-2111	利根郡川場村大字谷地2390-2	川 場 村	24
昭和村企画課	0278-24-5111	利根郡昭和村大字糸井388	昭 和 村	25
みなかみ町総合戦略課	0278-25-5001	利根郡みなかみ町後閑318	みなかみ町	26
桐生市定住促進室	0277-46-1111	桐生市織姫町1-1	桐 生 市	27
太田市企画政策課	0276-47-1892	太田市浜町2-35	太 田 市	28
館林市企画課	0276-72-4111	館林市城町1-1	館 林 市	29
みどり市企画課	0277-76-0962	みどり市笠懸町鹿2952	みどり市	30
板倉町企画財政課	0276-82-6125	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1	板 倉 町	31
明和町企画財政課	0276-84-3111	邑楽郡明和町新里250-1	明 和 町	32
千代田町企画財政課	0276-86-7007	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1	千代田町	33
大泉町企画戦略課	0276-63-3111	邑楽郡大泉町日の出55-1	大 泉 町	34
邑楽町企画課	0276-88-5511	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1	邑 楽 町	35

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降学校給食費無料化事業 対象者：次の全てに該当する保護者 ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯で小中学校に在学する児童及び生徒を3人以上養育していること。 ・学校給食費に未納がないこと。 ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。 内 容：対象者からの申請により、対象となる児童が、 ・市立学校在学の場合：学校給食費を免除する。 ・上記以外に在学の場合：学校給食費相当額を補助金として交付する。 問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810
	第3子以降の保育所・認定こども園・公立幼稚園保育料無料化事業 対象者：次のいずれにも該当する者 ・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・保育料算定に必要な税書類が提出されていること。 ・保育料を滞納していないこと。 内 容：対象児童の保育料無料化 問合せ：・保育所、認定こども園：《子育て施設課 施設管理係》 TEL：027-220-5705 ・公立幼稚園：《総合教育プラザ 幼児教育センター》 TEL：027-230-1221
	幼稚園保育料補助事業（第3子以降保育料軽減事業） 対象者： ・市内に住所を有する第3子以降の園児であること。 ・同一世帯で3人以上の子どもを扶養していること。 ・市民税の申告がされていること。 内 容：（補助限度額：年額）国立73,200円、私立308,000円 問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706
	保育料補助事業（第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業） 対象者： ・市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。 内 容：第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。 ○補助金額：月額27,000円（上限） 問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706
	子ども医療費支給事業 対象者：医療保険の加入者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども 内 容：子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業で、乳幼児期における疾病の早期発見と早期治療を促進し、さらに小・中学の成長期の子どもの健全な成長を図り、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《国民健康保険課 医療給付係》 TEL：027-898-6253

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	幼児2人同乗用自転車購入費の一部助成 (新) 対象者： 幼児2人同乗用自転車を購入し、次の全てに該当する保護者 ・申請時及び交付決定時において、本市に住所を有し、かつ、引き続き本市に居住することが見込まれること。 ・当該自転車を、自らが養育する子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等への送迎のために主に使用していること。 ・本人又は同一の世帯の者が、過去に幼児2人同乗用自転車の購入費に係る助成金の交付を受けていないこと。 ・市税に滞納がないこと。 内 容： 購入費の2分の1(100円未満切捨て、限度額40,000円)を助成 申請は購入した日から1年以内有効 問合せ：《福祉部 子育て支援課》 TEL：027-220-5701
	産後ヘルパー派遣事業 (新) 対象者： 次のいずれにも該当する者 ・前橋市の住民票がある方 ・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の赤ちゃんがいる方 ・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない方(次の項目を参照) 例1)産婦、その夫ともに実家が県外で実父母、義理父母ともに手伝いに来てもらうことができない方 例2)実父母、義理父母の疾病等により、協力を得られる状況にない方 (ただし審査の結果、対象とならない場合もあります。) 内 容： 産後に親族等から家事・育児の協力が得られない家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事の準備や買い物、洗濯、掃除、整理整頓など)・育児(調乳や沐浴の準備・後片付け等)の支援を行います。 ・単胎の場合：生後6か月未満の期間で20回以内 ・多胎の場合：生後1年未満の期間で40回以内 ・1日1回。1回あたり原則90分以内(利用頻度は原則週3回以内) ・利用料は1回500円(生活保護世帯、市民税非課税世帯は減免を受けることが出来、利用料が無料になります。) 問合せ：《福祉部 子育て支援課》 TEL：027-220-5701
	遠距離通学補助事業 対象者： 次のいずれかに該当する児童生徒 ①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。 ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。 ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒にあつては5km以上あること。 内 容： 居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。 問合せ：《学校教育課 管理係》 TEL：027-898-5812
住宅支援	空き家等利活用ネットワーク事業 対象者： 前橋市で一戸建ての空き家を探している人 内 容： 市に登録している不動産業者が保有している空き家物件の情報を提供 問合せ：《建築住宅課 空き家利活用センター》 TEL：027-898-6081
	空き家対策補助制度①空き家リフォーム補助②空き家を活用した二世帯近居・同居住宅補助 対象者： ①空き家を購入し、又は賃借してリフォームする人 ②親若しくは子と同居するため、又は親若しくは子が居住する家から1km以内に近居するため、空き家を購入し、又は賃借して、解体して新築又はリフォームする人 内 容： ①工事費の3分の1以内で上限100万円を支給 ②工事費の3分の1以内で上限120万円を支給 いずれも市外からの転入者1人20万円(4人まで)、中学校修了前1人10万円(4人まで)、夫婦とも39歳以下の場合10万円を工事費の3分の1を超えない範囲で加算 問合せ：《建築住宅課 空き家利活用センター》 TEL：027-898-6081

分類	事業名（対象者・内容）
農村体験・就農支援	市民農園 対象者： 市内に居住又は通勤する農業者以外の者 内 容： 五十山ふれあい農園 50㎡×56区画 3,600円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。 問合せ：《農政課 地域営農係》 TEL：027-898-6703
	新規参入者定着支援事業 対象者： ・本市に転入し、新たに農業経営を開始する方 ・就農時点で50歳未満の方 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上の農業経営を行う方 内 容： 農家住宅等の月額家賃の1/2（上限2万円）を補助（2年間を限度とする） 詳細についてはお問合せください。 問合せ：《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL：027-898-6733
その他	UIJターン若者就職奨励金 対象者： 下記に該当する40歳未満の者 ・UIJターンによって前橋市に転入し、令和元年7月2日以降に市内中小企業に就職した者 ・前橋市に転入後6か月以内もしくは転入前3か月以内に就職（正規雇用）し、その後6か月以上継続して勤務している者。 ・奨励金交付後も前橋市に住み続ける意思がある者。 ・市税を滞納していない者。 内 容： 対象労働者1人につき5万円 なお、扶養親族等とともに転入した場合は、扶養親族等1人につきそれぞれ25,000円を加算。ただし、同一世帯に交付する額は支給対象者と合わせて10万円を上限とする。 問合せ：《産業政策課 雇用促進係》 TEL：027-898-6985

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	おかず代の実費徴収に係る補足給付 (新) 対象者：次に該当する人 ①養育している子どもが私学助成幼稚園に通っており、同一世帯で養育している小学校3年生までの子どもの上から数えて3人目以降であること ②当該年度（4～8月の利用分については前年度）の市民税の所得割課税額が77,101円未満であること 内 容：養育している子どもが私学助成幼稚園に通っている場合に、副食費（おかず代）を給付。給付金の上限額は1か月につき4,500円。 問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751
	第3子おかず代補助金交付 (新) 対象者：伊勢崎市に住所がある児童とその保護者で次に該当する人 ①第3子以降の児童（3歳以上）が幼稚園、保育所（園）認定こども園などに通所、通園していること ②同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く。 ③申請時点で利用者負担（保育料）に滞納がないこと 内 容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、副食費（おかず代）を補助。補助金の上限額は1か月につき4,500円。 問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751 《学校教育課》 TEL：0270-27-2787
	産後ケア事業 (新) 対象者：伊勢崎市に住所がある産後3か月未満の子どもとその母親で次に該当する人 ①家族等からの十分な家事、育児の援助が受けられない人 ②産後の心身の不調やからだの回復への不安、育児に対する不安がある人 内 容：出産後に心身の不調や育児不安のあるお母さんを助産師がサポート 問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675
	産婦健康診査 (新) 対象者：産後約2週間の産婦 内 容：産後2週間を目安に受ける産婦健康診査費用の一部を助成 問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675
	第3子以降学校給食費助成事業 対象者：世帯所得の合計額が600万円以下であり、同一世帯で、市内の小・中学校または特別支援学校に在籍する児童生徒を3人以上養育している保護者 ※生活保護や就学援助等を受給している場合は対象外 ※同一世帯内で給食費の未納がない方 内 容：同一世帯内で3人以上の児童生徒を養育している保護者に対し、第3子以降の児童生徒の学校給食費を助成 問合せ：《健康給食課》 TEL：0270-75-2517

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降出産祝金 対象者：第3子以降の子どもが生まれた人で次に該当する人 ①第3子以降の出産時点で6ヶ月以上本市に住所を有している人 ②第3子以降の出産時点で2子以上を実際に養育（同居が原則）している人 ③外国人の場合は、①と②のほかに「永住者」または「特別永住者」の在留資格を有している人 内 容：次世代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育と福祉の増進を図るため、児童1人につき10万円を支給 問合せ：《子育て支援課 手当給付係》 TEL：0270-27-2750
	放課後児童クラブ利用者負担金減免 対象者：①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている人 ⇒利用者負担金の全額 ②当該年度分(4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分)の市民税が非課税である世帯に属する人 ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額 ③当該年度分(4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分)の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている世帯に属する人 ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額 内 容：児童が公設公営、公設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、上記のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を減免する 問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805
	放課後児童クラブ利用者負担金助成 対象者：①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている人 ⇒利用者負担金の全額 ②当該年度分の市民税が非課税である人 ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額（ただし、月額5,000円を上限） ③当該年度分の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている人 ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額（ただし、月額2,500円を上限） 内 容：児童が民設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、保護者と児童が市内に住民登録をしており、上記のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を助成する 問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805
	中学生までの子ども医療費無料 対象者：中学校3年生までの人（満15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。ただし4月1日生まれば15歳の誕生日の前日まで。） 内 容：中学校卒業までの子どもの医療費（入院・外来ともに）の自己負担額を福祉医療費として負担 問合せ：《年金医療課 医療助成係》 TEL：0270-27-2740

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降保育料無料 対象者：・児童と保護者が市内に住民登録をしていること ・第3子以降の児童（3歳未満）が保育所（園）、認定こども園に通所、通園していること ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く ・申請時点で利用者負担（保育料）、市税に滞納がないこと 内 容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、申請により利用者負担（保育料）を無料とする。 問合せ：《こども保育課》TEL：0270-27-2751
	利用者支援事業【子育てコンシェルジュ】 対象者：小学校就学前の子どもがいる子育て家庭 内 容：窓口配置された専門員による、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの施設や地域の子育て支援事業などの案内、情報の提供、相談受付 問合せ：《こども保育課》TEL：0270-27-2751
	就園奨励費事業【第3子以降保育料軽減】 対象者：就園奨励費の該当幼稚園を利用し、市内に住民登録をしている園児と保護者で、次の要件を満たす人 ・就園している園児が、保護者と生計を一にする兄・姉から数えて第3子以降の子であること 内 容：10月からの幼児教育無償化に伴い、4月～9月までの半年間を15万4,000円を限度として保育料を補助 問合せ：《学校教育課》TEL：0270-27-2787
	ワクチン&子育てナビ 対象者：主に就学前の子どもの保護者 内 容：予防接種スケジュール管理システムや子育て情報の提供を行うモバイルサービス。スマートフォンや携帯電話などからインターネットを通じて、保護者や子どもの名前（ともにニックネーム）・生年月日・メールアドレスなどを登録することで、適切な予防接種スケジュールを自動作成する。接種時期が近づくともメールでお知らせする。予防接種スケジュール管理機能のほかには、子どもの健診予定日前に健診のお知らせメールの配信、予防接種実施医療機関の検索、妊娠中の記録（写真やコメントの記録）、子どもの成長記録（写真やコメントの記録、成長グラフの作成）、感染症情報（毎週更新）、小児の休日夜間診療情報、子育て情報などの閲覧が出来る。 ※登録料・利用料は無料、通信費用は利用者負担 問合せ：《健康づくり課 保健予防係》TEL：0270-27-2746
	ロタウイルス予防接種費用の助成 対象者：・接種者が接種日当日に市内に住民登録をしていること ・伊勢崎市と玉村町の市指定医療機関で接種していること ・初回接種は、生後6週から生後14週6日までに接種していること（2回目以降の接種は、ロタリックスの場合は24週0日までに接種、ロタテックの場合は32週0日までに接種していること） 内 容：助成額および助成回数はワクチンの種類によって異なり、ロタリックスが1回7,500円で2回まで、ロタテックが1回5,000円で3回まで 問合せ：《健康づくり課 保健予防係》TEL：0270-27-2746
	不妊治療費の助成 対象者：不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①医師による不妊治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと 内 容：不妊治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。 問合せ：《健康管理センター》TEL：0270-23-6675

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	不育治療費の助成 対象者：不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①医師による不育治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと 内 容：不育治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額20万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。 問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675
	新生児聴覚検査費用の助成 対象者：伊勢崎市に住所があり、原則生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けた子どもの保護者 内 容：自動聴性脳幹反応検査（AABR）、耳音響放射検査（OAE）等の新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成 ※助成金：1人につき1回まで、上限：3,000円（3,000円に満たない場合はその額まで） ※申請期限は検査をしてから6ヶ月以内 問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675
	出生祝品の贈呈 対象者：本市が受領した出生届に記載された子 内 容：出生届出時に祝品として出生記念証及び新生児用品「Made in いせさき製品」を贈呈する。 問合せ：《市民課》 TEL：0270-27-2726
	ファミリー・サポート・センター事業 対象者：子育ての手助けをして欲しい人（利用会員）または子育てのお手伝いをしたい人（援助会員） 内 容：利用会員からの依頼に応じてお手伝いをしたい人（援助会員）を紹介し、保育施設までの送迎など、保育施設では対応しきれない保育を有料で援助する。 問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751 ※お申し込み先： 《あかいしこども園内》 TEL：0270-23-6471
住宅支援	伊勢崎市空き家情報バンク 対象者：伊勢崎市内の空き家を売りたい・貸したい人、空き家を買いたい・借りたい人 内 容：管理不全な空き家の発生を予防し、空き家の利活用の推進を図るため、市が群馬県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会群馬県本部などと協力し、市内の空き家の情報を発信する。 問合せ：《環境保全課 空家対策係》 TEL：0270-27-2797
	浄化槽設置に対する補助 対 象：これから浄化槽を設置するもので、次の要件を満たすもの ・設置する合併処理浄化槽が窒素または、窒素およびリン除去能力のある高度処理型浄化槽 ・環境省の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの ・設置する合併処理浄化槽の大きさが10人槽以下のもの ・浄化槽を使用する建物が申請者が居住するための専用住宅（小規模店舗併用住宅を含む） ・申請者が、過去に合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない ・申請者が、公共事業等に係る合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽等の補償を受けていない ・浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の整備区域外 ・市税等の滞納がないこと 内 容：生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する（①：新規設置：5人槽15万円、7人槽18万円、10人槽21万円・②建替等設置：5人槽25万円、7人槽28万円、10人槽31万円 ③転換設置+宅内配管：5人槽65万円、7人槽68万円、10人槽71万円 ④：準転換設置（単独処理浄化槽等の撤去不可）+宅内配管：5人槽45万円、7人槽48万円、10人槽51万円〔②、③、④には県の浄化槽エコ補助金を含む〕 問合せ：《環境政策課 企画清掃係》 TEL：0270-27-2732 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html ）をご覧ください。

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	土地区画整理地内の保留地の公売
	対象者：原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人 内 容：区画整理によって生み出された保留地（西部地区・東部第二地区・茂呂第一地区）を住宅用地として販売 問合せ：《区画整理課 換地工務係》 TEL：0270-27-2771
	勤労者住宅資金の貸付
	対象者：次の要件を満たす人 ・伊勢崎市内で住宅の敷地の取得をしようとする人、または、伊勢崎市内で住宅を新築・増改築・購入しようとする人 ・伊勢崎市内に居住または勤務先を有する勤労者であって、同一事業所に1年以上継続して勤務する人 ・3年以内に住宅建設できる人 ※着工後及び購入後の融資は対象外 内 容：融資限度額 2,000万円 融資利率 2.0%以内 融資期間 20年以内（返済の最終年は、満65歳まで） 問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755
	市有地の売払い
	対象者：次の要件を満たす人 ・個人または法人 ・代金の支払い能力がある人（市、県民税を滞納していない人） ・伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号（暴力団、暴力団員等）の規定に該当しない人 内 容：利用予定のない市有地の売払いを行う。 問合せ：《管財課管財係》 TEL：0270-27-2703 《都市計画課》 TEL：0270-27-2766
	市営住宅の紹介
	対象者：入居申込みができる人は次の要件を満たす人 ・現在住宅に困窮していることが明らかな人 ・同居者がある場合は親族（配偶者等及び3親等以内の血族または1親等以内の姻族）であること ・単身で入居する場合は、身元引受人1人をつけられる人 ・世帯の全員が市民税等を滞納していないこと ・世帯の全員が暴力団員ではないこと ・入居に際して、敷金（家賃3か月分）を納められる人 ・市が定める収入基準に当てはまる人 内 容：市営住宅の募集を、原則として年4回（5月・8月・11月・2月の月上旬）行い、募集ごとに、広報や市ホームページにて入居条件や募集住戸等について紹介 ※随時募集を行っている住宅もあり 問合せ：《住宅課 住宅管理係》 TEL：0270-27-2764 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html）をご覧ください。
	住宅リフォーム助成事業
	対象者： ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅（平成22年以前に建築した住宅）に令和2年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・令和元年の合計所得金額が700万円以下の人 ・平成30年度、令和元年度に本事業の助成を受けていない人 内 容：居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。 ・助成金額 助成対象経費の30%（千円未満切り捨て） ・補助限度額 8万円 ・対象住宅 平成22年以前に建築され、平成30年度・令和元年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅 ・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事 ・事前相談、確認期間 令和2年5月1日（金）～5月29日（金）※平日のみ ・申請受付期間 令和2年5月31日（日）～6月30日（火）※5月31日以外は平日のみ 問合せ：《住宅リフォーム窓口》 TEL：0270-23-7381 《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html）をご覧ください。

分類	事業名（対象者・内容）
起業支援	創業促進サポート補助金 対象者：市内で新たに創業する人で次の要件を満たす人 ・市内において当該補助金の申請年度内に創業する人 ・市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税を滞納していない ・個人が事業を開始する場合にあつては創業時において市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。新たに設立される会社が事業を開始する場合にあつては事業所が会社の本店または主たる事務所であること ・伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた人 ・創業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において既に取得している、または取得することが確実と見込まれる人 ・交付申請時において他の法人の代表または役員の職にない人 ・3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人 ・事業所の設置について商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供に同意する人 ・伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2項第3号および第4号に規定する者でない人 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない人 内 容：市内における創業を促進することで地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する人に対し、創業時に必要となる各種経費の一部について、予算の範囲内において補助する。 ・補助率 補助対象経費の2分の1以内を交付（ただし、1,000円未満は切り捨て） ・補助限度額 100万円 ・補助対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進に係る経費など ・募集期間 令和2年4月1日（水）～予算額到達まで 問合せ：《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html）をご覧ください。
	中小企業活性化資金の融資 対象者：次の全ての条件を満たす中小企業者 ・中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納していること ・（法人の場合）市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事業所を登記していること ・（個人の場合）市内に1年以上居住していること ※着工後および購入後の融資は対象外、創業者（創業から1年未満の人を含む）は保証必須 内 容：資金使途 運転資金、設備資金 ※3,5,7ナンバーの車両（普通乗用車、小型乗用車）は不可 融資限度額 運転資金1,500万円 設備資金3,000万円 融資利率 ・運転資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内） - 特別融資利率適用（前年比5%以上の売上減）の場合は年利1.5%以内（信用保証付 1.1%以内） ・設備資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内） ※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は保証必須 融資期間 - 運転資金 6年以内 【うち据置1年以内】 - 設備資金 8年以内 【うち据置1年以内、新築及び増改築の場合は10年以内（うち据置1年以内）】 問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化 対象者： 渋川市居住の児童 内 容： 保育料無料 問合せ： 《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415
	公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業 対象者： 公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者 内 容： 公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助 問合せ： 《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415
	学校給食費全額公費負担 対象者： 渋川市立小中学校に通う児童生徒 内 容： 児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ： 《学校給食課学校給食係》 TEL：0279-22-0132
	遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業 対象者： 遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者 内 容： 通学費全額補助 問合せ： 《教育総務課管理・学校再編係》 TEL：0279-22-2076
	奨学金貸与事業 対象者： 本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者（高等学校、中等教育学校(後期課程)、大学、短大、高等専門・専修(高等課程又は専門課程)学校に入学・在学) 内 容： 奨学金を無利子で貸与 ○高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 月額10,000円以内 ○高等専門学校 月額15,000円以内 ○大学、短大、専修学校(専門課程) 月額35,000円以内 問合せ： 《教育総務課管理・学校再編係》 TEL：0279-22-2076
	県産木製品の出生祝い品贈呈 (新) 対象者： 市内に住所を有する乳幼児 内 容： 県産材を使用した木製品を乳幼児検診時に出生祝い品として贈呈 問合せ： 《農林課林政・有害鳥獣対策係》 TEL：0279-22-2593
	ブックスタート事業 対象者： 6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容： 6か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントする 問合せ： 《市立図書館》 TEL：0279-22-0644
	こども医療費無料化 対象者： 中学校卒業までのこども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 内 容： 医療費(入院・外来ともに)無料 問合せ： 《保険年金課医療給付係》 TEL：0279-22-2461
	不妊治療費助成事業 対象者： 婚姻から1年以上経過し、申請日の1年以上前から渋川市に住所を有する夫婦(夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可)で、医療保険加入者かつ市税の滞納をしていない者 内 容： 特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用(群馬県の助成を受けた場合はその残額)の1/2を助成 ○特定不妊治療：上限10万円、1年度内に申請2回 ○一般不妊治療、上限5万円、1年度内に申請1回 問合せ： 《健康増進課管理予防係》 TEL：0279-25-1321
	不育症治療費助成事業 対象者： 婚姻し、渋川市に住所を有する夫婦(夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可)で、医療保険加入者し、かつ市税の滞納をしていない者 内 容： 不育症の検査及び治療に要する費用の1/2を助成 上限30万円 申請回数通算5回 問合せ： 《健康増進課管理予防係》 TEL：0279-25-1321

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	借上賃貸住宅事業 対象者：一定の収入基準を満たしている者 内 容：土地所有者等が公営住宅並に建設した賃貸住宅を市が借り上げ、入居者に家賃の助成をして賃貸する。 助成率：一般入居者は家賃の20/100を助成 問合せ：《建築住宅課住宅管理係》 TEL：0279-22-2072
	住宅リフォーム促進事業 対象者：市内在住者 内 容：住宅のリフォームに対し補助金交付。 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は10万円 問合せ：《建築住宅課指導係》 TEL：0279-22-2072
	空家活用支援事業 対象者：空家の所有者、空家を取得し、居住する目的でリフォームする者 内 容：空家のリフォームに対し補助金交付 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円。市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯に該当する場合は、補助額に加算を行う。（加算額を含む最大40万 問合せ：《建築住宅課指導係》 TEL：0279-22-2072
	移住者住宅支援事業 対象者：住宅を取得して市外から転入する者 内 容：助成額：一律10万円。若者夫婦世帯、子育て世帯、市内業者利用、中古住宅取得、渋川市空き家バンク利用の場合は、助成額に10万円の加算を行う。（加算額を含む最大50万円） 問合せ：《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
	住宅地等の売払い (新) 対象者：渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人 内 容：分譲地や未利用の土地の売払い 問合せ：《財務課資産経営係》 TEL：0279-22-2150
	空き家相談事業 対象者：市内の空き家空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空き家空き地の賃貸借又は売買を求める者。 内 容：毎月第二水曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談について、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の宅地建物取引士が対応。 問合せ：《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
	空き家バンク 対象者：渋川市内の空き家を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方 内 容：市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録：随時募集中】 問合せ：《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
	空き家家財道具等片付け支援事業 (新) 対象者：渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する者 内 容：家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。 問合せ：《政策創造課移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
	田舎ん家利用促進事業 対象者：空き農家に定住し又は滞在し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことで地域の活性化に寄与しようとする者、もしくは空き農地を利用し、積極的に農業に従事しようとする者 内 容：渋川市内に存在する空き農家等についての情報収集及び情報提供（情報バンク制度登録） 問合せ：《農林課農政係》 TEL：0279-22-2593
	市民農園 対象者：市内在住で農業者以外の者 内 容：渋川地区 30㎡×141区画 3,000円／年度、赤城地区 50㎡×74区画 3,000円／年度、北橋地区 50㎡×30区画 3,000円／年度 【利用期間：1か年度間】 問合せ：《農林課農政係》 TEL：0279-22-2593
就農体験・農村支援	
その他	まちなか空き店舗出店支援事業 対象者：第2次中心市街地活性化プランにおける重点実施エリアに新規出店する者 内 容：改修費及び家賃の一部補助 ○改修：補助率2/3、上限100万 ○家賃：（営業開始から3年目まで）補助率1/2、上限4万円 問合せ：《商工振興課 まちなか再生室》 TEL：0279-22-2596
	空き店舗活用開業支援事業 対象者：伊香保温泉石段街周辺及び敷島駅前周辺に新規に出店する者 内 容：改修費及び家賃の一部補助 ○改修：補助率2/3、上限100万 ○家賃（営業開始から3年目まで）補助率1/2、上限4万円 問合せ：《商工振興課 まちなか再生室》 TEL：0279-22-2596

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て支援(保育園・認定こども園) 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： 村内各保育園・認定こども園にて、育児相談・ふれあい保育等の実施 月曜日～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時(無料) 問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211 コアラクラブ(榛東北部保育園) TEL：0279-54-2900 ひよこクラブ(榛東中央こども園) TEL：0279-55-0008 コスモスクラブ(榛東南部こども園) TEL：0279-54-2572
	子育て支援(幼稚園) 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： 村内各幼稚園にて、子育て支援センターの開放、育児相談等の実施 月曜日～金曜日 午前10時～11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。) 問合せ： にこにこクラブ(榛東村立北幼稚園) TEL：0279-54-3211 たんぽぽクラブ(榛東村立南幼稚園) TEL：0279-54-7877
	母子保健事業(子育て支援) 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育てサロン「アイアイ」(親子で紙芝居や手遊び、歌などの遊び) ・すくすく教室(母乳相談や離乳食相談、リトミックなどの実施) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本の受渡) ・子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・子育てにかかわる相談) ・産後ケア事業(委託医療機関での母子のケアや育児支援) 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052
	産前・産後サポート 対象者： 村内に住所を有する産前1ヶ月から産後1年の妊産婦(双子など多胎の場合、産前2ヶ月から産後1年までの妊産婦) 内 容： 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助、育児相談を実施 ※渋川市、吉岡町と共同実施(ファミリー・サポート・センター) 時間 午前9時～午後6時まで(1日2時間までの利用) 料金 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで) 問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211
	第3子以降保育料軽減化事業(保育園・認定こども園) 対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、保育園・認定こども園に通園する乳幼児 内 容： 当該年度の末日時点において、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、第3子以降の保育料を無料 問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211
	第3子以降保育料軽減化事業(幼稚園) 対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、榛東村立の幼稚園に通園する子供 内 容： 当該年度の末日時点において、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、第3子以降の保育料を無料 問合せ： 《教育委員会事務局 幼稚園係》 TEL：0279-54-2211

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降給食費補助事業 対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の中学生までの子供 内 容： 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子供が3人以上いる場合、3人目以降の子供が榛東村内の保育園・認定こども園又は榛東村立の幼稚園・小学校・中学校へ入学されている場合、給食費を村が負担 問合せ： 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211 小学校、中学校及び幼稚園 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629
	給食費10%軽減事業 対象者： 村内の幼稚園・小学校・中学校へ通っている幼児・児童・生徒 内 容： 村立幼稚園・小学校・中学校給食費の10%相当額を村が負担 問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629
	福祉医療 対象者： 高校生相当までの子ども及び母(父)子家庭等 内 容： 高校生相当までの子どもの保険適用の医療費(入院・外来ともに)無料 問合せ： 《健康保険課 福祉医療係》 TEL：0279-54-2211
	任意予防接種費用一部助成 対象者： 次のいずれかの予防接種を受ける乳幼児及び保護者 ・ ロタ…生後6週から32週(または24週) (※令和2年10月1日より令和2年8月1日生まれの乳児から定期接種の対象) ・ おたふくかぜ…1歳以上5歳未満 内 容： 対象年齢の乳幼児が、該当の予防接種を受けた場合、自己負担の一部を助成(予防接種の種類によって、助成額は異なる。) 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052
	予防接種モバイルサービス 対象者： 村内の乳幼児及び保護者 内 容： お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせする。また、乳幼児健診のお知らせを電子メールでお知らせする。 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052
	不妊・不育治療費助成事業 対象者： 次のいずれにも該当する方 ・ 法律上の婚姻関係にある夫婦であること。 ・ 夫婦の双方又はどちらか一方が、申請日に榛東村に住所があること。 ・ 医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。 ・ 税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 内 容： 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育治療(検査費用を含む)の2分の1(千円未満は切り捨て)を助成(治療の種類によって、助成上限額と助成回数が異なる。) 問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	勤労者住宅建設資金利子補給制度 対象者： 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得者 内 容： 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができる。 問合せ： 《産業振興課 商工労働係》 TEL：0279-54-2211
	太陽光発電補助金制度 対象者： 次のいずれにも該当する方（法人を除く。） ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。 ・税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 内 容： 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで) 問合せ： 《住民生活課 環境衛生係》 TEL：0279-54-2211
	空き家リフォーム補助金 対象者： 定住することを目的として空き家をリフォームする方で、次のいずれにも該当する方 ・リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めること。 ・村税に滞納がないこと。 ・暴力団等でないこと。 内 容： 補助対象費用の2分の1又は50万円のいずれか低い額（加算金あり。最大100万円） 問合せ： 《建設課 建築係》 TEL：0279-54-2211
農村体験・就農支援	市民農園の設置 対象者： 農業従事者以外の方 内 容： 野菜や草花を栽培していただき、自然にふれあうことで農業の楽しさや理解を深めるとともに、他の利用者とのふれあいや協力を通じて、交流を深めることを目的として、市民農園を貸出している。 問合せ： 《産業振興課 農政係》 TEL：0279-54-2211

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	乳幼児・小中学生等の医療費無料化 対象者： 中学校3年生まで （15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。） 内 容： 保険診療による自己負担分を助成する制度です。 問合せ： 《住民課 住民保険室》 TEL：0279-26-2249
	チャイルドシート購入補助 対象者： 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。（ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。） 内 容： 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格（消費税含む）の2分の1（千円未満切捨、上限8,000円）を補助する制度です。 問合せ： 《総務課 安全安心室》 TEL：0279-26-2243
	産前・産後サポート事業 対象者： 町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後4ヶ月～1年の産婦は在宅が条件 内 容： 家事援助（通常の食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等） 育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴介助等） 【利用時間】 午前9時から午後6時まで（1日2時間までの利用） 【利用料金】 3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 （最大30回まで）（多胎の場合は最大60回まで） 問合せ： 《健康子育て課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248
	学校給食費補助 対象者： 町内の小中学校に通う児童・生徒 内 容： 1人当たり年10,450円を補助する制度です。 問合せ： 《教育委員会事務局 学校教育室 給食センター》 TEL：0279-54-3225
	高校生等公共交通通学支援事業 対象者： 町内に住み、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。 （ただし、町税を滞納していない方に限る。） 内 容： 同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10000円以上の場合、1ヶ月あたり2000円を補助する制度です。 問合せ： 《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241
住宅支援	勤労者住宅資金利子補給事業 対象者： 住宅建設資金などの融資を受けて、町内に自己用の専用住宅を新築または購入した給与所得者（サラリーマン）を対象に利子補給を行います。 内 容： 対象金額は融資を受けた額のうち1,000万円までとし、1.0%までの利子補給額を限度に1年間受けられます。 問合せ： 《産業観光課 産業振興室》 TEL：0279-26-2280
	タクシー運賃等助成事業 対象者： 吉岡町に住民登録があり、申請日において①～③のいずれかに該当する方 ①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方（自主返納及び失効している方も含む） ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持している方 内 容： タクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券を、申請者1人につき年間最大72枚（申請日に応じた枚数）一括交付する制度です。 問合せ： 《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降保育料無料化 特定教育・保育施設等（保育所等） 対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを3人以上扶養していること。 内 容：第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料化します。 問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719
	第3子以降副食費無料化 特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園） (新) 対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを3人以上扶養していること。 内 容：第3子以降の児童に係る副食費を、申請により無料化します。 問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719 《学校教育課 庶務係》 TEL：0270-64-7713
	小中学生給食費一部補助 対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容：学校給食費の一部補助 問合せ：《学校給食センター》 TEL：0270-65-6706
	子ども医療費無料化 対象者：中学校卒業までの子ども 内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《住民課 国民健康保険係》 TEL：0270-64-7702
	木造住宅耐震改修補助金事業 対象者：旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満住宅の所有者 内 容：耐震改修費用の1/2以内で上限80万円 問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707
住宅支援	文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金 対象者：文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①～のいずれにも該当するもの ① 世帯の市町村民税等の滞納がないこと ② 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確認すること ③ 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと 内 容：1棟につき5万円を交付 問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707
農村体験・就農支援	市民農園 対象者：町民 内 容：4ヶ所の市民農園を運営 問合せ：《公益財団法人玉村町農業公社》 TEL：0270-64-3122

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	保育所第3子以降保育料無料化事業 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在所している3歳未満の園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。 内 容： 対象児童の保育料無料化 問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246
	保育所第3子以降副食費補助事業 (新) 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在所している3歳以上の園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。 内 容： 対象児童の副食費補助 問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246
	幼稚園第3子以降副食費補助事業 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち幼稚園に在園している園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。 内 容： 対象児童の副食費補助 問合せ：《教職員課 幼稚園担当》 TEL：027-321-1298
	放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人目以降であること ・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること 内 容： 対象児童の保育料無料化 問合せ：《こども家庭課 こども企画担当》 TEL：027-321-1316
	子ども医療費助成扶助 対象者： 中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子ども 内 容： 保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金（差額ベッド代等は対象外） 問合せ：《保険年金課 医療給付担当》 TEL：027-321-1237
	チャイルドシート貸出し 対象者： 次のすべてに該当する人 ①本市に住民登録又は外国人登録をしている人 ②貸出申込日の属する月内に、5歳未満の幼児と生計を1つにしている人 ③貸出申請日に、車両を保有または使用している人 内 容： 2か月以内 ※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代(3,300円)が必要となります。 問合せ：《地域交通課 交通安全担当》 TEL：027-321-1231
住宅支援	空き家活用促進改修助成金 対象者： 居住目的で空き家を購入又は賃借する人 内 容： 高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅でおおむね10年以上居住又は使用していない空き家を住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額250万円）を助成。ただし、対象となる空き家が倉沢地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円）を助成。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	定住促進空き家活用家賃助成金 対象者： 空き家を借りる人 内 容： 倉渚地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予定者が対象。 月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	空き家事務所・店舗改修助成金 対象者： 事務所・店舗等の運営を予定している団体（高崎市内に本店や主たる事務所があること）及び個人（高崎市に住民登録があること） 内 容： 高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅でおおむね10年以上居住又は使用していない空き家を事務所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額500万円）を助成。 ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 他人に貸し付け、売却するものでないこと。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	高崎市移住促進利子補給制度 対象者： 倉渚・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方。 内 容： 移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する。 問合せ：《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202
	ふるさと住宅 対象者： 倉渚地区に定住する意思のある20歳以上41歳未満の者であり、現に同居し又は同居しようとする配偶者を有し、かつその他収入等の条件に該当する者 内 容： 公営賃貸住宅（空きが出た場合のみ募集） 月額26,000～41,000円 37戸 問合せ：《群馬県住宅供給公社高崎支社》 TEL：027-321-1267 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1324
	クラインガルテン（体験農園） 対象者： 農業体験希望者 内 容： 農園1区画40㎡から80㎡、年間1㎡当たり220円。技術指導、農具無料貸出し有。 利用者には、宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。 問合せ：《倉渚支所地域振興課 地域振興担当》 TEL：027-378-3111（代） 《相間川温泉株式会社》 TEL：027-378-3834
農村体験・就農支援	市民農園 対象者： 市内居住の農家でない人 内 容： 50㎡区画で年間7,200円（※個人開設農園の場合は農園により異なる） 問合せ：《高崎市農業公社》 TEL：027-321-1260
	高崎市新規就農者研修施設 対象者： 新規就農希望者（55歳以下） 内 容： 研修入居 農業技術習得のため入居 期間：2年間 月額20,000円 79.2㎡×4棟 問合せ：《倉渚支所農林建設課 農林担当》 TEL：027-378-3111（代）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	誕生記念樹給付 対象者：誕生時に藤岡市民として住民登録した子ども 内 容：・本数 1人あたり3種類の中から1本 ・種類 市の木「きんもくせい」、市の花「ふじ」・「冬桜」 ・引換券交付時期 福祉医療費受給資格者証交付申請時 ・引換方法 指定された場所に引換券を提出し、苗木を受け取る。 問合せ：《都市施設課 都市施設係》 TEL：0274-40-2332（直通）
	第3子以降保育料無料化（保育園・認定こども園） 対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること ・3人以上の子どもを扶養していること ・市民税等の滞納がないこと 内 容：・第3子以降の保育料無料 ・補助限度額：月：45,900円（公立・私立） ※保護者等の市民税所得割額に応じた保育料を申請により無料とする。 問合せ：《子ども課 児童福祉係》 TEL：0274-22-1211（内線2385）
	第3子以降保育料無料化（幼稚園） 対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること ・3人以上の子どもを扶養していること ・市民税等の滞納がないこと 内 容：・第3子以降の保育料補助 ※保護者が年間支払った保育料から、施設等利用給付認定の支給額を差し引いた額を申請により補助する。 問合せ：《子ども課 子ども家庭支援係》 TEL：0274-22-1211（内線2286）
	遠距離児童、生徒通学費補助金 対象者：遠距離通学をしている児童生徒の保護者 内 容：通学距離が片道4km以上の児童、生徒（ただし、スクールバス利用者は除く） 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	子ども医療費無料化 対象者：誕生から中学校卒業まで 内 容：子どもの医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。 問合せ：《保険年金課 医療年金係》 TEL：0274-40-2259（直通）
	藤岡市奨学金（貸与） 対象者：・市内に1年以上居住する世帯の子弟であること ・学力優秀、品行方正、健康であること ・経済的理由により学資支出が困難であること ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計） 内 容：貸与金額（月額） ・高等学校、高等専門学校：20,000円以内 ・大学（大学院を除く）：40,000円以内 ・専修学校（高等課程）：20,000円以内 ・専修学校（専門課程）：40,000円以内 問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	防犯ブザー及び黄色帽子の支給 対象者：市内の小学校に入学した新入生（転入生を含む）。 内 容：防犯ブザー及び黄色帽子を支給 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	ヘルメット購入費補助 対象者：市内の中学校に自転車通学を許可された新入生（転入生を含む）。ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。 内 容：自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円（定額） 1人1回限り 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	藤岡市看護師育成奨学金（給付） 対象者：・奨学金の給付を受ける者及び保護者が、市内に引き続き3年以上居住していること ・成績優秀、品行方正、健康であること ・経済的理由により学資支出が困難であること ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計） ・その他 内 容：給付金額（月額） ・市内に校舎がある大学（看護学部）：30,000円 問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）
住宅支援	勤労者住宅建設資金 対象者：市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者 内 容：・融資限度額 750万円 ・融資利率 2.5% ・融資期間 20年以内 ・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得 問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319（直通）
	市営住宅の紹介 対象者：・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。 ・税金及び介護保険料を滞納していない方。 ・申込者は成人であること。（婚姻者は成人とみなします） ・同居を予定している親族がいる方。（要件次第では単身可） ・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など 内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/shiei_juutaku.html 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家バンク 対象者：・当該空き家の所有者等 ・暴力団員等でない者 ○対象建物： ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など 内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/2016-0928-1408-176.html 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通) 空き家バンクリフォーム 対象者：・空き家バンクを通じて取得した住宅の所有者で、当該住宅の補助対象工事を行うものであること。 ・工事の実績報告をする日から5年間、補助対象の住宅に継続して居住する見込みであること。 ・市町村税を滞納していないこと。 ・暴力団員等でないこと。 内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/akiyabank-reform.html 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)
その他	創業者融資保証料補助金及び利子補給金 (新) 対象者：・市内での創業に要する資金（借換資金は除く）について、「群馬県」及び「日本政策金融公庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 ・主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税（市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税）を完納していること 内容：・保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額（変更により追加で支払うものを除く。） ・利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額（返済期日の遅延に係るものを除く。） ・申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。 問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319(直通) 藤岡市空き店舗等活用事業補助金 (新) 対象者：・対象地域（※1）の空き店舗等を活用して対象事業（※2）の営業をしようとする新規開業者（個人、法人） ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り ※2【対象事業】 小売業、飲食店（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く）、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項）の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他、市長が不適当と認める営業を行う者 内容：・賃借料補助 1出店者につき月額3万円（賃借料に2分の1を乗じて得た額以内）を限度とし、事業開始日の属する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 ・改修費補助 外装、内装および設備（水道、電気、ガス、空調）等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得た額以内（上限100万円）とし、一出店者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。 問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2319(直通)

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	保育所・認定こども園等の利用者負担額減免事業 対象者：市内に住所を有しており、所得税または市民税の申告をしていて、利用者負担額に滞納がなく、以下（1）～（3）のいずれかに該当する子どもがいる方。 （1）同一世帯（父または母）で18歳未満の児童を3人以上扶養している第3子以降の子ども （2）ひとり親世帯の子ども（同じ住所に母と子または父と子以外の者が住んでいないこと） （3）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯の子ども 内 容：利用者負担額が無料。 問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511（内線1163）
	保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業 （新）対象者：市内に住所を有しており、以下（1）～（3）の全てに該当する子どもがいる方。 （1）3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども （2）18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または「ひとり親世帯」か「在宅障害児（者）」のいる世帯の子ども （3）国の副食費免除（年収360万円未満相当の世帯）の対象とならない子ども 内 容：保育所・認定こども園等の副食費が無料。 問合せ：《こども課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511（内線1163）
	出産祝品 対象者：市内に住所を設定した出生子の保護者 内 容：富岡産シルクの「おくるみ」を贈呈。 （第2子以降については、市内の商店で利用できる「商品券」も選択可能） 問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：0274-62-1511（内線1114）
	子ども医療費無料化 対象者：中学校卒業までの子ども 内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0274-62-1511（内線1122）
	不妊治療費助成事業 対象者：特定不妊治療・一般不妊治療をしている方 （夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方） 内 容：自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 （特定不妊治療については、県の助成額を減じた額の1/2以内で年額20万円） ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。 問合せ：《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）
	不育症治療助成事業 対象者：専門医で不育症治療をしている方 （夫または妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方） 内 容：自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。 ※申請は1年度につき1回、通算5年を限度。 問合せ：《健康推進課 保健推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	学校給食費の補助 対象者：以下（1）～（3）の全てに該当する方。 （1）市内に住所を有している方（補助対象となる保護者及び児童生徒） （2）同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍している方 （3）給食費の滞納がない方 内 容：2人目以降の子どもを対象に、給食費を補助。 （市内小中学校に在籍の場合は学校給食費、市外小中学校に在籍の場合は給食費相当額） 問合せ：《学校給食センター》 TEL：0274-62-1504
	移住促進奨励金 対象者：市内に住宅を取得して市外から転入する方のうち、過去5年の間に世帯員全員が富岡市に住民登録されていない方 ※以下（1）～（3）の全てに該当する住宅が対象 （1）新築住宅 または 中古住宅 または 空き家住宅 （2）居住面積50㎡以上の専用住宅 または 併用住宅 （3）登記日が平成31年4月1日以降の住宅 内 容：以下の基本額と加算額を合計し、150万円を上限とする奨励金を交付。 基本額 住宅取得価格の3%（上限50万円） 加算額（一例） 夫婦とも45歳以下の世帯 +30万円 中学生以下の子どもがいる世帯 第1子+20万円、第2子以降+30万円 市内事業所に正規従業員として勤務 +10万円 ※奨励金のうち20万円は、市内商店街が発行する商品券で交付。 問合せ：《地域づくり課》 TEL：0274-62-1511（内線1253）
住宅支援	空き家家財道具等片付け補助金 対象者：空き家の所有権を有する方、または その相続人で空き家の家財道具等を処分運搬及び屋内外の環境整備をする方 （その他の条件については、お問い合わせください） 内 容：家財道具等を処分し、富岡市空き家バンクに登録または宅地建物取引業者との媒介契約を締結する場合において、家財道具等の処分に要する費用の一部を助成する。 ※補助率…費用の1/2以内（上限額10万円） 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-62-1511（内線1324・1325）
	市営住宅紹介 対象者：富岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.tomioka.lg.jp/ 内 容： 問合せ：《群馬県住宅供給公社富岡支所》 TEL：0274-64-9801
	住宅用新エネルギー機器設置補助金（太陽熱利用システム） 対象者：以下（1）～（4）の全てに該当する方 （1）自ら居住する既築住宅等に機器を設置する方 （2）市民、または市民になることが確実であると認められる方 （3）機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 （4）世帯の全員が市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない方 内 容：太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費の10%を補助する。 ※上限額…強制循環型40,000円、自然循環型20,000円。 問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823
住宅支援	家庭用生ごみ処理機の補助 対象者：市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、生ごみ処理機を適切に維持管理できる方 内 容：生ごみ処理機（1世帯につき1台）と生ごみ処理容器（1世帯につき1組（本体2基と微生物菌2袋））の経費の1/2を補助する。 ※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円。 問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	若者人材確保支援奨励金 対象者：以下（1）～（6）の全てに該当する方 （1）就職１年目 （2）就職の時点で、30歳以下であること （3）市内の中小企業に、正社員として勤務していること （4）同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること （5）申請の時点で富岡市民であること （6）申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと 内 容：奨励金5万円を交付 問合せ：《産業振興課 産業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1264）
	市民農園 対象者：市内在住の方（農家の方は除く） 内 容：農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験できる市民農園を、市内に4カ所開設。 ①富岡（28区画） ②一ノ宮（40区画） ③高瀬（41区画） ④妙義（12区画） ※使用料…3,000円（1区画／年） 問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）
その他	富岡市まちなか移住体験住宅 対象者：富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方 内 容：富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。 ※使用料…20,000円（月） 問合せ：《地域づくり課》 TEL：0274-62-1511（内線1253）
	未来の教室 対象者：市内在学の中学生 内 容：市内の中学生を対象に、地域住民（センパイ）との対話を通じて、未来への自発性や意欲を日常の行動に結びつけることを目指した人材育成プログラムを実施する。 問合せ：《まちなかにぎわい課》 TEL：0274-67-1256

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降の保育所保育料無料化 条 件： 次のいずれにも該当すること ・対象児童の住民登録が市内にあること ・保護者が子どもを3人以上扶養していること（18歳の年度末までの子を第1子とする。） ・保育料算定に必要な書類が提出されていること 内 容： 対象児童の保育料無料化 問合せ： 《子ども課 幼児教育保育係》 TEL：027-382-1111
	遠距離児童生徒通学費補助事業 対象者： 遠距離を通学する児童生徒 内 容： ・小学校児童…通学距離が4kmを超える区間 年額15,400円 ・中学校生徒…通学距離が6kmを超える区間 年額15,400円 問合せ： 《教育委員会学校教育課 学事係》 TEL：027-382-1111
	子ども医療費助成制度（福祉医療制度） 対象者： 医療保険加入者のうち、中学校3年生（15歳の学年末）までの子ども 内 容： 医療保険や他の公費を使用して受診（入院・外来等）した際の、自己負担分を助成 問合せ： 《国保年金課 医療年金係》 TEL：027-382-1111
	出産祝品 対象者： 市内に住所を設定した出生子の保護者 内 容： 市内にある碓氷製糸農業協同組合で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈 問合せ： 《市民課 窓口係》 TEL：027-382-1111
	奨学金貸与事業 対象者： 本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中又は入学予定の者 内 容： 公立、私立高校 月額15,000円 ※本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分を支給 問合せ： 《教育委員会総務課 庶務係》 TEL：027-382-1111
	学校給食費一部無料化 対象者： (1)同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの日にある者のうち、その出生の早い者から数えて第3番目以降の者で安中市立小学校に在籍する児童 (2)安中市立中学校に在籍している生徒 ○条件 いずれも、児童生徒が本市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと 内 容： 子育て支援を目的とし、安中で学ぶ子ども達を応援するため、上記の児童生徒を対象に学校給食費の無料化を実施 問合せ： 《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-382-1111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	結婚新生活支援事業 対象者：令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を受理されたご夫婦で、次のいずれにも該当する世帯 - 夫婦の前年の年間所得合計額が340万円未満であること ※婚姻を契機に夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請の際現に再就職をしていない者がいる場合は、当該者の所得を含めない。 ※貸与型奨学金の返済を補助金の申請の際現に行っている場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除する。 - 補助金の交付の申請の際現に新婚夫婦の一方が本市の区域内に所在する当該住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であること - 他の公的な制度による支援を受けていないこと - 他の自治体等によるこの告示と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと - 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと - 夫婦が本市の税を滞納していないこと - 夫婦の一方が婚姻の時点において50歳未満であること - 世帯の全員が安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと - 安中市移住支援金支給要綱に基づく移住支援金の支給を受けていないこと 内 容：○補助対象経費：令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に実際に支出した経費で次に掲げるもの - 新規の住宅取得費用 - 新規の住宅賃借費用（新婚夫婦が同居を開始した後に生じた賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） - 結婚に伴う引越し費用（本市の区域内における移転又は本市の区域外から本市の区域内への移転に限る。） ○助成金額：1世帯あたり上限24万円 ○申請期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 問合せ：《市民生活課 相談支援人権係》 TEL：027-382-1111
	不妊治療費助成事業 対象者：次のいずれにも該当する者 - 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 - 申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民 - 医療保険加入者 - 市税の滞納がない市民 内 容：対象となる治療費（医師が認めた医療保険診療及び医療保険適用外の不妊治療、群馬県の特定不妊治療費助成事業申請の場合は治療費から県助成額を除いた額）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、10万円が限度。 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算5年度まで。 ※群馬県特定不妊治療費助成事業申請予定の場合、先に県に申請し、その後市に申請する。 ※申請は不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。 問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111
	不育症治療費助成事業 対象者：次のいずれにも該当する者 - 不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 - 申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民 - 医療保険加入者 - 市税の滞納がない市民 内 容：対象となる治療費（医師が認めた不育症治療費）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、20万円が限度。 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算3年度まで。 ※申請は不育症治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。 問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111

分類	事業名（対象者・内容）							
子育て支援	産後ケア事業 (新) 対象者： 出産後、心身の不調や育児不安があるにも関わらず、家族等から十分な援助を受けることができない産後4か月未満の（市内に住所を有する）産婦及び乳児 内 容： 助産師が利用者宅を訪問し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施 ・ 出産後の母体管理及び生活面の指導 ・ 授乳指導及び母乳育児指導に伴う乳房ケア ・ 沐浴や育児に関する相談 利用者負担金 1回 1,200円(多胎児加算1人につき600円) 利用回数 7回まで 問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111							
	勤労者住宅建設利子補給 対象者： 次のいずれにも該当する者 ・ 市内に過去1年以上前から現在に至るまで継続して居住する者 ・ 第3者が経営する事業所に勤務している者（経営者は除く） ・ 市内に一戸建ての専用住宅を建設し、又は新築分譲を受けた者 ・ 建設資金を金融機関等から借り入れた者 内 容： ・ 利子補給の金額は、1年間で最高37,500円 ・ 利子補給の期間は、3年以内（36か月間） 問合せ：《地域創造課 商工労働係》 TEL：027-382-1111 市営住宅の紹介 対象者： 市ホームページに掲載している内容のとおり 内 容： https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/index.html 問合せ：《建築住宅課 住宅管理係》 TEL：027-382-1111 宅地分譲 条 件： 次のいずれにも該当すること ・ 不動産取引を目的とせず、本人又は本人の二親等以内の親族が、自ら居住する住宅を建築し、生活の本拠とすること ・ 住宅建築の基準を遵守すること ・ 分譲代金を一括に支払うことができること ※既に公社分譲区画を購入済の方、土地家屋所有の方や単身の方でも申込み可能 内 容： 古城住宅団地内の3区画について分譲（所在地：安中市板鼻字古城地内） ※住宅建築上の基準があるため、確認が必要 問合せ：《安中市土地開発公社（都市整備課 開発係）》 TEL：027-382-1111 住宅リフォーム補助事業 対象者： 申請者の要件 ・ 市内に住宅を所有し、そこに居住している人 ・ 上記住所で住民基本台帳に記録されている人 申請者及び同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件 ・ 市税を滞納していないこと ・ 暴力団員等でないこと ・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと 内 容： 市内に本店(本社)がある施工業者に発注して自宅のリフォーム工事を行う場合、補助対象経費（税込み10万円以上）の20%、子育て世帯は30%を補助（上限額有り） 補助金の上限額は申請者の前年分の合計所得金額に応じ、下記の金額（※住宅の所有が共有名義の場合は、同居している共有者の合計所得金額を合計して限度額を算定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年分の合計所得金額</th><th>補助金限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>400万円を超え600万円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>600万円を超える</td><td>5万円</td></tr> </tbody> </table> ※申し込み多数の場合は、抽選により申請者を決定。 ※申込期間あり。支給要件要確認。 問合せ：《建築住宅課 指導係》 TEL：027-382-1111	前年分の合計所得金額	補助金限度額	400万円以下	15万円	400万円を超え600万円以下	10万円	600万円を超える
前年分の合計所得金額	補助金限度額							
400万円以下	15万円							
400万円を超え600万円以下	10万円							
600万円を超える	5万円							

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業 対象者： 空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う者 内 容： 補助金額（受けられる補助金は、どちらか一方のみ） (1) リフォーム工事補助：工事費用の2分の1（上限20万円） (2) 家財処分補助：処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1（上限10万円） 問合せ：《地域創造課 地域政策係》 TEL：027-382-1111
農業体験・就農支援	農業次世代人材投資事業 対象者： 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者 内 容： 最長5年間、年間150万円を上限に支給。 （提出する経営開始計画が5年後に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件。資金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合等は支給停止となる。支給要件要確認。） 問合せ：《農林課 農政係》 TEL：027-382-1111
その他	創業者融資利子補給金および創業奨励金 対象者： 次のいずれにも該当する者 ・対象融資（創業に関するもの）の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること ・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること ・市税の滞納がないこと ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象とならない。 ・金融業、保険業、風俗業、その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業 内 容： 市内で新たに創業する者又は創業後1年未満の者が、創業に関する融資を受けた場合に、利子の補助と創業奨励金を交付する。 融資を受ける前には相談が必要。 (1) 利子補給金の額および交付対象期間 対象融資に係る支払利子額とし、1 補助対象者につき2年間で15万円を上限。 (2) 創業奨励金の額および交付対象期間 信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1 補助対象者につき2年間で10万円を上限 【認定申請】 対象融資を受けた日から2か月以内に認定申請をする必要あり 問合せ：《地域創造課 商工労働係》 TEL：027-382-1111 お試し移住事業 (新) 対象者： 市外に住所を有し、安中市への移住を検討している方 内 容： 碓氷峠くつろぎの郷コテージを利用して、「あんな暮らし」を体験 費用（1棟あたり1泊）：7月1日から7月31日 9,000円 7月1日から7月31日以外 6,000円 詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。 https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/otameshiju.html 問合せ：《地域創造課 地域政策係》 TEL：027-382-1111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	誕生祝金 対象者：1歳に達した子を有する者。（戸籍法第49条に定める届出を行った時から継続して住民である者） 内 容：1子につき3万円を助成する。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	がんばる子育て応援手当 対象者：6か月を超えて継続して住民である方で、3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者。 内 容：3人目以降の対象児童1名に対して月額1万円を支給する。児童のうち高等学校（特別支援学校及び高等専門学校を含む。）に就学する者が2人以上あり、そのうちに第2子にあたる児童がいるときは、支給月額に1万円を加える。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	がんばる子育て応援特別手当 対象者：3人以上の子（税法上の扶養家族）を養育（生計同一）する方 ○対象となる子：平成26年4月2日以降に生まれた子 ※現行のがんばる子育て応援手当との重複支給はありません。 内 容：○手当月額：3人目以降の子一人につき50,000円 ○住居要件 受給者（親等）・・・6ヶ月を超える住民登録 3人目以降の子・・・出生時から住民登録している子 ○所得制限 受給者（親等）・・・所得が250万円以下であること。 世帯員・・・世帯全員の収入合計が600万円以下であること。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	学校給食費の免除 対象者：村内の保育園に通う園児、または小中学校に通う児童 内 容：子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所及び小中学校の給食費の保護者負担を免除している。 問合せ：《保健福祉課、教育委員会》 TEL：0274-59-2309、59-2657
	子供福祉医療の充実 対象者：18歳になる年度までの子ども（入院・外来ともに無料） 内 容：子ども医療費（入院・通院）について、医療保険の個人負担分を村と県で全額負担。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-59-2309
	入学祝金 対象者：小学生または中学校に入学する子を有する方 内 容：支給金額：30,000円 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	結婚祝金 対象者：対象は、村に定住の意思（10年以上）のある満45歳以下の者。 内 容：1組あたり20万円を助成する。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	通学費の補助 対象者：小・中学校へバス通学する児童（遠方に居住）。 内 容：定期券購入に係る費用を全額助成する。 問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-59-2657
	奨学金の貸与 対象者：高等学校、高等専門学校、大学、短大及び専門学校に在学する生徒 内 容：自宅通学者には月額1万5千円、自宅通学者以外には月額5万円を貸与している。返済は、卒業後一年を経過した年の翌月から返済。ただし、奨学生が卒業した後、村民として在村し、1年以上就業した方については、その期間に限り返済を免除。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	保育所の設置 対象者：保護者の方が仕事や病気のため家庭で児童を保育することができない家庭の就学前の幼児 内 容：保育料月額 無料 1歳半～2歳児 5,000円/月 問合せ：《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2729
	学童保育所の設置 対象者：日中保護者のいない家庭の小学4年生以下の児童を対象に、生活、遊びを通じてこどもの健康と健全な成長を助けることを目的としています。 内 容：○保育時間： 平日＝下校時から午後6時まで 休校日（春、夏、冬休み、学校行事による振り替え休校日など）＝午前8時から午後6時 ○利用料：5,000円/月（8月は8,000円） 問合せ：《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2730
住宅支援	住宅資金借入金利子の助成 対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。 内 容：住宅に関する借入れ資金のうち新築は500万円、増改築は300万円を上限に当該借入の利息を標準的な借入れ条件に置き換えて全額助成（最長10年）。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	住宅取得応援金 対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。 内 容：住宅取得年の前年の所得金額（後継者及びその配偶者の合計）が300万円以内の後継者に対し、住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成する（最長5年）。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
その他	生活補給金の支給 対象者：○資格要件：新たに後継者となったかたで安定的な所得（前年度所得が250万円以下）が得られないかた（2年目より150万円以下の方） 内 容：○奨励措置：1世帯あたり50,000円/月、独身者は30,000円/月 ○助成期間：3年 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111

分類

事業名（対象者・内容）

子育て支援

I・Uターン者定住奨励事業

対象者：世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。

内 容：家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。
ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。なお、国家公務員及び地方公務員は対象外とする。

問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111

保育料無料中学生まで給食費無料学童保育(6年生まで)無料

対象者：

内 容：保育料無料
中学生まで給食費無料
学童保育（6年生まで）無料

問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-57-2111

結婚祝い金

対象者：町内に住所を定め、結婚した方（但し、60歳未満であるとともに、どちらかが初婚で5年以上定住することが条件）

内 容：1組に対し、10万円を支給いたします。

問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111

幼児用補助装置購入費補助

対象者：国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの
①購入日に乳幼児が6歳未満であること
②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が町内に住所を有すること
③親権を有する者が町税等を滞納していないこと

内 容：幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格（消費税を含む）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1台につき2万円が限度です。
※幼児用補助装置…チャイルドシート

問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111

子育て支援金の支給

対象者：町内に3月以上継続して居住し、1年以上定住する意思のある保護者及び児童。

内 容：（単位：円）

支給種別	第1子	第2子	第3子	第4子以降
出生時	20,000	40,000	60,000	100,000
小学校入学	20,000	40,000	60,000	100,000
中学校入学	30,000	60,000	90,000	150,000
中学校卒業	30,000	60,000	90,000	150,000

問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-58-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	育児学級 対象者： 本町に居住する入園前の乳幼児とその保護者 内 容： 医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の交流を図る。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-58-2111 神流町通勤・通学等費補助事業（神流町 商品券交付） 対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住居登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)神流町外に通勤・通学等し、その通勤等の距離が片道20km以上ある方 (3)町税の滞納がない方 内 容： 【商品券による補助相当額及び交付内容】 補助相当額 通勤等の距離（片道）に応じて次のいずれかとなります。 (1)20km以上30km未満の方 月額3,000円 (2)30km以上40km未満の方 月額4,000円 (3)40km以上の方 月額5,000円 問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111
住宅支援	定住促進住宅資金利子補給 対象者： 町内に居住又は居住を予定する者 内 容： 住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利率の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。 なお、利子補給期間は5年間で限度です。 問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111 町営住宅 対象者： ○入居資格 ※入居資格は団地によって異なります。ご注意下さい。 ※入居の際には、神流町在住で、入居者と同等以上の所得のある方の保証人が必要となります。 内 容： ○申込みから入居までの流れ ① 住宅の紹介後、世帯構成、収入、住宅困窮度合い等、簡単な審査を行います。その後、入居を希望する住宅にあった申込書、添付書類等を提出して下さい。 ② 申込書を受付し、再審査を行います。入居許可が下りたら、申込者へ連絡いたします。 ③ 申込者は、入居許可日から10日以内に「請書」（200円分の収入印紙、保証人の所得証明書、印鑑証明書等を添付）、「覚書」を提出して下さい。様式は、神流町役場にあります。 ④ 敷金を納付していただきます。敷金は、家賃の3ヵ月分です。 ⑤ 住宅の鍵をお渡しします。くれぐれも無くさないように注意して下さい。入居予定日より15日以内に入居して下さい。 ⑥ 入居後、2週間以内に神流町役場住民生活課へ転入届若しくは転居届をし、住民票1通を建設課へ提出して下さい。 ◆注意事項 ① 神流町町営住宅では、介助犬、観賞用魚類を除き、ペットの飼育は禁止しています。 ② 神流町はテレビの難視聴地域のため、通常のテレビ番組が視聴できません。テレビを視聴するには、神流町のケーブルテレビに加入して下さい 問合せ：《建設課》 TEL：0274-57-2111

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	神流町空き家バンク 対象者： 内 容：HPで空き家を紹介し、借主貸主とのマッチングをし、空き家の活用と移住希望者の定住を促進する。 問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111
	住宅改造費補助 対象者： ①65歳以上の者がいる世帯老人のいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の3月31日までにある者がいる世帯 ①～③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。 内 容： 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の一部を、1世帯につき5年間に1度補助します。 補助率1／3 補助金限度額20万円 ○工事内容 ①廊下、便所、浴室、玄関等の手すりの取付け ②廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事 ③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等 ⑤和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能付き）への取替え ⑥廊下、便所等のスペース拡張 ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮（外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可）等 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-58-2111
	神流町除雪機購入費補助金 対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)町税の滞納がない方 内 容： ○補助金額 購入費(消費税含む)の2分の1（上限：25万円） ※1,000円未満は切捨てとなります。 ○対象となる除雪機 次のいずれにも該当するもの (1)エンジン、モーター等により駆動する除雪機 (2)新品で購入した除雪機 ○対象台数 1世帯1台までとし、この補助金を受けた後10年間は新たな購入にかかる申請はできません。 問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111
就業支援	神流町産業振興支援補助金交付要綱 対象者： 町内在住者、町内に店舗・工場等の事業所所有者 内 容： 6次産業化をされる方 ①新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業 ②起業、新産業・地域ブランド創出事業 ③地域資源を活用して地産地消・食育事業 限度額100万円で補助対象経費の1／2以内を補助 問合せ：《産業建設課》 TEL：0274-57-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	結婚祝金支給制度 対象者：・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・租税並びに介護保険料・ガス水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方 内 容：結婚したカップル1組につき5万円を支給 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	不妊治療費助成制度 対象者：・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方 ・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方 ・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること ・租税等に滞納がないこと ・妻の年齢が43才未満であること 内 容：・特定不妊治療（体外授精、顕微授精等）・・・1年度の治療費の1/2で、上限100万円 ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 ・不育症治療・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 問合せ：《保健課 保健予防係》 TEL：0274-82-5490
	出産祝金支給制度 対象者：・町の住民基本台帳に記載された後6ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方 ・出産日が本町の住民になってから6ヶ月に満たない場合は、6ヶ月を経過した日において引き続き町内に在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方 内 容：第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円を支給 問合せ：《住民税務課 住民係》 TEL：0274-82-2112
	入学祝金 対象者：・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者 ・小・中学校等に入学する月において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有している方 ・保護者が、町税等を滞納していない方 内 容：小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき5万円支給※ただし、現金3万円、下仁田町商業協同組合商品券2万円 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	子ども医療費無料化 対象者：・中学卒業までの子ども 内 容：・中学卒業までの子どもの医療費について無料化を実施（県内市町村で一律実施） 問合せ：《福祉課 国保係》 TEL：0274-64-8801
	保育所保育料無料化事業 対象者：次のいずれにも該当する者 （第2子以後） ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること。 ・保育料及び保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと。 （第1子） ・年収360万円未満相当世帯。 内 容：対象児童の保育料無料化 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	障害児保育料無料化 対象者：次のいずれかに該当する児童 ・身体障害者手帳の交付を受けた児童 ・療育手帳の交付を受けた児童 ・児童相談所等の公的機関において、診断書又は意見書により上記と同等の障害を有すると判断された児童 内 容：対象児童の保育料無料化（第1子より） 問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803
	空き家等利活用推進事業 対象者： 内 容：下仁田町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809
住宅支援	定住促進奨励金制度 対象者：・下仁田町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方 ・租税およびガス水道料金等の滞納がない方 内 容：固定資産税が課税される当初の年度に25万円を一括交付 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809
	下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度 対象者：町内に住む勤労者（個人事業主、農家、無職は対象外）で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。 内 容：対象額：借入資金のうち400万円以内 利子補給率：借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行う。 利子補給期間：3年間 問合せ：《商工観光課 商工観光係》 TEL：0274-64-8805
	町営住宅の紹介 対象者： 内 容：町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。（入居者要件有） 問合せ：《建設水道課 管理係》 TEL：0274-64-8807
	下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業 対象者：町内に居住用の住宅を新築・購入・改築した方で、群馬県で実施する「ぐんまの木で家づくり支援事業」に該当する方。 内 容：群馬県から交付される補助金と同額を交付 問合せ：《農林課 林業係》 TEL：0274-64-8806

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家等利活用支援事業補助金 対象者： 下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空き家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空き家等所有者、又は空き家等所有者から空き家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方 ※条件例 ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方 ・空き家等の所有者で3親等以内の親族でない方 内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。 問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809
	空き家等利活用片付け支援事業補助金 対象者： 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方（3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。） ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者 内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は10万円を限度額とする。 問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809
農業体験・就農支援	ふれあい農園事業 対象者： 農業者以外 内 容： 自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。 問合せ： 《農林課 農業係》 TEL:0274-64-8806
その他	ねぎとこんにゃく下仁田奨学金 対象者： ・ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ・世帯全員が町税等を滞納していないこと ・奨学生が退学することなく高校、大学等に在学していること（在学中は、全ての方が対象） ・奨学生が卒業後、実際に下仁田町に住んでいること（卒業後は、下仁田町に帰ってきた方が対象） ・補助金を受け取る方が下仁田町に住んでいること 内 容： 金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンを借り、返済した場合に、在学中は利息相当額を、卒業後は下仁田に戻って居住している期間の元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から補助する制度。 問合せ： 《企画課 地域創生係》 TEL:0274-64-8809

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	結婚・出産祝金支給事業 対象者：南牧村に居住する者で、かつ、永住の意思のある者 内 容：南牧村の人口の減少を防止し、人口の増加と定着化を図り、もって村勢の発展と住民福祉の向上に寄与するために、結婚祝金・出産祝金を支給する。 ・結婚祝金：1組3万円 ・出産祝金：第1子5万円、第2子以降1人につき10万円 問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011
	保育料の免除 対象者：保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。 内 容：子育て支援の施策として保育園の保育に要する費用の免除 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0274-87-2011
	放課後児童クラブ利用料の免除 対象者：保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。 内 容：子育て支援の施策として学童保育に要する利用料の免除 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0274-87-2011
	学校給食費の免除 対象者：保護者等及び児童生徒が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。 内 容：子育て支援の施策として学校給食に要する費用の免除 問合せ：《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0274-87-2011
	入学支援金の交付 対象者：保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に入学した者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。 内 容：子育て支援の施策として高等学校等の入学に対する補助金（入学生徒1人につき30,000円）の交付 問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011
	通学補助金の交付 対象者：保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に通学する者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。 内 容：子育て支援の施策として高等学校等への通学に対する補助金（バス停から駅までの距離により年額22,000円～42,000円）の交付 問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	転入奨励金の交付 対象者： 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者及び保護者等が、新たに本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地とすることとなったとき。居住日から引き続いて3年以上居住する意思があると認められるとき。 内 容： 子育て支援の施策として子育てをしている者の転入に対する奨励金（転入児童等1人につき30,000円）の交付 問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011
	子ども医療費無料化 対象者： 中学校卒業までの子ども 内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《保健福祉課 保健係》 TEL：0274-87-2011
住宅支援	新築等祝金の交付 対象者： 本村に住所を有し、現に居住している者。奨励金の支給を受けた後、引き続き10年以上にわたって本村の住民基本台帳に登録し、生活の本拠地とすること。同一世帯内で公租、公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。 内 容： 本村への定住を促進するため、新築等の祝金を交付する。 ・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が66平方メートル以上で、かつ、費用が1千万円以上のもの〔奨励金額：50万円〕 ・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が33平方メートル以上で、かつ、費用が5百万円以上のもの〔奨励金額：20万円〕 ・住民が自ら居住する住宅を増改築及び改修し、1軒当たりその部分の延床面積が33平方メートル以上で、かつ、その費用が3百万円以上のもの〔奨励金額：20万円〕 問合せ：《村づくり・雇用推進課 企画係》 TEL：0274-87-2011
	空き家バンク制度 対象者： 南牧村への移住希望者 内 容： 村内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供する。 問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011
	空き家家財道具等搬出処分費補助 対象者： 村内の空き家に定住する者等 内 容： 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費を補助する〔経費の2分の1の額・上限5万円〕 問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011
その他	なんもく暮らし体験民家 対象者： 南牧村への移住希望者 内 容： 暮らし体験民家では、家具・電化製品などを備え、必要最低限の生活用具で移住生活を体験でき、使用期間は1箇月（30日）単位とし、最長で2箇月（60日）とする。寝具や日常消耗品などは使用者が持ち込むものとする。使用料は1箇月3万円、延長（1日毎）千円とする。 問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	結婚新生活助成金 (新) 対象者：夫婦双方の年齢が65歳以下で、合計所得金額が800万円以下の者 内 容：住居費及び引越費用の一部を補助。（上限30万円） 問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	出産祝支給 対象者：出産者 内 容：対象児童1人につき、50,000円の商品券を支給。 問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	三世帯同居世帯子育て奨励金 対象者：保育園に通っていない、0歳から3歳までの児童がいる三世帯で構成されている世帯 内 容：児童1人につき年額30,000円の奨励金（商品券）を交付。 問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	幼稚園給食費無料化 対象者：町立幼稚園全ての園児 内 容：給食費について無料化を実施。 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-74-3131
	保育料の減免 対象者：同一世帯、同一扶養義務者によって扶養されている子を持つ者 内 容：3番目以降の児を無料にする。 問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内） 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-74-3131
	ブックスタート事業 対象者：全乳児 内 容：乳児健診時に研修を受講したボランティアが絵本を介して語りかけることで対象の親子にあたたかい楽しい時間を共有してもらう。また、読んだ絵本をプレゼントし、家庭でも赤ちゃんとの楽しい時間をつくることに役立てってもらう。 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	子ども医療費無料化 対象者：中学校卒業までの子ども 内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。 問合せ：《健康課 国保係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	不妊治療費助成事業 (新) 対象者：専門医で不妊治療をしている人（申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。） 内 容：自己負担額の1/2以内で、限度額30万円まで。ただし、県助成金並びに各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	不育症治療費助成事業 (新) 対象者：専門医で不育症治療をしている人（申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。） 内 容：自己負担額の1/2以内で、限度額20万円まで。ただし、各医療保険等で給付される場合は、その額を控除。 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	フッ化物塗布・洗口事業 (新) 対象者：1歳～中学校3年生までの希望者 内 容：①1歳0か月～4歳0か月児：「にこにこ甘楽」で実施するむしば予防教室にて原則6か月に1回歯科健診・フッ化物塗布を無料実施 ②町立幼稚園・保育園に通う年中・年長児：各園で週5日フッ化物洗口を無料実施 ③小中学生：フッ化物洗口剤の無料配布 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
	かんら健康ダイヤル24 (新) 対象者：全町民 内 容：健康や介護、育児等に関する電話相談に24時間年中無休で対応する（通話料・相談料無料）。 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」内）
住宅支援	空き家バンク 対象者： 内 容：町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供し、町ホームページで公開する。 問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3131
	まちづくり定住応援金事業 対象者：新たに住宅を取得した人 内 容：初年度固定資産税相当額を交付。 問合せ：《住民課 税務係》 TEL：0274-74-3131
	住宅団地土地分譲事業 対象者： 内 容：○「金井北第2住宅団地」令和元年7月下旬より土地分譲申込受付開始 ・上信電鉄線・上州新屋駅から400m ・町営上水道、公営下水道完備 ※土地分譲には条件があります。 問合せ：《建設課 都市計画係》 TEL：0274-74-3131

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	貸し農園の設置 対象者： 内 容：○区画 ・休憩棟付農園（バス・トイレ・流し台あり） 農園面積300平方メートル×13区画 年額240,000円 ・グループ農園 農園面積300平方メートル×5区画 年額60,000円 ・大区画農園 農園面積150平方メートル×47区画 年額30,000円 ・小区画農園 農園面積80平方メートル×50区画 年額16,000円 ○その他の施設 ・クラブハウス 245平方メートル（管理人が常駐） ・駐車場80台分 ・屋外トイレ2棟 ・貸出用農機（耕うん機）（有料） ○募集 ・毎年1月に募集開始（利用期間は原則3月から1年間で翌年の更新も可能） ・募集区画数は、町ホームページに掲載 問合せ：《産業課 農林係》 TEL：0274-74-3131
その他	かんら未来人財応援事業補助金 (新) 対象者：以下、いずれにも該当する者。 ・大学等を卒業し、令和2年4月1日以降に奨学金の返済が始まる者。 ・町内に住所を有し、または町内企業で就業する者。 ・4月1日現在で30歳未満の者 内 容：奨学金を返還する際に、返還額の1/2を補助する。（最大60ヶ月（5年間）） ・町内に住所を有し、かつ、町内企業で就業する者 最大12万円 ・町内に住所を有する者 最大10万円 ・町内企業で就業する者 最大2万円 問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3131 空き店舗等活用支援事業補助金 (新) 対象者：新たに空き店舗等の建物内において事業（小売業やサービス業等）を始める者 内 容：空き店舗等の改修に係る経費の1/2以内の額とし、上限50万円まで補助する。（外装工事、内装工事、給排水設備工事、電気設備工事、機械設備工事等） 問合せ：《産業課 商工観光係》 TEL：0274-74-3131

中之条町

最終更新 : 2020/7/20

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	安心出産サポート事業 対象者：町に住所のある妊婦及びその配偶者並びに1親等の者 内 容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近隣の宿泊施設等に宿泊して待機する際の宿泊費及び病院まで交通費の一部を補助する。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	ブックスタート事業 対象者： 内 容：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレゼントする。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	各種予防接種補助事業 対象者： 内 容：次の予防接種費用を補助する。 ①ロタウイルス（生後6週から32週の乳児、接種費用1回分） ②おたふくかぜ（1歳～就学前の幼児、1回限り全額） ③インフルエンザ（妊婦及び6か月～高校3年生相当の人、全額） ④大人の風しん（妊娠を希望する夫婦、妊婦と同居する家族、1回全額） ※ただし、抗体検査（自費）の結果が陰性の人に限る。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	不妊治療助成事業 対象者：一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費 内 容：医師が認めた治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	母乳相談等補助金交付事業 対象者：母乳マッサージを含む母乳育児相談を必要とする産婦 内 容：出産後の育児不安や産後うつ予防、経済的負担の軽減を図る。出産後3か月以内に利用した費用の一部を補助。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	子ども医療費の無料化 対象者：出生から中学校卒業までの子ども 内 容：保険対象の医療費について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	出産祝金 対象者：出産時前から中之条町に6ヶ月以上居住している新生児の父母。第2子以上は、出産時に1子以上を養育している父母 内 容：出産を奨励し、定住化の促進を図るため、手当金を支給する。 ・第1子 5万円 ・第2子 20万円 ・第3子 30万円 ・第4子 50万円 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	保育料の無償化 対象者：町立幼稚園・保育所に通園・通所学する幼児 内 容：国の制度対象外の部分について無償化（保育所の副食費も無償化） 問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	乳児おむつ等購入費助成 対象者： 満1歳までの乳児を養育する保護者 内 容： おむつ等の購入にかかった費用を助成する。 ・助成額：費用の80%（月額上限3,000円） 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	子育て相談事業 対象者： 内 容： 町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	入学祝品 対象者： 小中学校に入学する児童・生徒 内 容： お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	入学準備応援費 対象者： 小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯 内 容： 世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	保育所・幼稚園運営管理 対象者： 内 容： 公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。 保育所での一時預かりや地域子育て支援センター事業、幼稚園での延長預かり事業を実施し、子育て世帯の支援を行う。 また、町独自に保育料無償化や園庭開放等を行い、金銭的負担や子育て不安の軽減を図る。 問合せ： 《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850
	放課後児童対策事業 対象者： 中之条小学校1年生～3年生 内 容： 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。 また、学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の居場所を提供する。 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	親子の交流の場運営 対象者： 内 容： 町内3施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。 ・対象施設 世代間交流館「ゆびきり」・伊参交流館・子育てひろば「はっぴ〜」 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	子育て支援サークル等活動支援 対象者： 町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体 内 容： サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。 ・補助額 サークル 児童1人2千円 支援団体 運営費の1/2（上限7万円） 問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	奨学金の貸与 対象者：中之条町に住所を有する者の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に修学する方。 内 容：経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。 問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824
	遠距離通学児童・生徒通学費補助金 対象者： 内 容：中之条地区の小学校及び中学校に通学する児童・生徒のうち、遠距離通学児童・生徒の通学に係る交通費等の経費負担に対し、必要な補助を行い、保護者負担を軽減し、他通学者の通学条件との均衡を図ることにより、義務教育の円滑な運営に資する。 問合せ：《こども未来課 学校施設係》 TEL：0279-75-8824
	チャイルドシート購入補助金 対象者：国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した親権者 内 容：チャイルドシートの購入にかかった費用を補助する。 ・補助額：購入費用の50%（上限10,000円） 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	給食費の無料化 対象者：町立幼稚園・小学校・中学校に通学する児童・生徒 （または、町内在住で特別支援学校に通学する児童・生徒） 内 容：給食費の無償化 （特別支援学校の場合、保護者に給食費相当分を補助金として交付） 問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824
	産後ケア 対象者：産後～4ヶ月までの母子 内 容：指定医療機関において、宿泊およびデイサービスを行う。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
住宅支援	住宅リフォーム補助金 対象者：住宅の改修等を行う者 内 容：経費の一部を予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等 ・補助金額：【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円 【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727
	勤労者住宅建設資金利子補給 対象者：町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者 内 容：住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的として、勤労者の住宅建設資金に対して利子補給する。 ・面積要件：総床面積280平方メートル以下の専用住宅 ・利子補給金：建築または購入資金を融資機関から借り入れた場合、最高12万円を予算の範囲以内で交付。 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	住宅取得費補助金 対象者：町内に住宅を取得する者 内 容：予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：住宅の新築、購入 ・基本補助金額：【新築（町内業者）】費用の1/20、上限100万円 【新築（町外業者）】費用の1/40、上限50万円 【中古】費用の1/40、上限25万円 ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件：5年以上定住すること等 問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837
	空き家対策補助金【空き家解体補助金】 対象者：該当建築物の所有者 内 容：おおむね10年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：空家住宅の解体工事 ・補助金額：【町内業者】費用の1/2、上限70万円 【町外業者】費用の1/4、上限35万円 ・要件：工事着手前に申請すること 問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828
	空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】 対象者：該当建築物の所有者 内 容：おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：空家の改修工事 ・基本補助金額：[町内業者]費用の1/2、上限100万円 [町外業者]費用の1/4、上限50万円 ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件：10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等 問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828
	町営住宅の紹介 対象者：町での居住を考えている方 内 容：町営住宅の空き状況を公開。（入居要件あり） 問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828
	結婚新生活支援補助金 対象者：結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦 主な要件 ・直近の夫婦の所得額が340万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・他の公的な補助を受けていないこと ・婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること 内 容：若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、引っ越し費用等を助成する ・補助額：上限30万円 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	チャレンジショップ出店支援事業 対象者：空き店舗（家）を商業施設等として利用する新規出店希望者 内 容：商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。 ・補助金額：【改修費補助】改修費用の1/2、上限20万円（初年度1回限り） 【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円 ・要件：町民に限る。店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727
	農業次世代人材投資事業（町単独交付金） （新） 対象者：経営開始時の年齢が54歳以下の町内在住の認定新規就農者 内 容：国の農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）の対象年齢を5歳引き上げて年間最大120万円を交付。 問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0279-75-8844
就農支援	新規就農者経営スタート支援事業 （新） 対象者：経営開始から1年以内の町内在住の認定新規就農者（就農時年齢54歳以下） 内 容：経営開始時に必要な補助事業で対応できない経費について、町の定額補助金（上限30万円）を支給。 問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0279-75-8844
	担い手後継新規就農奨励事業 （新） 対象者：認定農業者及び人・農地プランで位置づけられた担い手が後継と認める町内在住の新規就農者（就農時年齢54歳以下で就農後1年以上5年以下の者） 内 容：認定農業者等の担い手の後継の奨励・育成の観点から奨励金30万円を支給。 問合せ：《農林課 農業係》 TEL：0279-75-8844
その他	移住・定住コーディネーター設置事業 対象者： 内 容：専属のコーディネーターが相談業務のほか、移住候補地の現地案内、移住後のアフターフォローなど移住・定住を総合的にバックアップします。 まずは、電話・メールでご相談ください。 [休日対応可能窓口]電話：090-2764-4510（9時～16時）、メール：info@nakano-jo-ijyu.jp 問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837
	移住体験住宅 （新） 対象者：移住希望者 内 容：中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポートします。 使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。 問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837

分類

子育て支援

事業名（対象者・内容）

出産奨励手当金支給事業

対象者： 出産時において、6月以上前から引き続き住民登録されている者
2子以上を養育し、第3子以上を出産して養育をする父母

内 容： 手当金 15万円

問合せ： 《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

入学記念品贈呈事業

対象者： 小学校1年生になる児童

内 容： 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する

問合せ： 《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

保育料徴収に伴う特例

対象者： 同一世帯から2人以上が入園している場合、2人目以上の児童

内 容： 2人目 算定保育料×0.5、3人目以上 無料
(第3子以降の3歳未満の入園児童は、群馬県の保育料軽減事業に基づく)

問合せ： 《教育課 子ども子育て支援室》 TEL：0279-82-2029

遠距離幼児児童生徒通学費補助金交付事業

対象者： 通学距離が4kmを超える児童及び6kmを超える生徒、幼児については4kmを超える者。
回数券購入者及び交通機関を利用する児童生徒。

内 容： 認定こども園

		認定こども園	小学校	中学校
4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—
5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—
6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100
7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300
8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400
9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600
10.0km以上		20,000	60,000	85,800

回数券及び定期代金の2分の1の補助。

問合せ： 《教育課 学校教育係》 TEL：0279-82-2029

子ども医療費無料化

対象者： 中学校卒業までのこども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)

内 容： 医療費（入院・外来ともに）無料

問合せ： 《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

給食費の無料化

対象者： 町立幼稚園・小学校・中学校に通学する児童・生徒

内 容： 給食費の無料化

問合せ： 《教育課 学校給食係》 TEL：0279-82-2853

チャイルドシート貸し出し事業

対象者： 住民基本台帳に登録されている者

内 容： 貸し出し期間は6ヶ月以内とする。但し希望により延長が可能
利用料は無料だが、返却時にクリーニング代として 600円負担

問合せ： 《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	住宅改修等助成金交付事業 対象者：継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと 内 容：・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用（消費税を除く）の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、200千円を上限とする。 ・助成対象となる住宅1棟につき1回限りの交付とする。 問合せ：《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010
	移住者向け住宅改修等助成金交付事業 対象者： 移住者で今後2年以上使用すること。 税金の滞納がないこと。 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。 内 容： 空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること。 総額の1／2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ：《企画政策課》 TEL：0279-82-2229
	家財等処分費助成金交付事業 対象者： 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等 内 容： 空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用。 総額の1／2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ：《企画政策課》 TEL：0279-82-2229
	公営住宅の紹介 対象者： 町営住宅入居希望者（入居要件有り） 内 容： 町営住宅の空き状況の公開 問合せ：《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010
就業支援	起業支援事業補助金 対象者：・町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。 (1)代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者 (2)町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 内 容：産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業する事業者を支援する。 ・事業所開設支援事業（補助率1／2 上限100万円） ・事業所等賃借事業（補助率1／2 月額5万円） ・雇用促進事業（補助率10／100 月額5万円） 問合せ：《産業課 観光商工係》 TEL：0279-82-3013

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝い金支給事業 対象者：子どもの出産日に、父母が6ヶ月以上孺恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納がない方 内 容：第1～2子 50,000円 第3子 100,000円 第4子以降 150,000円 問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL：0279-96-0515
	子ども医療費無料化 対象者：中学校卒業までの子ども 内 容：保険対象の医療費（入院・外来）について無料化を実施。（県外医療機関受診者は償還払い） 問合せ：《住民福祉課 国保係》 TEL：0279-96-0515
	保育料徴収に伴う特例 対象者：入所者全員 内 容：保育料無料 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544
	給食費の無料化 対象者：村立こども園、村立幼稚園、学校に在籍する幼児・児童・生徒全員 内 容：中学校卒業までの給食費無料 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544
	不妊治療助成金 対象者：1年以上孺恋村に居住し、不妊治療を行っている方 内 容：不妊治療にかかる費用を助成する。（年間10万円の補助限度額を平成28年度より100万円に拡充） 問合せ：《住民福祉課 保健室》 TEL：0279-96-1975
	教材費等の購入補助 対象者：小学生、中学生 内 容：小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度内において公費負担にて一括購入。 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544
	英検受験料の補助 対象者：中学生 内 容：年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	住宅改修等助成金交付事業 対象者：・ 嬭恋村に1年以上継続して住民登録をしているか、工事終了後1年以上継続して居住し住民登録をすること ・ 本人および同一世帯の税金や料金などに延滞がない人 ・ 嬭恋村内の事業者が請け負い、10万円以上の経費がかかる工事であること ・ 村から別の補助金や助成金を受けていないこと 内 容：・ 助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 ・ 助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新增改築等工事（太陽光発電並びに太陽温水設備も対象）であること。 ・ 助成金の額は、住宅改修等の費用の20%（上限20万円）とする。 ※申請は、令和元年12月25日まで 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-82-1293
	定住促進住宅用地分譲事業 対象者： 内 容：○細原住宅団地分譲中 ・ JR万座・鹿沢口駅から車で15分 ・ 区画面積（平均）約450㎡ ・ 坪単価（平均）14,500円 問合せ：《建設課 管理係》 TEL：0279-96-1973
	薪ストーブ購入・設置費補助金 対象者：・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 ・ 継続して1年以上住民登録等をしているか、住民登録等の期間が1年未満の場合は薪ストーブ設置完了後、その物件に1年以上居住し、同時に住民登録等を行うこと。 ・ 村税及び使用料等を完納していること。 内 容：購入する薪ストーブ1基につきを村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4分の1を補助する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。 問合せ：《農林振興課 林業係》 TEL：0279-96-1256
	結婚新生活支援補助金 対象者：・ 結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦 ・ 直近の夫婦の所得額が340万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・ 他の公的な家賃補助等を受けていないこと ・ 婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること （その他の要件あり） 内 容：30万円を上限に、住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用等を助成する。 問合せ：《総合政策課 地域振興係》 TEL：0279-96-1257
就業支援	創業・第二創業支援推進事業 対象者：・ 代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者 ・ 村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 ・ 村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。 内 容：村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金（補助限度額、補助率は対象事業によるが合計の上限は200万円） 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-82-1293
	特産品開発支援事業補助金 対象者：村内を活動拠点とする地域活動団体及び村内を所在地とする高等学校、その他村長が適当と認める団体 内 容：地域活動団体等による、嬭恋村に関する特産品の開発・改良等の補助金 ・ 補助限度額は5万円 ・ 補助率は地域活動団体2分の1、高等学校10分の10 問合せ：《農林振興課 農業係》 TEL：0279-96-1256

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	6次産業化等促進支援事業補助金 対象者： 村内に住民登録または法人登録をしている次に掲げる団体等とする。ただし、過去に同じ目的で当該補助金を受けた団体等を除く。 (1) 村内で農業を営んでいる個人 (2) 村内に所在を置く農地所有適格法人 (3) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ (4) その他村長が認める者 内 容： 6次産業化による特産品開発等の補助金 ・上限は50万円 ・補助率は対象経費の2分の1 問合せ：《農林振興課 農業係》 TEL:0279-96-1256
	観光物産展等参加事業補助金 対象者： 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。 (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人 (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者 (3) 観光物産展等の参加時に村等が作成した観光パンフレットの配布など村の観光宣伝に協力できる者 (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内商品の販路拡大にも協力できる者 (5) その他村長が適当と認める者 内 容： 村内の団体や個人が実施する村内商品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係る経費の補助金。 ・1回あたり上限は8万円、年間上限は30万円を補助 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293
	中小企業退職金共済制度加入促進補助金 対象者： 嬭恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者 対象となる共済制度は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度のうち先に加入したものとする。ただし、同時に重複加入したものについては、掛け金の高い方を対象とする。 内 容： ○対象期間：被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間 ○補助額：月額1,000円 ただし、月額の掛け金が5,000円未満の場合には当該掛け金の100分の20以内 問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293
その他	移住希望者滞在費補助金 対象者： 嬭恋村への移住活動の一環として、村内宿泊施設に滞在する方 内 容： 基本宿泊料金の1/2以内で、1人あたり4,000円を上限に支給 小学生以下は2,000円が上限（宿泊料金が徴収されない場合には、対象外） 1世帯当たり同一年度内につき3回以内とし、初回の申請の日から起算して2年間の限度 問合せ：《地域交流推進室》 TEL:0279-82-5191
	高齢者温泉保養事業 対象者： 嬭恋村に住民登録のある65歳以上の方。 内 容： 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設（温泉施設）に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円（1枚の券で1回入浴可） 問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL:0279-96-0515
	おでかけタクシー助成事業 対象者： 嬭恋村に住民登録があり、かつ65歳以上の方および障害者手帳をお持ちの方。 内 容： 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券（1冊1,000円×50枚）を申請により5,000円で購入。 問合せ：《総合政策課 企画係》 TEL:0279-96-1257

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝い事業 対象者：草津町における出生者 内 容： 出生届受理の際に品物を交付（現在は小型絵本） 問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192
	給食費の無料化 対象者： 内 容： 認定こども園、小中学校児童生徒の給食費について無料化を実施。 問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738 《教育委員会》 TEL：0279-88-0005
	3歳未満児保育料軽減 対象者： 内 容： 3歳未満の入所児童については3,000円を限度として、同一階層の3歳児保育料と同額まで保育料を軽減する。 問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738
	第2子以降保育料軽減 対象者： 2人以上の児童が入所している世帯 内 容： 2人目以降の保育料を軽減する。 ・2人目 算定保育料×0.25 ・3人目以降 算定保育料×0.00（無料） 問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738
	第3子以降3歳未満児保育料免除 対象者： 第3子以降の3歳未満児 内 容： 保育料を免除する。 問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738
	遠距離通園費補助 対象者： 一部地域から認定こども園に通園している児童 内 容： 通園費を補助する。 問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	遠距離通学費補助 対象者：一部地域の小中学校児童生徒 内 容： 小中学生に対し一部地域からの通学費を補助する。 問合せ：《教育委員会》 TEL：０２７９－８８－０００５
	高校生等就学費補助 対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒 内 容：高校生等に対し就学費の一部を年額40,000円補助する。 問合せ：《教育委員会》 TEL：０２７９－８８－０００５
	子ども医療費の無料化 対象者：出生から中学校卒業までの子ども 内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《福祉課》 TEL：０２７９－８８－７１８９
	奨学金貸与 対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方 内 容：経済的理由により就学困難なものに対して月額２０，０００円を上限に学資を貸与し教育の機会均等を図る。 問合せ：《教育委員会》 TEL：０２７９－８８－０００５
	児童室(学童保育) 対象者：小学校1年生から4年生までの児童 内 容：放課後児童健全育成事業として、小学校１年生から４年生までの児童の預り事業を全額公費負担（おやつ代を除く）で実施。 問合せ：《教育委員会》 TEL：０２７９－８８－０００５
	中学生学生服購入負担事業 対象者：草津中学校に進学する小学校6年生 内 容：中学生の学生服の購入について、半額を公費負担する。 問合せ：《教育委員会》 TEL：０２７９－８８－０００５

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝金支給 対象者：（１）出産した者またはその配偶者で、その出産児を養育する者 （２）出産時前１年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者（本村において生活実態のない者を除く。） （３）（２）の要件を満たす配偶者、子（ら）と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者 内 容：出産時に出産祝金を支給 ・第１子 200,000円 ・第２子 300,000円 ・第３子以上 500,000円 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311
	福祉無料入浴券 対象者：高山村に住所を有する方 内 容：村営温泉施設・道の駅等で利用できる無料券を配布 ・70歳未満 5枚 70歳以上 10枚 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311
	子ども医療費無料化 対象者：中学校卒業までの子ども 内 容：医療費（入院・外来ともに）の無料化 ※群馬県内の市町村で一律実施 問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111（内66）
	不妊治療費助成 対象者：特定不妊治療（体外授精、顕微授精）を受けらた方 内 容：不妊治療に要した本人負担額（県等の助成金額は控除）の半額を助成 限度額：年額100,000円 助成期間：通算3年 問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311
	紙おむつ購入費用一部補助 対象者：満1歳に満たない乳児を扶養する保護者 内 容：乳児1人につき月額3,000円 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311
	各種任意予防接種費用一部補助 対象者：・季節性インフルエンザ：妊婦、6カ月～高校生、65歳以上の方 ・ロタウイルス：生後6週0日～24週0日（または32週0日）の乳児 ・おたふくかぜ：1歳～4歳未満の幼児 ・風しん：妊娠予定の女性と夫（または妊婦の夫） 内 容：＜助成額＞ ・季節性インフルエンザ：3,400円（65歳以上は自己負担1,000円控除した額） ・ロタウイルス：半額 ・おたふくかぜ：全額 ・風しん：3,000円または5,000円 問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311
	乳幼児相談 対象者：満1歳に満たない乳児を扶養する保護者 内 容：計測等の健康状態の確認やベビーマッサージ、離乳室教室を実施 年4回実施（利用料無料） 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311
	育児教室 対象者： 内 容：【のびのびサークル】 ・1歳以上の未就園児を対象に、体を使った親子でリズム遊びなどを実施 年7～8回実施 午前10時～11時30分（参加費無料） 【子育てサロン】 ・子育て世代の親子を対象に、遊具遊びなどを実施 毎月第2水曜日開催 午前10時30分～（利用料無料） 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て支援センター 対象者：子育て世代の親子 内 容：【保健福祉センター】 ・育児相談、子育て世代の交流の場、お試し保育 月～金曜日開催（祝日・年末年始除く） 午前９時３０分～午後３時３０分 （利用料無料） 【交流施設「和」】 ・子育て世代の交流の場、手作りおやつ提供 毎週火・木・土曜日開催（祝日・年末年始除く） 午前９時３０分～午後４時３０分 （利用料無料） 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：０２７９－６３－１３１１
	食育の推進(子どもから大人までの食育を推進) 対象者： 内 容：・おかあさんと一緒に食育教室（乳幼児） プチ調理・食事マナーやあいさつ・食べることの大切さを学ぶ 年２回開催（参加費無料） ・たのしい親子食育教室（小学生児童） 親子で料理づくり・郷土料理の伝承 年３回（夏休み）開催（参加費無料） ・みんなで食べよう地場農産物（統一献立） 保育所・幼稚園・小学校・中学校・福祉施設等で実施 地場産物のみを使った給食を提供 年１回実施 ※一般の方も試食が可能（料金無料） 問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：０２７９－６３－１３１１
	保育所(通常保育・延長保育・一時預かり保育) 対象者：８ヶ月～未就学児（昼間保護者等がない家庭） 内 容：月～土曜日開所（祝日・年末年始除く） 午前７時３０分～午後６時 利用料：無料 問合せ：《高山保育所》 TEL：０２７９－６３－２８１２
	保育所保育料の軽減 対象者：高山村保育所を利用している方 内 容：該当なし 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：０２７９－６３－１３１１
	幼稚園保育料の減免 対象者：高山幼稚園を利用している方で、高山村子ども子育て支援事業に関する保育料減免要綱に該当する方 内 容：保育料を減免 月額保育料 ０円 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：０２７９－６３－３０４６
	児童館(学童保育) 対象者：昼間保護者等がない家庭の小学校児童 内 容：月～土曜日開所（祝日・年末年始除く） 午前７時３０分～午後６時 （利用料無料） ※おやつ代として月額５００円 問合せ：《高山保育所》 TEL：０２７９－６３－２８１２
	学校給食費補助 対象者： 内 容：学校給食費を２割補助 ・幼稚園 ２，８８０円（通常３，６００円） ・小学校 ３，４００円（通常４，２５０円） ・中学校 ３，９６０円（通常４，９５０円） 問合せ：《教育課 学校給食センター》 TEL：０２７９－６３－２８１１
	入学祝金支給 対象者：高山村に住民登録されている児童生徒が小・中学校に入学するとき 内 容：入学者１人につき２０，０００円 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：０２７９－６３－３０４６

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	英語・漢字検定料補助 対象者：小・中学校全学年 内 容：英語・漢字検定料を全額補助 ※各検定年3回まで 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046
	要保護及び準要保護児童生徒就学援助 対象者：経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者 内 容：就学経費を援助（学校用品、学校給食費等） 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046
	特別支援教育就学奨励 対象者：特別支援学級に就学する小・中学校児童生徒 内 容：就学経費を一部支給（学校用品・学校給食費等） 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046
	特別支援学校児童生徒就学援助 対象者：特別支援学校に就学する幼児・児童生徒 内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：特別支援学校の幼稚園・小学部・中学部・高等部に在学する間 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046
	高校生等就学費補助 対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒 内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：高等学校等に入学後、卒業するまで（3年間を限度） 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046
	奨学金貸与 対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方 内 容：学資の貸与（無利子） ・高校生 月額30,000円以内 ・大学生等 月額50,000円以内 ※日本育英会等の奨学制度との併用は不可 問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046
	特色ある教育【子ども教室の開催】 対象者：小学生児童 内 容：・放課後子ども教室 毎週金曜日実施 ・おもしろ科学教室 年2回開催（参加費無料） ・星の村の水ロケット大会 年1回（8月）開催 問合せ：《教育課 社会教育係》 TEL：0279-63-3046
	特色ある教育【一貫教育による英語教育】 対象者： 内 容：【幼稚園】 ・ALTによる英語遊び 英語であいさつ・カード遊び、月1回実施 【小学校】 ・どよう英語クラブ（対象者：小学校1～3年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・英検チャレンジ塾（対象者：小学校1～6年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校英語教諭による授業（小学校5・6年生） 英語課程導入に向けた支援 【中学校】 ・中学生英語塾（中学校1・2年生） 英語授業の学習支援・英会話レッスンを実施 月1～2回（月曜日）開催（参加費無料） ・英検チャレンジ塾（対象者：中学校1～3年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校海外派遣事業（村内に在村する中学校2年生希望者全員） オーストラリアに派遣 年1回（8月）実施 保護者から負担金を一部徴収 問合せ：《教育課 学校教育係・社会教育係》 TEL：0279-63-3046

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	多世代間の交流【交流施設「和」】 対象者：子どもからお年寄りまで誰でも利用可 内 容：多世代間における交流の場を提供 月～土曜日営業（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後4時30分 （利用料無料） ※村外の方は利用料1000円、昼食を希望の方は食事代1000円 問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311
	住宅用地の分譲 対象者： 内 容：若年層向け住宅用地を低価格で分譲（申込には条件があり選定委員会での承認が必要） ・古屋団地 約120坪（坪単価10,000円） ※国道145号線より1kmほどの高台で景観にめぐまれた農村地区 問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内24）
住宅支援	合併浄化槽設置費補助 対象者：農業集落排水事業実施計画区域外で合併浄化槽を設置する方 内 容：・新規に住宅を建築する場合 5人槽 279,000円+139,500円（上乗せ補助限度額） 6～7人槽 360,000円+180,000円（上乗せ補助限度額） 8人槽以上 477,000円+238,500円（上乗せ補助限度額） ・既存住宅に合併浄化槽を設置する場合 5人槽 279,000円 6～7人槽 360,000円 8人槽以上 477,000円 問合せ：《建設課 上下水道係》 TEL：0279-63-2111（内51）
	住宅用太陽光発電補助 対象者：居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方 内 容：設置費の一部を助成 ・1kWあたり70,000円（上限200,000円） 問合せ：《地域振興課》 TEL：0279-63-2111
	生ごみ処理機等購入補助 対象者： 内 容：電動生ごみ処理機 ・購入価格の2分の1（上限20,000円） ※ディスポーザー方式は対象外 生ごみコンポスト容器 ・購入価格の2分の1（上限3,000円） 問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111（内60）
	薪ストーブ購入補助 対象者： 内 容：薪等を燃料として使用するストーブの購入費用を補助 ・購入価格の4分の1（上限100,000円） 問合せ：《農林課 林務係》 TEL：0279-63-2111（内41）
	住宅リフォーム補助 対象者：・高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方 ・高山村の住民基本台帳に登録されており、空家等に取得により村内に転居する場合は、転居の日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方 ・空家等の取得により高山村に転入する場合は、高山村の住民基本台帳に登録された日から5年以上村内に生活基盤を置く意思がある方 内 容：・工事金額200,000円（税込）以上の工事に対して20%の補助（上限500,000円） ※施工業者は村内業者であること ※他の制度による住宅改造・補修に係る助成を受けていないこと ※世帯全員が市町村税及び使用料を完納していること 問合せ：《建設課 住宅係》 TEL：0279-63-2111（内52）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	公営住宅の紹介 対象者：（１）同居する家族がいる方（６０歳以上の場合は単身でも可能） 入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること （２）同居する家族がいる方 入居者世帯の総収入が政令で定められた中位にあるもの （３）現に居住する小学生以下の子を扶養する方 入居者世帯の総収入が概ね年額３，０００，０００円以上であること 太陽光発電データを村に提供すること 等 内 容：（１）住宅に困窮している比較的所得の低い人のための住宅 尻高団地 ６戸 尻高第２団地 １０戸 中山団地 ３０戸 ※家賃：月額１４，８００円～（所得に応じて） （２）中堅所得ファミリー向けの住宅 北之谷団地 １０戸 ※家賃：月額４１，０００円 （３）子育て世代向けの住宅 戸室第２団地 ９棟 ※家賃：月額４８，０００円 ※オール電化住宅（買電収入あり） 問合せ： 《建設課 住宅係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内５２）
	空き家の紹介（空き家バンク） 対象者：空き家を利用して高山村に移住を希望する方 内 容：空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う 問合せ：《地域振興課 地域振興係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内２４）
農村体験・就農支援	青年等就農計画認定事業 対象者：新たに農業経営を営もうとする方（１８歳以上４５歳未満）、一定の要件を満たす方（４５歳以上６５才未満）で、就農計画を作成し認定を受けることを希望する方 内 容：就農計画についての認定（農業次世代人材投資資金の給付要件となる） ※計画策定段階からのフォローアップ有り 問合せ：《農林課 農政係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内４３）
	農業次世代人材投資事業 対象者：独立・自営就農時の年齢が、原則５０歳未満で、農業経営者となることについての強い意欲を有している方 内 容：経営開始直後青年就農者に対し給付金を支給 ・年額最高１，５００，０００円 ・最長就農後５年まで 問合せ：《農林課 農政係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内４３）
	認定農業者農用地利用集積促進奨励金 対象者：農地中間管理機構を活用して新たに利用権の設定を行った認定農業者 内 容：借地権の存続期間に応じて奨励金を交付（１０ａあたり） ・５年以上１０年未満 通年借地 ４，０００円 ・１０年以上 通年借地 ６，０００円 問合せ：《農林課 農政係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内４３）
	強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金 対象者：高山村人・農地プランに位置づけられた中心経営体または農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた方 内 容：地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械・施設の導入支援 問合せ：《農林課 農政係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内４３）
	パイプハウス貸付 対象者：村内に住所を有する個人・団体で、今後１０年以上にわたって出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込みのある方 内 容：村が購入したパイプハウスを構成するパイプ及びフィルムの貸付 貸付料：購入費用の６割を返済（無利子） 貸付期間：１０年 問合せ：《農林課 農政係》 ℡：０２７９－６３－２１１１（内４３）

分類	事業名（対象者・内容）
就農支援・就業支援	創業支援事業補助金 対象者：村内で創業する事業者で給付要件を満たす事業者 内 容：各種経費の補助 ・事業所開設支援事業（事業所等開設に要する経費） 雇用有り：2分の1以内 500,000円 雇用無し：2分の1以内 300,000円 ・事業所等賃借事業（事業所等の賃借に要する経費） 雇用有り：2分の1以内 月額50,000円 雇用無し：2分の1以内 月額30,000円 対象期間：事業開始日から12ヵ月以内 ・雇用促進事業（事業所等の雇用促進を目的とする経費） 10分の10以内 月額50,000円 対象期間：事業開始日から12ヵ月以内 問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）
	創業支援事業資金利子補給 対象者：新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業をしようとする方 内 容：創業資金、設備資金等の融資を促進するための利子補給 ・利子補給金額 毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子算出に係る元本に対して年2.0%の利率で算出した額 ・補給期間（資金を借り入れた日から） 創業資金：6年以内 設備資金：8年以内 問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）
	6次産業推進事業補助金 対象者：農業者、農業者の組織する団体 内 容：生産から加工及び販売等までを一括して行う事業に対し補助 ・商品の企画・開発に関する事業 ・販路の拡大に関する事業 ・農産物加工施設の新設及び改修等に関する事業 ・地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業 ・農産物直売施設の新設及び改修等に関する事業 ・加工及び販売等に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業 ※経費の2分の1以内 1事業あたり3,000,000円 問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111（内43）
その他	人間ドック健診費助成 対象者：高山村に住所を有する方 内 容：・国民健康保険 上限30,000円 ・後期高齢 上限20,000円 ・社会保険 上限10,000円 問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111
	移住・定住コーディネーター設置 (新) 対象者： 内 容：移住希望者の方への相談支援、現地案内など専属のコーディネーターが移住・定住をバックアップします。 電話：050-3704-6204（8時30分～17時15分） 問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内24）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝金支給事業 対象者：引き続き6ヶ月以上当町に住民登録をしている方が出産したとき。 内 容：児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な育成に資することを目的として、祝金を支給。 第1子：5万円 第2子：10万円 第3子以降：20万円 問合せ：《保健福祉課 子ども係》 TEL：0279-68-2111
	小中学校入学祝金支給事業 対象者：本町の住民基本台帳に記載されている者が小中学校等に入学したとき 内 容：学校教育法に基づき設置された小学校及び特別支援学校の小学部又は法に基づき設置された中学校、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程に入学する児童生徒の保護者に対し支給 ・小学校 入学者一人につき3万円の支給 ・中学校 入学者一人につき8万円の支給 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	予防接種費用の各種支援事業 対象者： 内 容：以下の予防接種の費用を補助。 ・ロタウイルス（生後6週～32週の乳児）全額補助 ・おたふくかぜ（満1歳～就学前の子ども）全額補助 ・インフルエンザ（乳児～高校3年生相当の方及び妊婦の方）上限 3,400円 ・風しん（平成2年4月以前生まれの方）上限 単抗原3千円／混合5千円 問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021
	不妊治療費助成事業 対象者：1年以上町内に居住する夫婦。 内 容：一般不妊治療（人工授精など）、特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）にかかる費用の一部を助成。平成30年度より拡充。一般不妊：費用の1/2上限5万円4回 特定不妊：費用の1/2上限10万円3回。 問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021
	安心出産・宿泊支援事業 対象者：1年以上町内に居住する妊婦と付添者。 内 容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近くの宿泊施設等で宿泊して待機する際の宿泊交通費の一部を補助。（産前・産後共に支給対象） 問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021
	子育て支援金支給事業 （新） 対象者：4／2現在本町に住所を有する、年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者 内 容：年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者に対して子育て支援金を支給し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに安心して子どもを産み・育てられる環境を整え、子育て世代の人口定着に繋げる。 ・1歳に達する年度：3万円／年 ・2歳に達する年度：3万円／年 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111
	保育所（0～2歳児）保育料無料化の実施（第3子以降） 対象者：1．保護者と対象となる子どもの住民票が町にあること。 2．子どもを3人以上扶養していること。 ※町内の公立保育所に限らず、保育料の無料化の対象となる場合があります。 内 容：3人以上のお子さんを扶養している家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境作りを目的として実施。こども園（3～5歳児）については、令和元年10月から無償。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	遠距離幼児保育所通所費補助事業 対象者：保育所通所距離が4km以上の幼児で4kmを超える部分の交通費及び交通機関の利用できない地域については、これに準じて算定した額を対象とする。また、町外の施設で通所により療育訓練などを受ける場合も対象。 内 容：広大な面積を有する農山村であり、通所範囲も広く、その通所方法及び経路においても困難を克服し通所しているので、これら遠距離通所児の通所費について、町がその一部を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、幼児保育の円滑な運営に資することを目的とする。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	遠距離通学(園)費補助事業 対象者：通学方法（バス、徒歩等）に応じて園及び学校ごとに定める補助対象区域から通学する幼児、児童及び生徒を対象とする。 内 容：町立のこども園、小学校に通学(園)する遠距離通学幼児・児童及び生徒に対し、遠距離通学費補助金を支給し保護者負担の軽減を図る。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	給食費の無料化 対象者：町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者。 園児・児童・生徒並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方。 内 容：中学校卒業までの給食費無料化を実施。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	町外小中学校等給食費補助金交付事業 対象者：町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者。 園児・児童・生徒並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方。 内 容：町内の学校等の給食費無料化に併せ、町外の学校等に就園・就学する子供の保護者が負担する学校給食費に対し、補助金を交付する。補助金額は、補助対象者が現に負担している給食費と町が定める給食費の納付年額を比較し、いずれか少ない方の金額。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	子ども医療費無料化 対象者：中学卒業までの子ども 内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111
	高校生等通学定期代補助金交付事業 対象者：学校教育法に定める高等学校、法に定める町外の小学校又は中学校もしくは中等教育学校に通学する児童・生徒の保護者。当該高校生等及び保護者がともに東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有している方。 内 容：通学定期券の購入金額を合算して1か月当たり5,000円以上となる場合に、超えた金額にかかわらず、1か月当たり1,000円の補助金を交付する。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111
	育英制度 対象者：町に生活の拠点を有する高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方で日本学生支援機構その他の奨学制度により学資の給与・貸与を受けていない方。 内 容：経済的理由により就学するのが困難な方に、奨学金を無利子で貸与する。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	英語検定及び漢字検定受験料補助事業 (新) 対象者：町に生活の本拠を有する児童又は生徒が受験した場合、検定料を補助 内 容：英語検定又は漢字検定それぞれの検定において、児童生徒1人につき当該年度内に1回とする。 補助額は受験した級の額とする。 問合せ：《教育委員会 学校教育課》 TEL：0279-68-2111 チャイルドシート等購入費補助金 対象者：町内に住所を有する者（本町において生活実態のない者を除く。）で国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート等（中古品は除く。）を購入した者。（同一乳幼児等に対しての補助は1台限り） 内 容：チャイルドシート等本体購入価格（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を補助。 ・限度額：20,000円 問合せ：《総務課 安全対策係》 TEL：0279-68-2111
住宅支援	住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等) 対象者：・町内に建築された住居の所有者または使用者 ・町内に本社・本店を有する事業者に依頼して、自ら居住するための住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事を行う方 ・町税の滞納のない世帯に属している方 ・東吾妻町に住民登録を行っている方 内 容：○補助対象工事 ・対象者が自ら居住するための主たる住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事で、その工事費用（補助対象事業費）が20万円以上であること ・東吾妻町が行う他の補助制度などを受ける部分については補助金の交付対象とはしません。また、備品購入費は補助金の対象にはなりません ○補助金の交付 ・補助金の交付額は、補助対象事業費の10%以内で、30万円を限度とします（千円未満切捨） ・補助金の交付は、同一年度に1回限り。（ただし、過去6ヶ月以内に本補助金の交付を受けていないこと） 問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111 勤労者住宅建設資金利子補給(住宅の新築に関する融資等) 対象者：町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関（銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保険会社・共済組合など）から借り入れた方 内 容：○対象になる住宅：床面積の総数が240平方メートル（72坪）以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の本拠になっているもの ○利子補給額：融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円を補給します。交付の期間は1年です 問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111
	宅地分譲事業 対象者： 内 容：○舞台団地2区画分譲中 JR群馬原町駅まで約3.2km。上組バス停まで約400m。 ・A区画 267.68㎡ 5,035,000円 ・H区画 294.64㎡ 8,496,000円 ※A区画は町営水道及び生活排水、雨水用の桝は未設置。 （配管や設置に係る費用は自己負担です。） ○田野原団地2区画分譲中 JR群馬原町駅まで約3.2km。上組バス停まで約400m。 ・B区画 310.79㎡ 8,832,000円 ・L区画 264.66㎡ 7,560,000円 ※両分譲地とも購入には条件があります。 ※割引制度もあります。 問合せ：《総務課 管財係》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	定住促進住宅用地分譲事業 対象者： 内 容：○岩久保住宅団地分譲中 関越自動車道渋川伊香保ICから車で15.0km JR小野上駅から5.5km ・335～380㎡ 7区画 ・単価 13,000円/㎡ 問合せ：《総務課 東支所》 TEL:0279-59-3111
	定住促進事業住宅取得奨励補助金 対象者：40歳未満の人、またはどちらかが40歳未満の夫婦で下記の（1）～（3）に該当する人 （1）平成30年4月1日以降に、新築または中古住宅（空き家を含む）を取得すること （新築住宅の場合は着工日、中古住宅の場合は売買契約日とする） （2）補助対象者および同一世帯者全員に町税の滞納がないこと （新規転入者においては、納付すべき市区町村民税などの滞納がないこと） （3）定住する地区の行事に積極的に参加できる者 ※当該住宅の取得に、東吾妻町住宅新築改修等補助金の交付を受けた方は対象外となります。 内 容：若者や若者夫婦世帯の定住促進などを図るため、新たに住宅を取得する経費の一部を補助します。補助金額は、下記の基本補助額と加算補助額の合計額とし、150万円を上限とします。 （1）基本補助額（千円未満切り捨て） ・新築住宅（町内業者が施工）…取得価格の1/20以内で上限100万円 ・新築住宅（町外業者が施工）…取得価格の1/40以内で上限50万円 ・中古住宅…取得価格の1/40以内で上限30万円 （2）加算補助額 ・子育て世帯…子ども1人につき20万円 ・夫婦のうちどちらかが、町内事業所に勤務…10万円 ・新規転入者…10万円 ・山村振興法に基づく、振興山村として指定されている地域に住宅を取得…10万円 ※子育て世帯：出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養している世帯のこと ※新規転入者：転入前3年以上ほかの市区町村に住民登録されている者で、平成30年4月1日以降に転入しようとする者 ※振興山村指定地域：旧東村、旧岩島村、旧坂上村 問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111
	空き家バンク （新） 対象者：空き家を利用して本町に移住を希望する方 内 容：空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う 問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	空き店舗利活用支援事業 対象者： 空き店舗を3年以上継続利用し、自ら運営する事業で昼間の営業が週4日以上であり、直接客が店舗に来る事業。 内 容： 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者に出店のための支援を行い、商店街のにぎやかさの創出と活性化を図る。 ・ 空き店舗修繕支援 上限 20万円 ・ 空き店舗賃貸料補助 上限 月5万円（事業開始から3年間） 問合せ：《まちづくり推進課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111
	若者起業支援補助金交付事業 (新) 対象者： 40歳未満の者または40歳未満の者が新たに設立した法人 内 容： 若者が町内で町民の生活に直結するもの、町の活性化又は地域振興に資する起業に対して補助金を交付します。 1年目：補助対象経費の100分の50以内の額で、上限100万円 2年目： " 100分の25以内の額で、上限50万円 3年目： " 100分の13以内の額で、上限25万円 問合せ：《まちづくり推進課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111
その他	お試し移住事業 対象者： 町外に住む方で東吾妻町に移住・二地域居住を検討している方 内 容： 一定期間、町の気候風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、お試し移住用住居を貸し出す。 ・ 利用期間：2泊3日 問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111
	移住サポーター設置事業 (新) 対象者： 本町に移住を考えている方 内 容： 移住サポーターが相談業務や現地案内など、移住・定住に関することについて総合的にバックアップします。 問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	不妊治療費助成 対象者：・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者 内 容：・限度額は年額10万円とする。 ・助成金の交付は、1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線3164）
	不育症治療費助成事業 対象者：・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者 内 容：・助成する額は、不育症治療に要する本人負担額（各医療保険等で不育症治療に要する費用に対して給付がされた場合はその額を控除した額）の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。 ・限度額は年額20万円。 ・助成回数は、夫婦1組に対して1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。 問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線3164）
	出産育児一時金支給 対象者： 出産した国保被保険者の世帯主 内 容： 出産1人に対して40万4千円を給付する。 産科医療保障制度加入機関での出産については1万6千円を加算する。 問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0278-23-2111（内線3136）
	子ども医療費支給 対象者： 中学校卒業までの子ども 内 容： 入院・外来全ての医療費を無料とする。 問合せ：《国保年金課 医療年金係》 TEL：0278-23-2111（内線3136）
	第3子以降保育料・副食費無料 対象者：・市内に住所を有する第3子以降の幼稚園・保育園・こども園の園児であること。 ・同一世帯で3人以上扶養していること。 内 容： 公立私立ともに無料とする。 問合せ：《子ども課 保育係》 TEL：0278-23-2111（内線3126）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	遠距離通学費援助 対象者：・遠距離通学をしている児童生徒に通学費の一部を援助する。 （小学校4km以上、中学校6km以上） 内 容：(1)公共交通機関（スクールバス含む）の利用が困難である児童生徒の保護者 支給金額：37円（旅費法に定める車賃）×距離×2（往復）×220日×1／3 (2)公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者 支給金額：定期乗車券額×購入回数×1／3 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）
	チャイルドシート購入費補助 対象者：・市内に住所を有し、チャイルドシート購入日又は補助金申請日に1歳未満の乳児を養育していること。 ・市税等の滞納がないこと。 内 容：安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格の1／2（千円未満切捨、上限5千円）を補助する。 問合せ：《子ども課 子育て支援係》 TEL：0278-23-2111（内線3123）
	奨学資金貸与 対象者：・市内に住所を有する世帯の中で、大学、短大、高専、高校、中等教育学校の後期課程、専修学校に在学もしくは入学しようとする方 ・修学する力と熱意を持ち、心身ともに健康な方 ・経済的な理由で修学困難な方 内 容：就学意欲をもつ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対し学資を貸与する。 ・大学生、短大生 年額：600,000円（月額：50,000円） ・高校生、中等教育学校の後期課程、高等専門学校生、専修学校生 年額：240,000円（月額：20,000円） 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3314）
農業体験・就農支援	市民農園 対象者：・沼田市内に在住する農業者以外の市民 内 容：市民が農地を利用し、農作物の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、利用者同士がふれあい、交流を深めることを目的として貸付を行っています。 ・区 画：80区画（一区画あたり30㎡） ・使 用 料：5,500円／年（4/1～3/31） ・付属施設：水道・トイレ・休憩所・駐車場・農具等 ・申 込 み：随時 問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5015）
	田舎体験ツアー 対象者：沼田市外居住者 内 容：田舎体験ツアー 「スローフード編」 全5回の日程で、各回とも季節の食材を中心に、囲炉裏やかまどを使った田舎料理体験を行います。各回ごとに募集します。 ※このほかにも季節に応じたイベントを開催する予定ですので、ホームページをチェックしてください。 問合せ：《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	創業者融資信用保証料補助及び利子補給制度 対 象：（1）群馬県または日本政策金融公庫が実施する融資制度 ・群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 ・新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、若しくは新創業融資制度による資金（日本政策金融公庫） （2）市内の金融機関が実施する上記（1）の創業資金の標準的な条件に準じるもの 内 容：創業者への支援として、創業時の借りに入にかかる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行います。 問合せ：《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5002）
	ぬまた起業塾 対 象：沼田市内において、創業を志す者・創業後2年程度までの者・事業承継を予定している者・第二創業を検討している者。 内 容：実践的な起業の知識を習得できる場として、経営の基礎知識や成功事例の講義などのほか、ビジネスプラン作成を指導します。また、地元経済界との連携や塾生相互の交流を推進など、創業環境の整備を図ります。 問合せ：《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線5003）
その他	移住促進トライアルハウス（ぬまた暮らしの家） 対象者：沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方 内 容：一定期間、沼田市の風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス（ぬまた暮らしの家）を貸し出す。 ・利用料：無料 ・利用期間：1泊2日～4泊5日 問合せ：《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）
	移住促進通勤費補助金 対象者：・沼田市に平成29年4月1日から令和5年3月31日までに転入（1年以内の再転入は除く）すること。 ・転入日に50歳未満であること（同居する配偶者でも可）。 ・上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ・市税等を完納していること。 内 容：新幹線を利用して通勤する人に対し、予算の範囲内で新幹線定期券購入のための補助金を交付します。（1ヶ月あたり2万円を上限とします） 問合せ：《観光交流課 交流推進係》 TEL：0278-23-2111（内線5031）

片品村

最終更新：2020/7/20

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	片品村出産祝金支給事業 対象者： 内 容： 第3子以上の出産に際し誕生を祝い、出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより出産を奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。 ○祝金の額は支給対象児1人につき30万円とする。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	片品村給食費補助制度 対象者： 内 容： 片品村立小学校または中学校に在籍している児童または生徒（以下、「在籍児童等」という。）の学校給食費の一部を免除することにより、保護者の負担を軽減するとともに少子化対策並びに子育て支援に資することを目的とするもの。具体的には2人以上の在籍児童等を扶養する保護者に対し、2人目以降に係る学校給食費の負担を免除するもの。 問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144
	片品村保育料補助制度 対象者： 内 容： 子育て中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2歳の誕生日の翌月以降保育料無料となりました（平成25年4月～） 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	チャイルドシート購入補助制度 対象者： 片品村内に住所がある方で、1歳未満の乳児がいる方 内 容： チャイルドシートの購入を1万円上限で補助する制度。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	片品村不妊治療費助成事業 対象者： 内 容： 当該年度の不妊治療に要する本人負担額（国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金銭の給付を受けることができる場合は、不妊治療費用の額から給付される額を控除した額）の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。 問合せ：《子育て世代包括支援センター》 TEL：0278-58-2142
	路線バス利用補助制度（片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金、片品村内路線バス運賃補助） 対象者： （1）片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方 （2）片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者 内 容： （1）定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所～尾瀬高校前停留所の定期運賃です。 （2）運賃補助する制度。片品村内のバス停留所～尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料で利用できます。 問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	片品村インフルエンザ予防接種費用補助事業 対象者：生後6か月以上中学3年生以下乳幼児、児童又は生徒の保護者 内 容：生後6か月以上中学3年生以下の方が受ける季節性インフルエンザ予防接種の費用の全額を補助します。ただし、その総額（2回接種した場合は、2回分の合計額）が4,000円を超える場合は、4,000円を上限とします。） 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115 片品村子ども医療費補助 対象者：子ども【義務教育を終了する中学3年生まで（15歳3月31日）】 内 容：医療費を無料。子育て支援策の一環として実施。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115 片品村奨学金貸与制度 対象者：国内に所在する文部科学省認可の短期大学以上の学校に入学又は在学する学生 内 容：保護者を通して奨学金（1人月額45,000円まで、無利子）を貸与する制度。 問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144
	片品村空き家&仕事バンク 対象者： 内 容：平成29年4月からリニューアルオープンし、運用・管理しています。片品村の物件・仕事情報を村内外の方に知っていただくため、物件・仕事情報紹介サイトを開設しました。 問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112 片品村定住促進家賃補助 対象者：○補助対象者・対象外 本村に定住し借家等を借り上げ（親族が管理する借家は除く）家賃を支払う45歳以下の者（世帯主）。ただし、永住を前提に本村に住所を移してから3年未満で45歳以下の者（世帯主）。 対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等 ※定住→住民基本台帳に登録（外国人登録を含む）し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者（事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除く） 内 容：予算の範囲内において補助金を交付する。 ○補助金の額及び交付期間 1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額（1万円を超える場合は1万円）とする。ただし算出した1ヶ月当たりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は36ヶ月を限度とする。 問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112
	片品村住宅新築改修等補助制度 対象者：・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である ・施行業者は、片品村内に本社・本店を有する。 ・工事費用が20万円以上である。 ・併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。 ・令和2年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。 内 容：村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみなさんが自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。 ○補助の額 ・工事費（消費税除く。）10%以内で20万円を限度とする。 問合せ：《農林建設課》 TEL：0278-58-2113

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て支援金事業 対象者：・支給時より6ヶ月以上前から本村に居住していること ・出生時分については、村税等に滞納がないこと。 ・子どもとは、父又は母の前配偶者等との間に生まれた子どもで生計を一にしている者及び養子を含む。 内 容：・出生時（第1子100,000円、第2子200,000円、第3子以降300,000円） ・小学校入学時 50,000円 ・中学校入学時 50,000円 問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-52-2111
	福祉医療制度 対象者：乳幼児及び中学校卒業までの児童 （中学校卒業の年の3月31日までの者） 内 容：医療費を無料。子育て支援策の一環として実施。 問合せ：《健康福祉課 健康保険係》 TEL：0278-52-2111
	チャイルドシート貸し出し事業 対象者：川場村に住所を有する乳幼児を養育する保護者 内 容：原則1年以内 （在庫がある場合やその他特別な事情があると認められた場合には更新して貸し出し可能） 貸し出し期間にかかわらず、毎年3月末に更新手続きをして頂く。（無料） 問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0278-52-2111
	高等学校等通学定期運賃補助事業 対象者：川場村に住所を有し通学定期券を購入し通学する高校生等（村税等に滞納のない世帯） 内 容：定期券購入費の1／2補助（川場村⇄沼田駅） 問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL：0278-52-2111
住宅支援	住宅リフォーム助成事業 対象者：村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。 世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。 その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 内 容：補助額 補助対象工事費用の10％（1,000円未満切り捨て） 補助額の上限 20万円 問合せ：《田園整備課 建設係》 TEL：0278-52-2111
	民間賃貸住宅家賃助成事業 対象者：村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。 家賃が月額4万円以上であること。 生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。 地域社会貢献活動に参加すること。 川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。 内 容：補助金の額 家賃月額の25％で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間 通算60月を限度。 問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL：0278-52-2111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	保育料第2子以降無料化事業 対象者： 本村に住所が有り、保育所等へ入所している第2子目以降の子ども。 内 容： 第2子目以降の保育料の無料化。 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）
	子育て支援助成事業 対象者： 本村に住所が有り、保育所等に児童を入所させている保護者。 内 容： 保育料を完納した保護者に年間保育料の3割相当額を支給するもの。 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）
	おむつ等乳児日常生活用品購入費助成金事業 対象者： 次に定めるすべての要件を満たした保護者。 ①2歳未満児を養育していること。 ②保護者及び対象乳児等が基準日（4月1日、10月1日）時点並びに支給決定時において本村の住民基本台帳に記載されていること。 内 容： 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。 問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）
	昭和村立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業 対象者： 本村に住所が有り、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から通学するもの。 内 容： 自宅から学校までの通学距離に応じて補助金を支給するもの。また、路線バスを利用した場合にも定められた基準により支給する。 問合せ：《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0278-24-5120
住宅支援	空き家バンク 対象者： 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。 内 容： 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。 問合せ：《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	昭和村住宅リフォーム補助金制度 対象者： ①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。 ②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。 ③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。 内 容： 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に対して補助を行うもの。 問合せ：《建設課整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）
	昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度 対象者： ①世帯責任者（主として世帯の生計を維持している者）による申請で、配偶者を有していること。 ②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。 ③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。 ④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。 ⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと。 ⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。 ⑦本村に10年以上定住すること。 ⑧簡易水道事業、農業集落排水事業（戸別浄化槽事業）に世帯責任者名義で加入していること。（母屋等からの分岐・接続は認められません。） ⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。 内 容： 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。 問合せ：《建設課 整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）
	昭和村借上賃貸住宅事業 対象者： 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた賃貸住宅に入居している入居者。 内 容： 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。 問合せ：《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）
	昭和村結婚新生活支援事業 対象者： ①H31.1.1からR3.3.31までに婚姻届を提出し受理された世帯 ②夫婦の所得を合計した金額が340万円未満である世帯 ③夫婦共に婚姻時における年齢が34歳以下の世帯 ほか 内 容： 結婚し、昭和村で新生活を始める方の住居費や引っ越し費用を補助するもの。 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0278-24-5111（内141）
農村体験・就農支援	昭和村特定農地貸付事業 対象者： 農業者以外 内 容： 農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれ合うとともに農業に対する理解を深めることを目的とする。（1区画50㎡） 問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0278-24-5111（内141）

みなかみ町

最終更新：2020/7/20

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝金支給事業 対象者：子の誕生日において6ヶ月以上みなかみ町の住民である父または母に支給します。 内 容：次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。 第1子 7万円 第2子 7万円 第3子 15万円 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	入学支援金支給事業 対象者：町内に住所を有し、小中学校等に入学する児童等の保護者に支給します。 内 容：子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図ることを目的として、児童等の保護者に対して入学支援金を贈る制度です。 小学校入学 2万円の商品券 中学校入学 4万円の商品券 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業 対象者：町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒に支給します。 内 容：経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経費を援助軽減する制度。 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024
	保育所第3子以降3歳未満児保育料免除事業 対象者：保育園等に入園している保育認定児童第3子以降3歳未満児の保護者が対象です。 内 容：子育てしやすい環境づくり及び仕事と子育ての両立支援を目的として、第3子以降3歳未満児の保育料を無料化する制度です。 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	実費徴収に係る補足給付を行う事業 対象者：公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。 内 容：経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費など園生活に必要な経費を補助する制度です。 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	遠距離通学費助成事業 対象者：スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。 内 容：安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学費の一部を助成する制度。 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-62-2275
	子どもや障害者などの医療費の無料化（福祉医療費支給事業） 対象者：①子ども：中学校卒業までの子（入院の場合は高校生世代まで） ②重度心身障害者 ③母（父）子家庭：所得税非課税で18歳年度末までの子と扶養している配偶者のいない女子または男子。 内 容：子ども・重度心身障害者・母（父）子家庭に対し、医療機関で受診したときの医療費の自己負担分を支給する制度です。 問合せ：《町民福祉課 窓口・医療係》 TEL：0278-25-5010

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	実用英語技能検定(英検)検定料補助制度 (新) 対象者： 検定料の全額を負担して英検を受検した町内に住所を有する小中学生の保護者 内 容： 実用英語技能検定(英検)検定(公益財団法人日本語英語検定協会が実施)の検定料の半額を支給する制度です。 問合せ： 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024
	住宅新築増改築・取得へ補助金支給(子育て家庭等住宅整備補助金交付事業) 対象者： 町に住所を有する方、又は整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも該当する方が対象です。 ・中学生までの子育て家庭、又は妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。 ・住宅整備後、町内に3年以上居住する方。 ・町税等の滞納のない世帯に属する方。 ・他の補助制度等を受けないこと。 内 容： 子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。1件あたり100万円または補助対象経費の10%のいずれか低い額を助成します。ただし、町外施行業者が工事を行う場合は1件あたり60万円又は補助対象経費の6%のいずれか低い額の助成となります。（町内施行業者が下請けで入った場合は前者の額となります。） 問合せ： 《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
住宅支援	住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業 対象者： 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。 内 容： 省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、①住宅用太陽光発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度です。 問合せ： 《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003
	生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業 対象者： 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ゴミ処理容器等を購入場合に助成します。 内 容： 家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度です。一容器につき上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。 問合せ： 《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003
	住宅用地の分譲(うらの郷販売促進事業) 対象者： 内 容： ○うらの郷住宅用地分譲中 自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通してアウトドアスポーツなどの体験型観光なども楽しめます。 問合せ： 《みなかみ町土地開発公社》 TEL：0278-25-5030
	町営住宅への入居(町営住宅運営事業) 対象者： 内 容： ○みなかみ町公営住宅 全46棟 戸数521戸 入居申し込み要件があり、家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場あり。 問合せ： 《群馬県住宅供給公社みなかみ支所》 TEL：0278-25-8423
住宅支援	空き家バンク 対象者： みなかみ町内で暮らしたい方（土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方） 内 容： みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空き地物件の情報をホームページ等で提供しています。 問合せ： 《総合戦略課 戦略推進係》 TEL：0278-25-5004

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家等活用促進事業 対象者： 空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方 ・みなかみ町に住民登録されている夫婦（年齢の合計が90歳未満） ・みなかみ町に転入した方 内 容： 賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。 ・空き家等の月額賃借費用の1/4（上限額有、土地のみは不可） ・空き家等購入費用及び改修等費用1/10（上限額有、家財道具処分費用を含む） 問合せ：《総合戦略課 戦略推進係》 TEL：0278-25-5004
	住宅新築改修等補助金 対象者： 次の各号のすべてを満たす方が対象です。 (1) みなかみ町に住民登録を行っている方。 (2) 町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者または町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主である方。 (3) 町税等の滞納のない世帯に属している方。 (4) 当該工事について他の補助制度等を受けていない方。ただし、他の補助金制度等の対象外となる工事は補助対象とする。 (5) 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修または増築工事をする方。 (6) 町内に本社または本店を有する工事事業者を利用する方。 (7) 工事費用が20万円以上であること。 内 容： 町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、住宅の新築・改修等の費用を補助する制度です。1件あたり20万円または補助対象経費の10%（千円未満は切り捨て）のいずれか低い額を助成します。 問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018
	薪ストーブ等購入費補助制度 (新) 対象者： ・町内に住所を有し、かつ居住している者または町内に本店、営業所または事業所を有する法人等で、適正に維持管理ができる者 ・当該補助金の交付を一度も受けていないこと ・町税等を滞納していないこと ・他の補助制度等を受けないこと 内 容： 薪ストーブ等本体(煙突を含む)を購入する経費(ただし、一基分の経費に限る)補助する制度です。 購入経費の1／2以内(千円未満切り捨て)、補助金の最高額は20万円(40万円以上の購入に対する補助は一律20万円) 問合せ：《農林課 林業振興係》 TEL：0278-25-8228
定住支援	新幹線通勤費補助金 対象者： 次のいずれかに該当する場合。 (1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した方 (2) 町内に新築住宅を購入し、住まわれる方 (3) 町内に中古住宅を購入し、住まわれる方 (4) 町内に賃貸住宅を契約し、住まわれる方 (5) 申請者または同居する配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の方 (6) 中学生以下の子供を養育している方 (7) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (8) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者 内 容： 本町への移住を促進し、定住人口の増加を図るため、本町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するものに対し、補助金を交付する。 上限額 3 万円…(1)、(2)または(3)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額 2 万円…(1)、(4)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額 1 万円…(2)または(3)、(7)、(8) 問合せ：《総合戦略課 戦略推進係》 TEL：0278-25-5004

分類	事業名（対象者・内容）
定住支援	大学生等新幹線通学費補助金 対象者：次のいずれかに該当する場合。 (1) 本町の住民基本台帳に記録されている方(高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住していること) (2) 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に通学している方 (3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない 内 容：大学等への進学を契機とする町外転出を抑制し、地域に暮らし続けることにより地域活動等への参加を促進し、地域の担い手となる者を育むため、町内から群馬県外の大学等へ新幹線で通学する学生に対し、交付する。また、通学費補助金を受けた学生が卒業した後も本町に定住しながら働き続けることを応援するため、10年間にわたりみなかみ町定住応援奨励金を交付する。 上限額 2 万円(定期券の1/4)…(1)、(2)、(3)、(4) 問合せ：《総合戦略課 戦略推進係》 TEL：0278-25-5004
就業支援	起業支援事業 対象者：町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。 (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有すること (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること (3) 町内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがあること 内 容：みなかみ町内に事業所を設置等して事業を開始する場合に、かかる経費の一部を助成します。 (1) 事業所等開設に要する経費への補助（補助率1/2以内、上限100万円） (2) 事業所等の賃借に要する経費への補助（補助率1/2以内、月上限5万円、期間12ヶ月） (3) 人件費補助（補助率10/10以内月上限5万円、期間12ヶ月） ※上記(1)～(3)は組み合わせにより100万円まで補助可能。 ※新規雇用者が雇用保険に加入できない場合、各補助上限を1/2とし、(1)～(3)の合計で50万円上限とする。 ※新規雇用者がいない場合、人件費補助は対象外。その他の補助上限は1/3とし、(1)～(3)の合計で30万円上限とする。 問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018 ローカルベンチャー創出・育成・ステップアップ支援事業 (新) 対象者：・町内外で本町での起業を検討している方 ・都心で働きながら二拠点生活をしたい方 ・本町で副業を始めたい方 ・本町で仕事を見つけて移住したい方など 内 容：地方では実際にどのような地域資源があるか、地域住民との交流から新たな仕事生まれることがあります。そのため、本町で仕事をつくるためのプログラムに参加することで地域資源に触れたり、地域住民と交流することで地方起業の具体的なプランづくりや新たなコミュニティを構築するため、伴走型の支援を行います。 問合せ：《総合戦略課 戦略推進係》 TEL：0278-25-5004
農業体験・就農支援	真沢ファーム交流施設 対象者： 内 容：○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。 昔ながらの棚田や段々畑で安心安全なお米や野菜を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。田んぼと畑の年間契約者募集中です。 問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	桐生ならではの特色ある教育 対象者： 内 容：（１）サイエンスドクター事業（群馬大学理工学府の院生を中学校等へ派遣） （２）織物体験事業（伝統文化である織物を授業で体験） （３）未来創生塾（産・学・官・民が連携して実施する特別教育プログラム） （４）黒保根町国際理解推進事業（東京にある西町インターナショナルスクールとの交流や、外国人講師による保育園から小・中学校まで一貫した英会話活動を実施） 問合せ：（１）《教育支援室 教育支援係》 TEL：0277-46-1111（内線688） （２）《学校教育課 指導係》 TEL：0277-46-1111（内線647） （３）《生涯学習課 社会教育係》 TEL：0277-46-1111（内線651） （４）《生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501
	第3子以降給食費補助事業（小・中学校） 対象者：第3子以降の小・中学生 内 容：市内公立小・中学校における第3子以降の給食費の無償化 私立等小・中学校における第3子以降の給食費の補助金 問合せ：《教育委員会教育部学校給食中央共同調理場 管理係》 TEL：0277-45-0003
	保育園・認定こども園保育料無料化事業 【第3子以降保育料無料化】 対象者：第3子以降の保育園・認定こども園園児 内 容：保育園・認定こども園における（扶養）第3子以降の保育料を免除（無料化） 問合せ：《子育て支援課 園児サービス係》 TEL：0277-47-1152
	地域子育て支援センター【子育て支援センター】 対象者：子どもを養育している家庭 内 容：市内に11ヶ所の支援センターを設置し、子育て中の親子が交流できる場の提供や交流の促進、育児相談、地域の子育て関連情報の提供を実施 問合せ：《子育て相談課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031
	放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】 対象者：仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学生（6年生まで受入可） 内 容：市内すべての小学校において、放課後から19時まで、学校の余裕教室などを利用し、遊びや生活の場を提供。第3子以降の保育料無料。 問合せ：《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-47-1152
	ファミリーサポートセンター事業 対象者：桐生市・みどり市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方 内 容：育児支援（0歳～小学校6年生まで） ・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり ・病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など 介護支援 ・食事の準備や後片付け ・買い物や薬の受け取り代行 など 利用料 1時間あたり（1人につき）700円から1,600円です。 利用日時などによって異なります。 ※利用料の助成有り 問合せ：《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-47-1152

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	屋内遊戯場「キノピーランド」 対象者：0歳～小学校6年生まで（保護者同伴） 内容：天候に左右されことなく子どもと保護者が交流しながら遊ぶことができる施設です。相談スタッフが常駐し、子育ての悩みを相談できます。 定員 70人程度 ※保護者1人につき子ども3人まで入場可 利用時間 平日9：20～17：05までの5区分（1区分75分） 土日10：15～15：45までの4区分（1区分75分） 利用料 子ども1人1区分につき100円（保護者無料） 休場日 毎週水曜日、祝日、年末年始 問合せ：《子育て相談課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031
	奨学資金貸与 対象者：桐生市に住所を有する世帯の中で、就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方（大学、短大、高専、高校、専修学校（修学年数2年以上の高等専修学校及び専門学校）に在学もしくは入学しようとする方） 内 容： 就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸与（金額は年額） ・大学生：408,000円 ・短大生：300,000円 ・高校生：96,000円 ・専修学校生（専門課程）：300,000円 ・専修学校生（高等過程）：96,000円 ・高等専門学校生：180,000円 ※専修学校生（専門課程及び高等過程）：修学年数2年以上 問合せ：《教育委員会教育部総務課 庶務係》 TEL：0277-46-1111（内線643）
	子ども医療費無料化 対象者：中学校卒業までの子ども 内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《医療保険課 医療助成係》 TEL：0277-46-1111（内線260）
	不妊治療費助成事業 対象者：不妊治療を行っていて次のいずれにも該当する夫婦 ・夫か妻の一方又は両方が申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する ・医療保険に加入している ・市税及び国保税の滞納がない 内 容：不妊治療に要する医療費の一部を助成 （当該年度内の不妊治療に要する夫婦負担額の2分の1）（上限：年額10万円） ※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回 問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2000
	不育症治療費助成事業 対象者：妊娠しても流産や死産を繰り返す、不育症の治療を行っていて次のいずれに該当する夫婦 ・夫か妻の一方又は両方が申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する・医療保険に加入している ・医療保険に加入している ・市税及び国保税の滞納がない 内 容：不育症の治療に要する医療費の一部を助成 （当該年度内の不育治療に要する治療費の2分の1 上限：年額20万円） ※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回 問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2000
	産婦健康診査事業 対象者：桐生市内に住所を有する産婦 内 容：医療機関や助産所で行う、産後2週間程度の健診。産婦の体の回復、精神状態の確認と赤ちゃんの発育、授乳状況の確認 問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2000

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	母乳外来助成事業 対象者：・桐生市に住所を有する、産後3ヶ月以内の方 ・母乳育児が困難で、母乳育児による不安が強い方 ・母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を必要とする方 内 容：1回の母乳外来自己負担金に対して1,000円を助成（上限5回まで） ※1回の自己負担金が1,000円に満たない場合はその金額を助成 問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2000
	産後ケア事業 対象者：桐生市に住所を有する産後3ヶ月までの産婦とお子さんで家族等から家事、育児等の援助が受けられない方、産後に心身の不調や強い育児不安のある方 内 容：委託医療機関で母子に対する心身のケアや育児のサポートを行う。継続支援を必要とする場合は7日を上限とする。 利用者負担：宿泊型（1泊） 8,400円 日帰り型（1日） 4,000円 日帰り型（半日） 2,000円 問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2000
	過疎地域定住促進奨励金【結婚祝金】 対象者：結婚後、黒保根町に10年以上定住することを誓約した方 内 容：1組あたり5万円の結婚祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113
	過疎地域定住促進奨励金【出産祝金】 対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約したご夫婦 内 容：出産時に第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円の出産祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113
	桐生市立黒保根中学校生徒休日通学費補助金 対象者：黒保根中学校の通学距離片道2キロメートル以上の生徒 内 容：休日に登校する際のデマンドタクシー乗車料金を補助 問合せ：《教育委員会教育部学校教育課 学事係》 TEL：0277-46-1111（内線649）
	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金 対象者：黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者 内 容：通学費（定期券代）の35%以内を助成 問合せ：《教育委員会教育部生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	水沼定住促進住宅【入居者募集】 対象者：市外から転入し、黒保根町に定住する意思のある４５歳以下の夫婦世帯（一定の資格要件があります。） 内容：小学校まで徒歩５分の場所にある木造一戸建ての平屋住宅。間取りは３LDK（85.0㎡）で、最新式のシステムキッチンを備えています。 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 TEL：0277-96-2110
	きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成） 対象者：桐生市内に住宅を取得し、５年以上定住する方 内 容：市内に住宅を建築又は購入する方に対して、最大200万円を補助 ・補助金額 「①基本補助」と「②加算補助」の合計 （上限：住宅取得金額の10％または200万円のいずれか低い金額） ①基本補助 住宅取得金額の３パーセント（上限：30万円） ②加算補助 ア 夫婦加算（夫婦ともに49歳以下の場合）：15万円 イ 三世帯同居加算（親・子・孫が同居する世帯）：10万円 ウ 移住加算：20万円 エ 子ども加算：1人につき15万円 オ 誘導区域加算：10万円 カ 市内業者加算（注文住宅のみ）：10万円 キ 空き家・空き地バンク加算：15万円 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）
	きりゅう暮らし応援事業（住宅リフォーム助成） 対象者：桐生市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方 内 容：個人が所有し居住している住宅の改築やリフォーム工事を行う方に、工事費用の一部を補助 ・補助金額 「①基本補助」と「②性能向上加算補助」の合計 ①基本補助 対象工事費の10％（子育て世帯は、対象工事費の20％）、限度額20万円 ②性能向上加算補助 対象工事費の10％（子育て世帯は、対象工事費の20％）、限度額10万円 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）
	きりゅう暮らし応援事業（空き家利活用助成） 対象者：桐生市内にある空き家のリフォーム工事を行う方 内 容：①市外からの移住者が耐震有の物件をリフォーム ・条件 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に10年以上定住すること ・補助金額 上限100万円（工事費の2/3以内） ②その他の場合 ・条件 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に5年以上定住すること ・補助金額 「基本補助」と「加算補助」の合計 上限70万円（工事費の1/2） 基本補助 20万円以上の工事対象工事費の30％、限度額20万円（工事費の30/100） 加算補助 ア 移住加算：20万円 イ 子ども加算：1人につき15万円 ウ 空き家・空き地バンク加算：15万円 エ 性能向上加算：10万円 オ ファミリー加算（2人以上の世帯の場合）：15万円 ※各種条件有り 問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	過疎地域定住促進奨励金【新築等祝金】 対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約した方 内 容：住宅の新築若しくは増改築及び改修を行った場合に奨励金を交付 ・新築 延べ床面積が66㎡以上でかつ費用が1,000万円以上：15万円 延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円 ・増改築及び改修 延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113
	空き家・空き地バンク 対象者：桐生市内の土地・建物を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方 内 容：空き家・空き地物件の情報をホームページなどで提供 問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）
	勤労者貸付事業（住宅資金貸付金） 対象者：・同一事業所等に1年以上継続して勤務している方 ・市内に自己の居住する住宅を新築、増改築しようとする勤労者、 又は、建売住宅、中古住宅などを購入しようとする勤労者 内 容：必要経費の80％以内で1世帯あたり1,000万円まで融資 （融資期間：20年以内、融資利率2.5％以内（固定金利）） 問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL：0277-46-1111（内線583）
	ひまわり団地分譲事業 対象者：契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅を建設し、生活の本拠とする方 内 容：黒保根町の日当たりの良い高台の団地（9区画）の分譲販売 坪2万円台～ ※過疎地域定住促進奨励金（新築祝金）ときりゅう暮らし応援事業補助金も併用可 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 TEL：0277-96-2110
	市営住宅の紹介 対象者：持ち家がなく、現在住宅に困窮している方 内 容：群馬県住宅供給公社ホームページにおける市営住宅の紹介・相談・受付など（群馬県住宅供給公社ホームページ： http://www.gunma-jkk.or.jp/kiryu/ ） ※相談・受付など：群馬県住宅供給公社桐生支所 問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線632） 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 TEL：0277-46-1111（内線625）
	新エネルギー設備設置補助金（蓄電池）（令和2年度環境都市推進補助金） 対象者：自らが居住する市内の住宅に蓄電池を設置した方 内 容：補助対象 ・蓄電池設備 ※条件有り 補助金額 1キロワットあたり1万円（上限5万円） ・補助件数 40件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1回限り） ・申請受付期間 令和2年5月7日（木）～令和3年3月31日（水） 問合せ：《環境課 環境都市推進係》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）
	省エネ製品購入補助金（LED照明）（令和2年度環境都市推進補助金） 対象者：市内の販売店でLED照明器具を購入する方 内 容：補助対象 LED照明器具 ※条件有り 補助金額 5万円以上の購入に対し、一律1万円 ・補助件数 40件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1回限り） ・申請受付期間 令和2年5月7日（木）～令和3年3月31日（水） 問合せ：《環境課 環境都市推進係》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験	貸し農園の設置（新里町ふれあい農園） 対象者： 市内に居住し、農業に従事していない方 内 容： 1区画60㎡の農園（全27区画）を年額5,000円で貸付（希望者は3年間継続利用可能） ※申込：毎年2月 問合せ：《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-74-2217
	新規就農者支援 対象者： 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者 内 容： 最長5年間で年間150万円の補助金を支給 （提出していただく経営開始計画が目標年次に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。補助金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合などは支給停止になります。） 問合せ：《農業振興課 農業振興担当》 TEL：0277-46-1111（内線840）
起業支援	空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金 対象者： 個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記を置くもの。 内 容： 一定期間使用されていない店舗、事業所、工場や、一定期間居住していない住宅を利用して開業しようとする方に対し、改修工事費の1/2を補助する。補助上限額は以下のとおり。 ①中心市街地（※）の区域内での新店舗開設：100万円 ※市が指定した特定区域（本町一丁目～六丁目、末広町、錦町等） ②中心市街地の区域外での新店舗開設：50万円 ②は、一定期間使用されていない店舗改修のみ補助対象。 ③中心市街地区域内での事業所開設：20万円 問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）
	中心市街地空き店舗活用支援資金融資制度 対象者： (1)市内中心市街地の従前商業（営業）活動に使われていた建物で、現在利用されていない空き店舗を利用し開業する方 (2)中小企業信用保険法に定める業種を営むまたは営もうとする方で、次のいずれかに該当する方 ア 融資実行後1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 イ 融資実行後2か月以内に新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する方 ウ 事業を開始してから1年未満の方 内 容： 必要経費の90%以内で1,000万円以内 （融資期間8年以内（内据置1年）、融資利率1.0%以内（固定金利）） ※保証料は全額市が負担 問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）
その他	お試し暮らし助成事業 (新) 対象者： 桐生市へ移住を希望または検討している方 内 容： 移住を目的に市内の宿泊施設に泊まった場合に、1人1泊2,000円（2泊まで・2人まで） 問合せ：《定住促進室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）
	電動アシスト自転車等購入補助金（令和2年度環境都市推進補助金） 対象者： 市内の販売店で電動アシスト自転車を購入する方 内 容： ①電動アシスト自転車：購入金額の4分の1（上限15,000円） ②①と同時に購入した自転車用チャイルドシート：購入金額の2分の1（上限5,000円） ③チャイルドシート付電動アシスト自転車 チャイルドシート相当分：一律5,000円 自転車本体相当分：購入金額からチャイルドシート相当分の1万円を差引いた額の1/4（上限1万5千円） ※各種条件有り ・補助件数 110件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1台限り） ・申請受付期間 令和2年5月7日（木）～令和3年3月31日（水） 問合せ：《環境課 環境都市推進係》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降子育て支援事業 ①出産祝金 ②保育園・幼稚園保育料免除 対象者：【基本受給資格要件】 ・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）のうち、その出生の早い者から順次数えて第3番目以降の子が生まれ、または養育する者 ・太田市の住民基本台帳に記録されている者 ※出産祝金は引き続き市内に1年以上の在住期間が必要です。 ・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。 ・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと ※所得制限は設定しません。 内 容： 1 出産祝金10万円支給 2 保育料を免除（市外私立幼稚園や準認可保育施設は助成） 問合せ：《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942
	第2子・第3子以降給食費助成事業 対象者：【基本受給資格要件】 ・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）を2人以上養育していること ・申請者及び対象となる子どもが太田市に住民登録があること ・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。 ・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと 内 容： ①小学校・中学校 第2子半額助成、第3子以降全額助成 ②認可保育所・認定こども園・私立幼稚園 第2子半額助成、第3子以降全額助成 ※2号認定の場合は年少以上が対象 ③市立幼稚園 第2子半額助成、第3子以降全額助成 問合せ： 小学校・中学校 《学校施設管理課 学校給食係》 TEL：0276-20-7086 私立幼稚園・認定こども園・認可保育園 《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942 市立幼稚園 《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924
	小児医療費を公費助成 対象者： 0歳から中学3年生までの者（中学校卒業まで） 内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。 問合せ：《医療年金課 医療助成係》 TEL：0276-47-1940

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	不妊治療助成事業 対象者：・法律上の婚姻関係にある、夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・日本国内の医療機関で、医師による不妊治療を行っていること。・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。 内 容：助成額： ①特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ・助成金の交付は、1年度当たり2回に限る。 ・1回の特定不妊治療費の自己負担額（群馬県の助成を受けた場合は差し引いた額）について10万円を限度に、5年度分助成。 ②特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を除く治療 ・助成金の交付は1年度当たり1回に限る。 ・治療費の自己負担額について1年度当たり5万円を限度に、5年度分助成。 ※申請方法等詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。 問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《尾島保健センター》 TEL：0276-52-5200 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400
	不育症治療費助成事業 対象者：・法律上の婚姻関係にある、夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・日本国内の医療機関で、医師により不育症と診断され、不育症治療が必要とみとめられた者であること。 ・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。 内 容：医師の診断を受けた不育症に係る検査及び治療で、医療保険が適用されない医療費。 助成額： ・1回（1治療期間）の申請につき不育症治療に要した費用2分の1（千円未満の端数は切り捨て） ・1年度あたり上限30万円 申請時期 ・1回（1治療期間ごと）の治療が終了した日から3か月以内に必要書類をそろえ、申請。 ・1回の治療が2年度以上にわたる場合は、治療が終了してから申請。 ※詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。 問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《尾島保健センター》 TEL：0276-52-5200 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400
	放課後児童クラブ 対象者：仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内 容：・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ：《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924
	放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】 対象者：・小学1年生から6年生まで。 ・保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容：○実施日時： ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ・閉室時間は午後6時 ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所： ・学校の敷地内（余裕教室等）や近隣の公共施設 ○負担金： ・月額 3,500円（8月のみ6,000円）、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容： ・学習（宿題）の時間あり。また異学年交流遊びなど。 問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 TEL：0276-47-3301

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	各種奨学資金制度 対象者：進学等の意欲と能力がありながら経済的理由によって、高校及び大学の進学等困難な者 内 容：奨学金を貸与または給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度です。 ①太田市奨学金（貸与型） ○貸与金額：高校生等 月額13,000円、大学生・大学院生等 月額33,000円 ○返還方法：卒業後、1年を経過した年から貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦返還。 ②太田市笹川清奨学資金（給付型） ○給付金額：高校生 年額100,000円 ③太田ロータリークラブ奨学資金（給付型） ○給付金額：高校生 年額180,000円 ④ソニック・大雄建設奨学資金（一部給付型） ○貸与金額：大学生・大学院生 年額420,000円 ○返還：最終学校を卒業した13ヶ月後の月を返還開始月とし、月々10,000円を貸与年数と同等の期間返還することで返還終了となる。 ※対象者や貸与条件等は制度ごとに異なります、詳細は下記までお問い合わせください。 問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0276-20-7080
住宅支援	太陽光発電システム導入報奨金 対象者：・自己が所有し居住する市内の住宅に、発電出力2k w以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力受給契約を締結した太田市に住民登録のある個人。 ・報奨金申請時において、市税等の滞納がないこと。 ※設置期間等の指定がありますので、事前にお問い合わせください。 内 容：○支給金額： ・2k w以上 30,000円 ※太田市金券で支給します。 問合せ：《環境政策課 環境企画係》 TEL：0276-47-1953
農村体験・就農支援	市民農園事業 対象者：・太田市に在住または在勤の人 内 容：区画数：69区画 面積：1区画約50m2利用料：1m2あたり200円 農園内の施設と設備 ・農機具庫（1区画1室）・堆肥置場・小型耕運機（1時間200円） ・散水栓・給水所・東屋 問合せ：《農村整備課 施設管理係》 TEL：0276-20-9713
起業支援	創業経営安定資金 対象者：創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納している人（保証協会の創業・創業等関連保証を付けること） 内 容：資金使途 運転資金（6年以内・据え置き1年以内）、 設備資金（8年以内・据え置き1年以内）、 融資限度額 500万円以内 融資利率 年1.5%以内 保証料 市が全額負担 問合せ：工業振興課 工業労政係 TEL0276-47-1834 女性起業支援（おおたなでしこ未来塾） 対象者：市内で創業予定の人 内 容：「起業に興味があるけど何をしたらいいの?」「女性ならではの悩みとは?」自分らしい働き方の一つである「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義（講師は現役の女性起業家です） 時 期：6～9月にプレセミナー含め全5回（申し込みは6/12まで） 問合せ：工業振興課 工業労政係 TEL0276-47-1834

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子ども医療費無料化 対象者： 中学校卒業までの子ども 内 容： 保険診療の自己負担分を助成する。 問合せ： 《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-72-4111（内626、642）
	国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成 対象者： 国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者 内 容： 短期人間ドック健診費助成。 助成額 ⇒ 日帰り：20,000円 問合せ： 《保険年金課 国保係、給付年金係》 TEL：0276-72-4111（国保：625、628、643、給付年金：626、642）
	第3子以降利用者負担額等の無料化（保育園・認定こども園・幼稚園の保育料及び副食費） 対象者： 保育園・認定こども園・幼稚園を利用する第3子以降の子ども 内 容： 館林市内に住民登録を有する同一の扶養義務者によって監護されている18歳未満児童が3人以上おり、そのうち3人目以降の児童が施設型給付・地域型保育給付施設を利用している場合、利用者負担額及び副食費を無料とする。 問合せ： 保育園・認定こども園：《こども福祉課 保育係》TEL：0276-72-4111（内639、644） 幼稚園：《学校教育課 学事係》TEL：0276-72-4111（内221）
	産前産後サポート事業 対象者： ① 妊産婦及び新生児 ② 妊婦又は産後4か月未満の産婦 ③ 妊産婦及び就学前の子どもの保護者 内 容： ① 妊娠中と出産後28日以内に妊産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期の不安解消や相談支援を行う。 ② 産前・産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な方に、産前産後サポーター（有償ボランティア）を派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う。（有料） ③ 子育て支援モバイルサービス（多言語対応）により、妊娠中から子育て期に関する様々な情報を提供する。 問合せ： 《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152
	産後ケア事業 対象者： 産後2か月未満の産婦及び乳児 内 容： 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料）。 問合せ： 《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152
	放課後児童クラブ保育料軽減事業 対象者： 放課後児童クラブを利用する児童の保護者 内 容： 放課後児童クラブを利用する世帯の所得状況に応じて、保育料の一部を補助する。（月額3,000円を限度） ① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯：児童クラブの定める保育料の2割 ② ①に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の3割 ③ 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯：児童クラブの定める保育料の1割 ④ ③に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の2割 問合せ： 《こども福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-72-4111（内671）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	定住促進通学支援金 (新) 対象者：次のすべてに該当する方 ①市内に住民登録がある、25歳以下の方 ②学校教育法に規定された大学等に通う方 ③東京都又は東京都を経由する地域に鉄道を使い通学している方 内 容：通学定期券の購入金額補助（1会計年度につき上限2万円） 問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-72-4111（内332）
	市営住宅の紹介 対象者：市営住宅入居希望者 内 容：市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。 問合せ：《群馬県住宅供給公社 館林支所》 TEL：0276-76-7871 《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-72-4111（内405）
住宅支援	空き家情報登録制度（空き家バンク） 対象者：市内の空き家を購入もしくは賃借をしたい方 内 容：市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供 問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-72-4111（内332）
	空き家利活用助成金 対象者：空き家台帳に登録された空き家を購入又は賃借された方 内 容：① 市内在住のかたで、空き家を購入する場合上限30万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/3、上限2万円（最長12か月）を助成。 ② 市への転入者の方で空き家を購入する場合上限50万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/2、上限4万円（最長12か月）を助成。 問合せ：《企画課 政策推進係》 TEL：0276-72-4111（内332）
	①住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住促進リフォーム助成金 ③多世代同居支援助成金 対象者：① 市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方 ② 当該年度中に市内の物件を個人住宅用に取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居住する方 ③ 住宅リフォーム資金助成金を利用し、多世代同居した方 内 容：① 市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10%（上限3万円）助成 ② 市外からの転入者については、工事費の3分の1（上限30万円）を助成 ③ 住宅リフォーム資金助成金に15万円上乗せ支給 問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-72-4111（内204）
	勤労者住宅資金融資 対象者：市内に自己居住用の住宅建設（購入）、又は土地を取得しようとする勤労者 内 容：住宅建設、中古住宅購入（建築後20年以内の建物）、土地購入（500平方メートル以下で、取得日から3年以内に住宅建設完了のこと）のための資金融資 ・融資限度額：1,000万円 ・融資期間：20年以内 ・融資利率：年2.3% 問合せ：《市内金融機関又は産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）

分類	事業名（対象者・内容）																			
住宅支援	雨水貯留及び浸透施設設置補助金 対象者：市内の専用住宅または併用住宅（居住部分が1／2以上）にお住まいの方 内 容：200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透枳を新たに3基以上設置した場合に、設置工事費用の1／2を館林市金券にて補助（上限30,000円） 問合せ：《地球環境課 環境政策係》 TEL：0276-72-4111（内451）																			
	合併処理浄化槽維持管理費補助金 対象者：市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理している方 ※補助の対象とならないエリアがございます 内 容：同一浄化槽に対して1回限り、5人槽：10,000円、7人槽：12,000円、10人槽：14,000円を補助（申請の際に必要な書類がございます） 問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-72-4111（内452）																			
	ごみ減量化器具購入費助成金(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器) 対象者：① 市内在住で、市内の店舗で購入した方 ② 市内在住で、指定店で購入した方 内 容：① 生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成（上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て） ※市内登録店舗で使用できる館林市金券で交付。 ② 生ごみ処理槽(コンポスト)：容量130ℓ以上のもので、1基当たり3,000円を助成 生ごみ処理容器(EMぼかし容器)：容量14ℓ以上のもので、1基当たり1,000円を助成 ※購入時には印鑑をご持参ください。助成金額を差し引いて販売いたします。 【指定店】 <table border="0"> <tr><td>1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)</td><td>TEL：74-5111</td></tr> <tr><td>2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)</td><td>TEL：72-8111</td></tr> <tr><td>3 坂田金物店(本町三丁目2-28)</td><td>TEL：74-0149</td></tr> <tr><td>4 佐竹商店(本町二丁目9-34)</td><td>TEL：72-0301</td></tr> <tr><td>5 島田建商(仲町9-27)</td><td>TEL：72-0795</td></tr> <tr><td>6 せきいストア(本町一丁目10-12)</td><td>TEL：72-3358</td></tr> <tr><td>7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)</td><td>TEL：75-7111</td></tr> <tr><td>8 成塚商店(仲町7-15)</td><td>TEL：74-2323</td></tr> <tr><td>9 ビバホーム館林店(高根町743-8)</td><td>TEL：76-2111</td></tr> <tr><td>10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)</td><td>TEL：74-6324</td></tr> </table> 問合せ：《地球環境課 資源対策係》 TEL：0276-72-4111（内456、457）	1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111	2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111	3 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149	4 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301	5 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795	6 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358	7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111	8 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323	9 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111	10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)
1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111																			
2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111																			
3 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149																			
4 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301																			
5 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795																			
6 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358																			
7 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111																			
8 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323																			
9 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111																			
10 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)	TEL：74-6324																			
就農支援	新規就農支援事業 対象者：市内在住の新規就農者又は農業後継者 内 容：生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品（会計ソフト等）、研修に係る経費、旅費、負担金、教材費等のうち 1年目 対象経費の10分の7以内の額（上限50万円） 2年目 対象経費の10分の5以内の額（上限30万円） 3年目 対象経費の10分の3以内の額（上限20万円） 問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-72-4111（内226）																			

分類	事業名（対象者・内容）
就 労 支 援	移住定住促進通勤支援金 対象者：次の全てを満たす方 - 次のいずれかに該当する - 平成30年4月1日（以下、「基準日」という）前から市内に住民登録がある場合：雇用開始日が基準日以降である - 基準日以降に市内に転入した場合：転入日前1年以上、市外に居住していた - 雇用開始日又は転入日から6月以内に東武鉄道特急列車又はＪＲ東日本普通列車グリーン車を利用して東京圏に通勤を開始した - 賃金が月給で支給され、正規雇用されている - 支給申請初年度における年齢が50歳未満である - 特急券又はグリーン券に係る手当が勤務する会社から支給されていない - 対象者本人及び世帯構成員に暴力団員がいない - 本市に3年以上定住する意思がある - 対象者本人及び世帯構成員に市税の滞納がない 内 容：通勤に特急又はグリーン車を利用した実費の2分の1（1か月当たり上限1万円）を最大3年間支給 問合せ：《産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）
	本社機能誘致移住奨励金 対象者：市内へ本社機能を移転し、かつ本社機能部門に勤務する従業員で市内へ新たに住民登録をする方 ※群馬県の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定施設（本社機能）に勤務又は勤務が確実であること 内 容：本市に移住した場合に奨励金支給（転入時と1年経過後の2回に分け支給） ・1世帯当たり20万円 ・18歳以下の者（学生又は未就学児に限る）又は妊婦がいる場合（申請者本人が妊婦である場合含む）は、1人につき5万円を加算支給（上限15万円） 問合せ：《商工課 工業振興係》 TEL：0276-72-4111（内204）
	UIターン支援奨励金 対象者：【対象労働者】 次の全てを満たす方 - 雇用開始日が平成29年4月1日以降で、賃金が月給で支給され、6か月以上継続して正規雇用されている50歳未満である - 本市の住民基本台帳に登録され、雇用開始後2週間までに本市に居住し、かつ、継続して6か月以上居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する（新卒者以外で、雇用開始前に市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者は除く） - 雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職した者、再雇用された者又は事業者内の異動により市内事業所に転勤した者でない - 労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない - 勤務場所が市内の事業所である - UIターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない - 市税の滞納がない 【対象事業者】 次の全てを満たす事業者 - 対象労働者を雇用する - 市内に事業所を有し、雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に届出を提出している - 館林市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない - 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備し、保管している - 市税の滞納がない 内 容：対象労働者及び対象事業者に対し次のとおり奨励金を支給 - 新卒者の雇用 ・市外から市内に転入した場合 労働者に15万円、事業者に5万円 ・市内に住民登録がある場合 労働者に5万円、事業者に5万円 - 新卒者以外の雇用 ・市外から市内に転入した場合 労働者に5万円、事業者に5万円 ※18歳以下の者がともに転入した場合には、1人につき5万円（上限10万円）を加算して労働者に支給 問合せ：《産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）

みどり市

最終更新 : 2020/7/20

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	家族づくり応援事業 対象者：みどり市に住民登録している方 内 容：出産祝金として現金1万円を贈呈、併せて希望する方に赤ちゃんの名入りストラップ（市産材）を贈呈 問合せ：《市民課 市民係》 TEL：0277-76-0972
	子育て支援紙おむつ給付事業 対象者： ・同一世帯の18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上養育し、かつ、2歳未満の児童がいること。 ・児童及び保護者がみどり市に住所があること。さらに、外国人の場合は在留期間が1年以上であること。 ・市税、保育園保育料などの滞納がないこと。 内 容：子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、紙おむつを給付することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。 給付要件を満たす世帯に対し、市の指定店で紙おむつを購入できる紙おむつ等給付券（1ヵ月につき1,000円券を2枚）を交付する。 問合せ：《こども課 こども福祉係》 TEL：0277-76-0995
	第3子以降保育料無料化事業 対象者：以下の全てに該当する人 ・同一世帯で18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上扶養していて、3歳未満児が第3子以降で、認可保育園等に入所している。 ・市税と保育料に滞納がないこと。 内 容：対象児童の保育料無料 問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995
	第3子以降副食費助成事業 (新) 対象者：以下の全てに該当する人 ・同一世帯で18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上扶養していて、3歳以上児が第3子以降で保育園・認定こども園・幼稚園に入所している。 ・市税と保育料に滞納がないこと。 内 容：対象児童の副食費（月額上限4,500円）助成 問合せ：保育所・認定こども園：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995 幼稚園：《学校教育課 学事係》 TEL：0277-76-9845
	子ども医療費助成事業 対象者：義務教育終了前の子ども （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども） 内 容：医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を助成する。 問合せ：《市民課 医療助成係》 TEL：0277-76-0972
	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業 対象者：わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者 内 容：みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の通学費に対し負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し補助金を交付する。 （補助額） 東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅～桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額 問合せ：《東市民生活課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984
	奨学金貸与事業 対象者：次のいずれにも該当する方 ・経済的な理由により修学が難しい方 ・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校（中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する方 ・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦する方 ・他の奨学金を受けていない方 内 容：在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与します。貸与月額の上限は次のとおりです ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅外）：30,000円 ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅）：20,000円 ・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校：10,000円 問合せ：《教育総務課 施設係》 TEL：0277-76-9844

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	学校給食費無料化 対象者： みどり市立の小・中学校に在籍する児童生徒 内 容： みどり市立の小・中学校で児童生徒に提供される給食を無料化します。 食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しません。また、無料化に際し、特に条件は設けません。 問合せ： 《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491 学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】 対象者： 食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者 ※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提となります。また、一部お弁当持参の場合は対象外です。 内 容： 対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額を補助します。 ①小学校 244円 ②中学校 287円 問合せ： 《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491
住宅支援	定住促進住宅事業 対象者： ・みどり市東町地域に定住する意志を有する者 ・税の滞納のない者 ・連帯保証人を2名(内1名はみどり市民)つけられる者 ・家賃を支払う収入がある者 ・暴力団員でない者 内 容： 市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅(沢入住宅)を賃貸する。 問合せ： 《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904 定住促進住宅用地分譲事業 対象者： ・自ら居住する住宅を建築するため、宅地を必要としている者 ・3年以内に住宅を建築（東町並分譲地：100㎡以上 浅原分譲地：70㎡以上）し、生活の本拠とする者 ・同居の家族、または同居予定の家族のいる者 ・税の滞納の無い者 ・分譲代金を指定期日までに完納できる者 内 容： 浅原分譲地(1区画) ・面積（登記面積）301.98㎡、（敷地有効面積）253.88㎡ ・価格 3,351(千円) 東町並分譲地(3区画) ・面積 253.36～278.39㎡ ・価格 3,040～3,361(千円) 問合せ： 《都市計画課 都市計画係》 TEL:0277-76-1903 勤労者資金貸付事業 対象者： 同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。 内 容： 住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地（400㎡以下）を購入するための資金 範囲：住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること 増改築は、増改築面積が10㎡以上（補修は除く） 中古住宅は築後10年以内であること 融資条件：利率（固定） 年2.5％ 限度額 資金総額の80％以内で1,000万円以下 返済期間 20年以内 問合せ： 《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938 みどり市空き家バンク制度 対象者： みどり市内の空き家物件を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方。 内 容： 市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供する。 問合せ： 《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904

分類	事業名（対象者・内容）							
住宅支援	住宅環境補助事業 対象者：みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がないこと。 施工業者が市内業者であること。 内 容：市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に対し補助率1/10上限10万円の補助事業。 問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904							
	空き家改修補助事業 対象者：空き家を購入した者、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする者又は補助対象空き家の所有者の法定相続人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある者。市税の滞納のない者。施工業者が市内業者であること。 内 容：市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の額で上限60万円。補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円を加算。加算の上限は20万円。 問合せ：《建設課 住宅政策係》 TEL：0277-76-1904							
	住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業（太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、木質ペレットストーブ） 対象者：・自らが居住する市内の住宅などに「太陽光発電システム」「リチウムイオン蓄電池」「木質ペレットストーブ」を設置しようとする人。 ・住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上である人。 ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない人。 ・市から過去に同一システムの補助金の交付を受けていない人。 内 容：【太陽光発電システム】 （対象システム） ・太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満であり、未使用であること。 ・同一年度内に電力需給を開始するもの。 （補助金額） ・最大出力1kWあたり3万円（上限5万円） 【リチウムイオン蓄電池】 （対象システム） ・蓄電容量が1kWh以上であり、未使用であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 （補助金額） ・一基あたり15万円 【木質ペレットストーブ】 （対象システム） ・木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様となっている、未使用の暖房機器であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 （補助金額） ・本体等購入費＋設置工事費の1/2以内の額（上限10万円） 問合せ：《生活環境課 環境衛生係》 TEL：0277-76-0985							
	浄化槽設置整備補助金 対象者：・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を専用住宅に設置する方 ・市税の滞納がない方 ・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方 ・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方 内 容：単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽（環境配慮型浄化槽）に切り替える工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの。単独浄化槽からの転換については、配管工事費も補助対象 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 （補助金額） <table border="0"> <tr> <td>【単独転換】</td> <td>【くみ取り転換】</td> </tr> <tr> <td>5人槽 690,000円</td> <td>5人槽 490,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽 756,000円</td> <td>6～7人槽 556,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽 858,000円</td> <td>8～10人槽 658,000円</td> </tr> </table> ※補助予算額には限りがあるため、先着順での受付 問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903	【単独転換】	【くみ取り転換】	5人槽 690,000円	5人槽 490,000円	6～7人槽 756,000円	6～7人槽 556,000円	8～10人槽 858,000円
【単独転換】	【くみ取り転換】							
5人槽 690,000円	5人槽 490,000円							
6～7人槽 756,000円	6～7人槽 556,000円							
8～10人槽 858,000円	8～10人槽 658,000円							

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	公共下水道接続促進補助金 (新) 対象者：・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方 ・市税の滞納がない方 ・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方 内 容：くみ取り便所の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金額) 接続工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てた額）上限5万円 ※補助予算額には限りがあるため、先着順での受付 問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903
	東町移住定住促進住宅管理事業 対象者：・みどり市東町に転入又は転居をする者 ・国税及び地方税の滞納がない者 ・家賃を納付する収入がある者 ・その者又は現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でない者 内 容：・東町地域の移住定住の促進と地域活性化のため、移住定住促進住宅を賃貸する。 【東町移住定住促進住宅】 ・沢入地区共同交流生活ハウス「いきがよい」 住居面積 家賃（月額） ①26.5平方メートル 7,000円 ②32.9平方メートル 8,400円 44.7平方メートル 10,000円 ・中野移住定住促進住宅 問合せ：《東町民生課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984
農業体験・就農支援	貸し農園の設置（浅原体験村） 対象者：農業体験を行いたい方 内 容：面 積 1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間） ○その他の施設等 ・コテージ（10人用、8人用、4人用）5棟 1棟12,000円から ・食堂、直売所、管理棟（シャワー、トイレ付き） ・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1,100円 ・バーベキューハウス ・貸出用農機（耕うん機） ・屋外トイレ ・駐車場70台分 問合せ：《農林課 林政係》 TEL：0277-76-1937
	市民農園の設置（諸町市民農園） 対象者：市内在住・在勤者 内 容：面 積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間） ○その他の施設等 ・休憩ハウス ・簡易トイレ ・水道 ・駐車場33台分 問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937
	農業次世代人材投資事業 対象者：独立・自営就農時の年齢が50歳未満の次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を持っている新規就農者 内 容：最長5年間で年間150万円以内（本人前年所得により変動）の資金を交付します。 認定新規就農者であることなど一定の交付要件があります。 問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937
就業支援	起業家チャレンジ資金貸付事業 対象者：新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者または事業開始後1年未満の者で、市税等に未納のないもの 内 容：資金使途：創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 融資条件：利率（固定） 年1.7% 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金：5年以内、設備資金：10年以内 運転・設備併用：10年以内 取扱金融機関（申し込み先）：市内の銀行、信用金庫、信用組合 問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	福祉医療費支給事業 対象者： 中学校卒業までの子ども、高校生世代のかた 内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施 （群馬県内の市町村で一律実施） 高校生世代については、入院時にかかった医療費と食事代 問合せ：《健康介護課 保険医療係》 TEL：0276-82-6136
	不妊及び不育症治療費助成事業 対象者： 法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たすかた 1. 夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること（申請日が基準日） 2. 同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと 3. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4. 交付決定時に町内に住所があること（交付決定まで約1か月程度） 内 容： 専門の医療機関で受けた不妊症及び不育症の保険医療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の2分の1を助成する。 助成金額 ・一般不妊治療 1年度当たり5万円 ・特定不妊治療 1回の治療につき10万円を限度 ・男性不妊治療 1回の治療につき15万円を限度 ・不育症 1年度当たり30万円を限度 問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）
	紙おむつ購入補助事業 対象者： 町内に住所があり、0歳児を養育しているかた 内 容： 月額2,000円の給付券を交付する。 対象期間は出生した日から1歳の誕生月の前月分までとする（最大24,000円分）。また、転入されたかたは、町に住民登録した日から1歳の誕生月の前月分までの月数分とする。 問合せ：《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134
	チャイルドシート購入費補助事業 対象者： 町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育している次の要件を満たすかた 1. チャイルドシート購入後1年未満であること 2. 購入したチャイルドシートに国土交通省の認証マークが有ること（欧州・米国の適合マークも可） 3. 本事業に類する他の補助事業を受けていないこと 内 容： 自動車に乗車中の幼児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。 補助金額： 購入価格の1／2の補助金を支給（上限は1万円）※乳児1名につき申請は1回まで 問合せ：《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134
	子育て支援金支給事業 対象者： 町内に住所があり、次のいずれかの要件を満たすかた（生活実態のないかた、生活保護を受けているかたは除く） 1. 新たに子を出産し、その子を養育していること。 2. 次年度に小学校へ入学するお子さんを養育していること。 内 容： 町内に住所を有するかたが、子どもを出産した時、又はそのかたの子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。 ○支給額 1. 第1子 60,000円（出生時30,000円 入学時30,000円） 2. 第2子 80,000円（出生時40,000円 入学時40,000円） 3. 第3子以降 120,000円（出生時60,000円 入学時60,000円） 問合せ：《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	産後ケア事業
	対象者： 町内に住所があり、産後2カ月未満であるお母さんと赤ちゃん 内 容： 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料／館林厚生病院へ委託）。 ○個人負担額：1回 2,000円（週1回で7回まで利用可） 問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）
	奨学金の貸与
	対象者： 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦されたかた。 1. 町内に1年以上居住する世帯の子弟 2. 学力優秀・品行方正・身体強健なかた 3. 専門学校以上の学校に入学する者及び在学するかた 4. 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟 内 容： ○貸与額：専門学校・短期大学・大学に在学するかた 月額50,000円以内 ○貸与期間：奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間 問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153
	小中学校児童生徒給食費の無料化
	対象者： ○町内小中学校に在籍する児童生徒 ○町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するかた。 1. 弁当対応をする児童生徒の保護者 2. 弁当対応をし、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者 3. 学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者 内 容： 町立小中学校に在籍する児童生徒の給食費を、町が全額負担する。 また、給食費の無料化に伴い、食物アレルギーの理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒について、保護者にその経費（給食費相当）を補助する。 問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153
	英語検定料の半額助成
	(新) 対象者： 町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験したかた 内 容： 英語検定の受験の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額を助成する。 問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153
住宅支援	町営住宅の紹介
	対象者： 1. 町内に住んでいる又は勤めていて、住宅に困っているかた 2. 住民税の滞納のないかた 3. 同居を予定している親族がいるかた ※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能 ア) 60歳以上のかた イ) 生活保護を受けているかた ウ) その他 内 容： ○要件： 1. 敷金(家賃の3か月分)を納入できるかた 2. 連帯保証人1人を立てられるかた 3. 入居可能日から15日以内に入居できるかた 4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまるかた 問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	勤労者住宅建設資金融資 対象者： 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住用住宅用地を取得し及び住宅の建築又は取得（住宅の新築、増築及び改築又は既存住宅の取得）をしようとするかた。 ただし、増築、改築の場合は、その面積が現在居住する居宅の2分の1以上で、33㎡を下らないものとする。 内 容： 融資条件 1. 融資限度額 500万円以内 2. 融資利率 年率3.6%(年率7%以内で町長が定める利率) 3. 融資期間 20年以内 4. 最終返済年齢 65歳まで 問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139
	住宅リフォーム支援事業 対象者： 以下のすべてを満たすかた 1. 町内に居住し、住民基本台帳に記載されているかた 2. 世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと 3. その他板倉町で実施する住宅の改造等に係る補助金等の交付を受けていないかた 内 容： 町内の産業振興を図るために、町内の業者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行ったかたへ、工事費の10%（限度額10万円）を、板倉町商工会の商品券で助成する。 問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139
	住宅取得支援事業 対象者： 以下のすべてを満たすかた 1. 転入日から前2年間は町内に住んでいないかた 2. 板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入したかた 3. その住宅の所有者（共有者がいる場合、代表者） 4. その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと 5. その住宅に5年以上継続して住むかた 6. この要綱に基づく補助金を初めて受けるかた 7. 2021年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動するかた 内 容： 移住・定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人のかたへ、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格（併用住宅は、うち居住部分の金額）の3%です。 問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151
農業体験・就農支援	貸し農園の設置（ふれあいファーム板倉） 対象者： 借用を希望するかた（町内外在住不問） 内 容： ○都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。 ○利用期間は1年間 ○利用区画数：90区画 内 15㎡ 2区画 1,500円 24㎡ 18区画 2,400円 28㎡ 2区画 2,800円 30㎡ 66区画 3,000円 45㎡ 1区画 4,500円 52㎡ 1区画 5,200円 問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-82-6137
就業支援	創業支援事業 対象者： 町内で創業を目指すかた 内 容： 産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望するかたへそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。 問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝金支給事業 対象者： お子さんを出産したかたに、町より祝金が支給されます。町税を滞納していないかた、明和町に1年以上の居住があるかたが対象となります。また、出産時に1年に満たないかたでも、町民となって1年を経過すれば申請可。それぞれ60日以内の申請が必要。 内 容： 第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を段階的に支給します。 問合せ：《介護福祉課 福祉係》 TEL：0276-84-3111（内線153）
	不妊治療費助成事業 対象者： 特定不妊治療費：特定不妊治療（体外受精および顕微授精）の医療保険適用外の検査費および診療費を補助するもの。 一般不妊治療費：医師の診断を受けた不妊治療で、特定不妊治療（体外受精等）を除く検査費および治療費、薬剤投与費（男性不妊も含む）を補助するもの。 両治療費とも戸籍上の夫婦であって、1年以上明和町に居住しているかた。町税の滞納のないかた。 内 容： 特定不妊治療費：治療費の1/2で上限額15万円（年度あたり） 一般不妊治療費：治療費の1/2で上限額10万円（年度あたり） 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）
	不育症治療費助成事業 対象者： 不育症（妊娠するが、流産・死産などにより子どもに恵まれない状態）の検査費及び治療費、薬剤投与費を補助するもの。 1年以上明和町に居住しているかた。町税の滞納のないかた。 内 容： 治療費の1/2補助（上限30万円）※年度あたり 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）
	産後ケア事業 対象者： 産後2ヶ月未満の母親のうち、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられないかた。育児に対する不安が強いのかた。 内 容： 産婦の母体管理及び生活面の指導 授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 沐浴等の育児指導に関することなど 利用回数7回まで 1回につき2,000円 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）
	乳幼児用補助装置購入費補助金 対象者： 明和町に住所を有し、町税を滞納していないかたで、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。 内 容： チャイルドシート購入時の費用を1/2補助（上限1万5000円） ※乳幼児1人につき1台・1回限り 問合せ：《介護福祉課 福祉係》 TEL：0276-84-3111（内線153）
	子どものインフルエンザ予防接種助成 対象者： 1歳～15歳の子どもがインフルエンザ予防接種を受けた場合。 内 容： 1回につき費用の2分の1（上限2000円）を助成する。 ※2回まで申請可能 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	福祉医療費(子ども医療費)支給事業 対象者： ①子ども（中学校卒業まで） 【入院・外来】 ②高校生世代（18歳の年度末まで） 【入院のみ】 内 容： ①子ども（中学校卒業まで）：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） ②高校生世代（18歳の年度末まで）：医療費（入院のみ）について無料化を実施 問合せ：《健康づくり課 保険年金係》 TEL：0276-84-3111（内線173）
	認定こども園 明和こども園(ハローイングリッシュ事業) 対象者： ①0歳から就学前の保育に欠ける児童（長時間保育） ②3歳から就学前の児童（短時間保育） 内 容： 3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元化した教育・保育として提供する。 英語による保育を重視し、専任の外国人講師を置き、自然で無理のない環境の中で英語の基礎づくりを行う。 問合せ：《明和町立明和こども園》 TEL：0276-80-7711
	多子軽減の拡充 対象者： 保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養していること。 内 容： 3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。（小学校就学前までの範囲を無制限とする。） 問合せ：《明和町立明和こども園》 TEL：0276-80-7711
	奨学金の貸与 対象者： 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦されたかた。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟 ②品行方正で進学の意欲と能力を有する者 ③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟（所得制限あり） 内 容： 高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。 学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦で返済する。 問合せ：《学校教育課 総務係》 TEL：0276-84-3111（内線242）
	英語検定補助事業 対象者： 明和町に住所を有し、英検(実用英語技能検定) 3級以上を受験した小中学生の保護者の方 内 容： 検定料の自己負担分1,000円を引いた全額を助成します。1人につき受験年度1回の助成を行います。3級以上に合格して、その年度にさらに上位級を受験する場合は、さらにもう1度助成します。 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-84-3111（内線242）
住宅支援	町営住宅の斡旋 対象者： 町営住宅入居希望者 内 容： 町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。 問合せ：《都市建設課 都市開発係》 TEL：0276-84-3111（内線135）
	住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金 対象者： 自ら居住する住宅（併用住宅含む）に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③申請の日が電力会社との電気受給契約の日から1年を経過していないこと。 内 容： 2万円×太陽電池モジュールkw（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限10万円） 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線145）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	雨水浸透桝設置費補助金 対象者： 自ら居住する住宅（併用住宅含む）に雨水浸透桝を設置した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。 内 容： 6千円/1基（上限6万円） 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線145）
	住宅リフォーム補助金 対象者： 町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。 ①明和町に1年以上住所を所有する方 ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方 ③町税及び使用料等を完納している方 ④当該工事について、町で実施している他の住宅改造補修費補助金等の交付を受けていない方 内 容： 自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上（消費税を除く）の場合が対象となり、工事費の5%（但し千円未満は切り捨て）、補助金の最高額は10万円。 ※該当住宅につき1回限り 問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）
農業体験・就農支援	農業次世代人材投資資金 対象者： 独立・自営就農時期の年齢が原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している方。 ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しており、原則として交付対象者の所有と親族以外からの賃借が主であること。 ②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 ④交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ⑤所有権を交付対象者に移転することを確約すること。 内 容： 経営開始直後の新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する。 1人あたり年間150万円 交付期間は最長5年間 問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）
	就農研修制度 対象者： 町の特産である「梨」の就農を希望する方 ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり 内 容： 1～2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。 梨園の幹旋、住まいの幹旋、販路の幹旋、農機具の幹旋等、町、群馬県、JA、指導農家との協議会による研修から就農までのトータル支援を実施。 地域おこし協力隊として活動することも可（一定報酬。一部条件あり）。 問合せ： 《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）
	果樹園芸関係補助金 対象者： 町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方 内 容： ①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助（上限3万円） ②果樹園芸施設整備補助金 施設の整備費用の1/2補助（上限40万円） 問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）
	ふれあい家庭菜園 対象者： 明和町内に在住する農業者以外の方 内 容： 町では農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して農業に対する理解を深めるために、一区画30平方メートルの農園の貸付を行う。 ・使 用 料：1区画3,000円／年 ・貸付期間：1年 問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	勤労者生活資金 対象者： 町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方（町税を完納している方） 内 容： 医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付（融資限度額100万円）。融資期間5年以内、利率年2.1% 問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）
	明和Mターン促進奨励金 対象者： ①新規に住宅を取得した方（新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入した者） ②借家等に転入し、町内に就労・就農した方（平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者） ③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者 ※上記条件は一部です。詳細は下記問合せ先にお尋ね下さい。 内 容： 町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。 ①30万円②15万円③5万円 問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）
	介護施設就労者支援事業 対象者： 明和町Mターン促進奨励金の①②に該当し、介護サービス事業所に介護職員として勤務する方（町税を完納している方） 内 容： 5万円を支給します。 問合せ：《介護福祉課 介護保険係》 TEL：0276-84-3111（内線154）
その他	先進安全自動車購入補助金 対象者： ①新車登録日及び申請日に、町内に住所を有している満65歳以上 ②非営利かつ自ら使用する目的で新車を購入した ③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している ④町税を滞納していない 以上の全てを満たす個人の方（一人一回限り） 内 容： 先進安全自動車（①衝突被害軽減ブレーキ②車線維持支援制御装置、車線逸脱警報装置又はふらつき注意喚起装置③ペダル踏み間違い時加速抑制装置の3つ全てを備えた新車）の購入に定額5万円を補助 問合せ：《総務課 安全安心係》 TEL：0276-84-3111（内線212）
	ごみ収集指定袋の一部無料化 対象者： 町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方（転入条件によっては該当しない場合もあります。） 内 容： ごみ収集指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券と交換できる枚数分を無料化するもの。 引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。（なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。） 引換券1枚で大きいごみ袋（40リットル）10枚、又は小さいごみ袋（20リットル）20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。 問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線145）
	防災行政無線の戸別受信機の貸出し 対象者： 明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯 内 容： 上記対象者に防災行政無線の戸別（家庭用）受信機を保証金1万円にて貸し出す。 なお、65歳以上の単身世帯の方等、保証金が免除されます。 問合せ：《総務課 安全安心係》 TEL：0276-84-3111（内線212）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子ども医療費無料化 対象者：（１）中学校卒業までの子ども （２）高校生世代の子ども 内 容：（１）医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） （２）入院費を助成（婚姻したことのない方）。（町単独事業） 問合せ：《住民福祉課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）
	産後ケア事業 対象者：産後2カ月未満の産婦及びその乳児 内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料：委託施設にて実施） 問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411
	不妊治療助成事業 対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。 内 容：不妊治療を行う方を対象に費用の一部を助成。 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不妊治療で、医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限10万円（治療費の1/2以内）ただし県の助成を受ける場合はその助成額を減じた額の1/2（上限10万円）助成期間は連続する5年度まで。 問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411
	不育治療助成事業 対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。 内 容：不育治療を行う方を対象に費用の一部を助成 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不育治療で医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限30万円（治療費の1/2以内）助成期間は5年度まで。 問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411
	子育て支援事業（一時預かり事業） 対象者：千代田町に住所を有し家庭において乳幼児を養育している方（保育園・幼稚園・こども園などの施設に通っている家庭は利用不可。） 内 容：病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合、町立東・西こども園で乳幼児を預かり保育をします。事前に園へ、利用申込書の提出が必要になります。 問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411 《健康子ども課 東こども園》 TEL：0276-86-3226 《健康子ども課 西こども園》 TEL：0276-86-4154
	子育て世代包括支援センターの設置 対象者：妊娠期から子育て期にある子育て世代の方。 内 容：健やかに安心して妊娠期を過ごし、安心して出産・子育てができるように、さまざまな悩みや質問にお答えする相談窓口を開設しました。 子育てに関するあらゆる相談をワンストップで対応します。 問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降3号認定子どもの利用者負担額(保育料)無料化 対象者：3人以上の子どもを養育する保護者のうち、第3子以降の子どもが3号認定子ども（保育的利用児）である保護者 内容：第3子以降の利用者負担額（保育料）を無料化 問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411（保健センター）
	子育て育児用品購入費助成 対象者：千代田町に住所を有する乳児（平成31年4月1日以後に出生）の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・申請日に、当該乳児及び保護者が本町に住所を有していること。 ・保護者が町税を滞納していないこと。 内容：○助成対象物品（平成31年4月1日以後に購入したもの） 町内の小売販売店において購入した次に掲げる物品とする。 ・紙おむつ、おしり拭き ・粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品 ・離乳食等の乳児用食品（加工済みの製品として販売されている物に限る）、乳児用衣類、寝具その他の育児用品 ※但し、以下のものは除く ・一般の利用に供し得る物品 ○助成金額 乳児が満1歳になるまでに保護者が購入した物品に要した経費。 乳児（平成31年4月1日～令和2年3月31日出生児）1人につき上限10,000円。 乳児（令和2年4月1日以降出生児）1人につき上限12,000円。 問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411（保健センター）
	町立こども園給食費の軽減 対象者：町立東・西こども園に通う子どもの保護者 内容：町立東・西こども園の給食費を軽減することによって、子育て家庭の経済的支援を図ります。 ○軽減内容 ・第2子 ＝ 半額免除 要件：小学校3年生から数えて第2子であること・所得制限なし ・第3子以降 ＝ 全額免除 要件：年齢上限なしで数えて第3子以降であること・所得制限なし 問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411
	健康相談事業 対象者：千代田町民 内容：千代田町健康ダイヤル いつでもどこからでも、千代田町民の方のみサービスを利用でき（国内のみ）、健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス、医療機関情報等の相談に24時間体制で応じる電話相談。相談料及び通話料（フリーダイヤル）は、無料です。 問合せ：《住民福祉課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	奨学金貸与事業
	対象者：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0276-86-7008（直通） 内 容：町の予算の範囲内において、必要な資金「奨学金」を貸与して、有為な人材を育成しています。 ○貸与金額 ・月額 5万円以内（無利子） ○返済期間 ・貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間以内（正当な理由なく返済が遅滞した場合は、延滞金を徴収） 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0276-86-7008（直通）
	英語検定補助事業
	対象者：中学生
	内 容：生徒の英語力及び学習意欲の向上を目的に英語検定の検定料を補助する。 ○検定料の全額を補助（1回の検定につき一つの級に限る） 問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）
住宅支援	電車による遠距離通学者助成事業
	対象者：高等学校、大学若しくは専修学校等に通う学生 内 容：保護者の経済的負担の軽減、学生の通学意欲の醸成による定住化、電車の利用促進を図り、持続可能なまちづくりを目的に、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券（電車）の購入に係る費用の一部を補助します。 ○1ヶ月当りの定期券購入額の1／2とし、補助の月額上限は1万円とします。 ○平成28年度～令和2年度までの時限措置 問合せ：《企画財政課 企画調整係》TEL0276-86-7007（直通）
	定住促進住宅用地分譲事業
	対象者： 内 容：「ふれあいタウンちよだ」住宅団地分譲中 ・東武伊勢崎線 川俣駅から車で約10分 ・高崎線 熊谷駅から車で約30分 ・ジョイフル本田（千代田店）が徒歩圏内 ・分譲価格 4,848,900円～ 問合せ：《ふれあいタウンちよだ現地案内所》TEL:0276-86-7500

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	勤労者住宅資金利子補給事業 対象者：以下の融資対象に該当する者 内 容：勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建設を促進し、勤労者福祉の増進と生活の安定を図ります。 ○融資対象：次のいずれかに該当し、町内に自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入をしようとする勤労者で町税等を完納している者 ・町内に1年以上居住又は事業所に1年以上勤務 ・群馬県企業局及び西邑楽土地開発公社が分譲する住宅団地に土地を取得 ・舞木土地区画整理地内に土地を取得及び借地 ○融資条件： ・融資限度額700万円以内 ・融資利率 町と金融機関で協議 ・融資期間 20年以内 ・償還方法 元利均等の月賦償還又は半年賦併用月賦償還 ・最終返還年齢 満65歳まで ○利子補給： ・融資利率のうち1%を限度とする ・利子補給は、融資開始から10年以内 ○住宅の規模、程度： ・床面積33㎡～165㎡以内 ・増築改築の場合は現在居住する居宅の1/2以上であること ・専用住宅であること（店舗・車庫・物置等は対象外） 問合せ：《産業観光課 商工観光係》TEL0276-86-7005（直通）
	町営住宅の紹介 対象者：町営住宅への入居を申し込むには、下記の入居資格を全て満たす必要があります。 1. 現在同居中か、または同居予定の親族がいること（内縁、婚約者を含む）。 2. 申込者と、同居（予定）者の合計収入が月額15万8千円以下であること。 3. 市町村税等を滞納していないこと。 4. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 5. 次の要件を満たすこと。 (1) 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できること。 (2) 入居可能日から15日以内に入居し、住民票を異動できること。 ※上記の要件は、世帯の状況により変わりますので、詳しくはお問合せください。 内 容：町営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。 問合せ：《建設環境課 土木管理係》TEL：0276-49-5200（直通）
	住宅リフォーム補助金事業 対象者： ・町内在住者で住民登録をしていること ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。 ・当該工事について、町で実施している他の制度の住宅の改造、補修に係る補助金等の交付を受けていないこと。 内 容：建築関連産業を中心とした地域経済の活性化と住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○対象となるリフォーム工事 ・工事金額が20万円以上（消費税分除く） ・町内施工業者による住宅リフォーム工事 ※暴力団または暴力団員等が経営または関係する業者を除く。 ・当該工事を行う住宅の築年数が10年以上 ○補助金額 ・消費税を除いた総工事金額の10%（ただし、千円未満は切り捨て） ・補助金限度額20万円 問合せ：《産業観光課 商工観光係》TEL0276-86-7005（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	移住者住宅取得費等補助金交付事業 対象者： 過去5年間以上本町に住所を有しない（ただし、初めて町外から町内の賃貸アパートに在住の方は除く）40歳以下の世帯 内 容： 本町へ移住する方の住宅の新築又は購入、中古住宅の購入に要する経費に対し、補助金を交付し移住促進を推進します。 ○基本額 住宅の新築費又は中古住宅購入費等の経費の1/2以内（ただし限度額は、新築30万円、中古20万円とします。） ○加算額 中学生以下の子どもがいる世帯10万円、ふれあいタウンちよだ分譲地の購入者20万円を加算します。） ○平成28年度～令和2年度までの時限措置 問合せ：《都市整備課 都市計画係》TEL0276-86-7003（直通）
	三世代同居等支援補助金交付事業 対象者： 親世帯または子世帯のうち、住宅を新築、購入及び増改築工事に係る契約を締結する者 内 容： 新たに三世代（親と子と孫）が同居するために、住宅の新築、購入又は増改築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間で相互に支えながら生活する多世代家族の形成を推進するとともに、高齢者の孤立防止及び子育て支援等の家族の絆の再生を図り、本町の定住人口の増加をめざします。 ○補助金額 新築・改築・増築した費用の1%相当額（上限20万円）を補助。 住宅取得等に関して、町内事業者を利用した場合は、5万円相当分の千代田町商工会が発行する商品券を進呈。 ○平成28年度～令和2年度までの時限措置 問合せ：《企画財政課 企画調整係》TEL0276-86-7007（直通）
農業体験・就農支援	ふれあい農園 対象者： 千代田町内に在住する農業者以外の町民 内 容： 町では農業者以外の方が、気軽に野菜や花等を栽培して、自然とふれあい、農業に対する理解を深めるために、一区間50平方メートルの農園を貸出しております。 ・区 画：34区画（一区画あたり50㎡） ・使 用 料：1区画5,000円／年 ・貸付期間：3年 問合せ：《産業観光課 農政係》 TEL：0276-86-7005（直通）
	農業次世代人材投資資金事業 対象者： 一定の要件を満たし、かつ、独立・自営就農時の年齢が45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を持っている新規就農者 内 容： 最長5年間で年間150万円以内（本人前年所得により変動）の資金を交付します。 問合せ：《産業観光課 農政係》 TEL：0276-86-7005（直通）
就労支援	創業支援事業 対象者： 町内で創業を目指す方 内 容： 経済課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、県・商工会・町内金融機関と連携し、創業希望者の必要な要素に対して適切な創業支援の提供を行います。 問合せ：《産業観光課 商工観光係》TEL：0276-86-7005（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子ども医療費無料化 対象者：①出生から中学校卒業までの子ども（群馬県内の市町村で一律実施） ②中学校卒業から18歳の年度末までの子ども（市町村民税非課税等一定の要件あり） 内 容：入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化 問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	保育料等補助 ①保育料の免除 ②副食費の免除 対象者：①18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児未満の子ども ②18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児以上の子ども 内 容：①3人目以降の子どもの保育料を無料化 ②3人目以降の子どもの副食費を無料化 問合せ：《こども課 教育保育係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子育て育児用品購入費等助成事業 対象者：次に定めるすべての要件を満たす保護者 ①町内に住所を有する乳児（1歳未満児）を現に監護していること ②町内に住所を有する人 ③本町の町税を完納していること 内 容：乳児の出生日から満1歳となる日までの間に、保護者が町内の小売販売店等において購入または利用した次の子育て育児用品の購入経費等を対象として、乳児1人につき1回限りで10,000円を上限額として助成します。 ・おむつ関連用品 ・授乳関連用品 ・加工済みの乳児用食品や乳児用衣類、寝具、ベビーカーその他の育児用品 ・大泉町ファミリー・サポート・センターにおけるママヘルプ事業に係る各種サービス 問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子育て援助活動支援事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業） 対象者：・援助を受けたい人：お願い会員…生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人：まかせて会員…心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人：どっちも会員…お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人 内 容：子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 ○事業内容 ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 ・放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり ○利用料等 利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり700円～1,600円（援助の時間が30分未満である場合は、その半額）となり、援助の終了後に「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。 問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	ママヘルプ事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業) 対象者：・出産の予定日の1ヶ月前（多胎妊娠の場合においては、出産の予定日の2ヶ月）から出産の日後1年を経過する日の前日までの女性 ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人 ・次に定めるすべての要件を満たす人 ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること ②入院等をしていないこと ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること 内 容： 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人（まかせて会員）を紹介します。 ・乳児の沐浴介助その他の育児の補助 ・食事の準備及び後片付け ・居室等の掃除及び整理整頓 ・衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助 ○利用料等 利用料については、初回2時間まで（多胎妊娠の場合は2回4時間まで）の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり700円（土・日・祝日は800円）となり、サービスの終了後に、「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。 問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	学童保育学習サポート事業 対象者：各児童館の学童保育を利用している児童（小学1年生～6年生） 内 容：学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。（週3回） 問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子育て世代包括支援センター （新）対象者：妊娠期から子育て期にある子育て世代の人 内 容：妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。健康づくり課では主に、妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を受けます。こども課では主に、入園や、子どもに関する各種手当などの相談を受けます。 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表） 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	不妊・不育症治療費助成制度 対象者：不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦 ・夫または妻のいずれか一方または双方が、本町の住民基本台帳に記録され、1年以上経過していること ・世帯において町税の滞納がないこと 内 容：医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成 ・不妊症：1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・不育症：1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）
	産前・産後サポート事業 対象者：町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族 内 容： 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行います。 ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・保健師等による訪問指導 ・産婦健康診査を医療機関にて実施（産後約2週間） ・地域の子育て支援サービス等の紹介 その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。（町内片道300円） 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	産後ケア事業 対象者：町内に住所を有する生後２ヶ月未満の乳児及びその母親 内 容：母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など（利用料金１日２，０００円（昼食代含む）） ※委託施設にて実施 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）
	勤労者住宅資金融資 対象者：勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人で、町税（大泉町税条例（昭和３２年大泉町条例第３８号）第３条に規定する町税をいう。）を完納している人 内 容：勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定をはかります。 ○条件 ・住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる ○限度額 新 築：１，０００万円以内 増改築：４００万円以内（前々年度以降土地取得した場合は、３００万円以内で加算できます。） ○期間 新 築：２０年以内 増改築：１０年以内 （それぞれ３ヶ月以内の据え置き可） ○利率 年３．３％（ただし中央労働金庫のみ２．７％） ※別途保証料が必要です。 問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）
住宅支援	町営住宅の紹介(HP) (新) 対象者：住宅に困っている収入の低い人（町ホームページに詳細の入居資格要件あり） （町営住宅入居資格： https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1288598326-3.html ） 内 容：町営住宅について町ホームページで紹介（町営住宅一覧表： https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1288594499-3.html ） 問合せ：《都市整備課 住宅係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	農園の貸出し (新) 対象者：本町の住民基本台帳に記録されていて、町税を滞納していない人 内 容：町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区間１６．３８平方メートル（約５坪）の農園の利用者を募集しています。 ・区 画：４４区画（１世帯１区画まで） ・使 用 料：１区画３，０００円／年 ・貸付期間：令和２年３月１日（日曜日）から令和３年２月２８日（日曜日）まで 問合せ：《経済振興課 農業振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）
農業体験・就農支援	創業支援事業 (新) 対象者：町内で創業を目指す人 内 容：経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切な創業支援の提供を行います。 問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）
就労支援	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝金事業 対象者： 邑楽町に1年以上住民登録があり、新たに子どもを出産した家庭 （※新たに出生した子の最初に記載される住民票が邑楽町にあること） 内 容： 第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給する。 問合せ： 《子ども支援課 児童福祉係》 TEL：0276-47-5044
	学童クラブの運営 対象者： 町立4児童館において保護者の就労等により、昼間に保護者がいない児童の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に開設。対象児童は小学1～6年生。 内 容： 使用料は無料。使用時間は通常日は下校時（土曜日は午前8時30分）～最長午後6時30分まで。 但し、学年始め、夏季・冬季及び学年末の長期休業期間（土曜日は除く）は、午前8時00分から利用可 問合せ： 《子ども支援課 児童福祉係》 TEL：0276-47-5023
	保育園・認定こども園等の保育料多子軽減の対象拡大事業（3歳児未満） 対象者： ①保育園・認定こども園等を利用している児童の保護者 ②保育園・認定こども園等を利用しているひとり親世帯等の保護者 内 容： ①多子世帯の保育料負担軽減（国・県の多子軽減事業の対象の拡大） 保育園・認定こども園等の保育料について、児童が2人以上いる世帯を対象に、第2子にあたる児童は半額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。 ②ひとり親世帯等の保育料負担軽減（国・県の多子軽減事業の拡大） 保育園・認定こども園等の保育料について、ひとり親世帯等を対象に第1子にあたる児童は半額、第2子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。 ※3歳児以上については、保育料無償 問合せ： 《子ども支援課・児童支援係》 TEL：0276-47-5023
	民間放課後児童健全育成事業実施施設に対する多子軽減事業実施補助 対象者： 民間放課後児童健全育成事業実施施設を利用している児童の保護者 内 容： 保育料について、18歳以下の児童を兄弟のカウント対象とし、第2子にあたる児童は半額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する民間放課後児童健全育成事業実施施設に対し補助金を交付し、多子軽減事業の実施を図る。（補助額の上限あり） 問合せ： 《子ども支援課・児童支援係》 TEL：0276-47-5023
	幼稚園・保育園・認定こども園給食費無償化事業（3歳児以上） （新） 対象者： 町内に在住し、住民登録があり、「教育・保育給付認定」を受けて幼稚園・保育園・認定こども園に就園する園児の保護者 内 容： 給食費（主食費、おかず代、おやつ代）を無償化します。ただし、町立以外の園については、月4,500円を上限に助成します。 問合せ： 《子ども支援課 児童支援係》 TEL：0276-47-5023
子育て支援	邑楽町入学準備金・奨学金貸付事業 対象者： 次のいずれにも該当する者 ○町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している者で入学予定者の保護者（入学準備金）、町税を完納している世帯の子女（奨学金） ○学力優良な者（奨学金） ○大学等に入学を許可された者又は在学中の者（奨学金） ○経済的な理由により入学金又は学資の調達が困難な者 ○連帯保証人がある者 内 容： ○進学の意欲を有する者で、経済的な理由により修学困難な者に対し、入学準備金又は奨学金を無利子により貸し付ける事業 ○金額 入学準備金 高等学校等 20万円以内 大学等 50万円以内 奨学金 大学等 月額5万円以内 問合せ： 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041

分類	事業名（対象者・内容）
	邑楽町高等学校等就学援助費支給事業 対象者： 次のいずれにも該当する者 ○町内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒の保護者 ○生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者 内 容： ○経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事業 ○金額 在生徒1人につき月額 2万円 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041
	英語検定料助成事業 (新) 対象者： 次のいずれかに該当する者 ○邑楽町立の中学校に在籍している生徒の保護者 ○町内に住所を有し、町外の中学校に在籍している生徒の保護者 内 容： 中学生の英語力と学習意欲の向上を図るため、英語検定の検定料に対して助成金を交付する ○対象検定：日本英語検定協会の実用英語技能検定（英検）3級以上 ○助成金：本会場で受験した場合の英語検定3級の検定料を限度とする ○交付回数：中学生1人につき年度内1回まで 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041
	子ども医療費無料化 対象者： 中学校卒業までの子ども。高校生世代（入院のみ） 内 容： 中学校卒業までの子どもの医療費（入院・外来ともに）と高校生世代（入院のみ）について無料化を実施。 問合せ：《住民課 国民健康保険係》 TEL：0276-47-5020
	産後ケア事業 対象者： 町内に住所を有し、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産後2か月未満の母親及びその乳児で、次のいずれかに該当する方 ①産後の身体機能の回復に不安を持ち、保健指導を必要とすること ②育児に対する不安が強く、保健指導を必要とすること等 内 容： 産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う。 ○利用期間 原則として7日間以内 ○利用料金 1回につき2,000円（ただし、多胎児加算500円／人） 問合せ：《保健センター》 TEL：0276-88-5533
	不育症治療費助成事業 対象者： 不育治療を行っているご夫婦で、次の要件を満たす方 ①法律上の婚姻関係にあること ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること ③町税の滞納がないこと 内 容： ○対象となる治療 医師の診断を受けた不育症治療で、医療保険が適用されていない検査及び診療 ○内容 不育症治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額30万円） ※助成金の申請：1年度につき1回（通算助成回数：5回） 問合せ：《保健センター》 TEL：0276-88-5533
	不妊治療費助成事業 対象者： 次の全ての要件を満たすご夫婦 ①法律上の婚姻関係にあること ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること ③町税の滞納がないこと 内 容： ○対象となる治療 ①特定不妊治療…体外受精または顕微授精について行われる検査及び診療（これに伴う男性不妊治療を含む） ②一般不妊治療…特定不妊治療以外の不妊治療について行われる検査及び診療 ○内容 ①特定不妊治療に要した費用の1/2の金額で上限10万円までの助成 ②一般不妊治療に要した費用の1/2の金額で上限5万円までの助成 ※助成金の申請：1年度につき1回（通算助成回数：5回） 問合せ：《保健センター》 TEL：0276-88-5533

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	勤労者住宅資金融資事業 対象者： 町内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を建築又は取得しようとする者 内 容： (1)融資限度額 500万円以内 (2)融資利率 年7.5パーセント以内（現状 2.3パーセント） (3)融資期間 20年以内 (4)償還方法 元金均等月賦償還 (5)担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。 (6)最終返済年齢 満65歳までとする。 問合せ：《商工振興課 商工労政係》 TEL：0276-47-5026
	住宅リフォーム補助金交付事業 対象者： 次の各号すべてに該当する者 (1)町内に居住し、かつ、住民登録をしている者 (2)町税を完納している者 (3)申請するリフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造及び補修に係る補助金等の交付を受けていない者 (4)リフォーム工事を行おうとする住宅を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての共有者から、リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うことの同意を得た者 内 容： ・補助の対象となる住宅 (1)自らが町内に所有し、かつ、居住する住宅 (2)住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自らが居住する部分 (3)区分所有する住宅の場合は、自らが占有し、かつ、居住する部分 ・対象となる工事 (1)工事金額が20万円以上のもの (2)町内に事業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること ○補助金額： 工事金額の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、最大20万円（1住宅で1回限り） 問合せ：《商工振興課 商工労政係》 TEL：0276-47-5026
	町営及び県営住宅の紹介(HP) 対象者： 住宅に困窮する所得の少ない方（その他入居申込者の資格要件あり） 内 容： ホームページでの町営住宅の紹介（邑楽町 公営住宅ホームページ： http://www.town.ora.gunma.jp/li/020/060/010/index.html）・県営住宅の紹介（群馬県住宅供給公社ホームページ：http://www.gunma-jkk.or.jp/danchi/中野） ※相談・受付など：町営住宅：邑楽町都市建設課都市整備係・県営住宅：群馬県住宅供給公社管理部管理課 問合せ：《邑楽町役場 都市建設課都市整備係》 TEL：0276-47-5031 《群馬県住宅供給公社 管理部管理課》 TEL：027-223-5811
農村体験・就農支援	農業次世代人材投資事業 対象者： 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の次世代を担う農業者となることについての強い意欲を持っている認定新規就農者 内 容： 最長5年間で年間150万円以内（本人前年所得により変動）の給付金を支給します。 （提出していただく経営開始計画が5年後に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。給付金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合などは支給停止になります。） 問合せ：《農業振興課 農政係》 TEL：0276-47-5025
就労支援	創業支援事業 対象者： 町内で創業を目指す方 内 容： 商工振興課内に創業支援相談に関するワンストップ相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。 問合せ：《商工振興課商工労政係》 TEL：0276-47-5026

群馬県の移住・定住支援施策(全市町村共通事項)

●福祉医療費助成制度(子ども、重度心身障害者等の医療費無料化)

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう保険医療費の一部負担金を、県と市町村が助成します。入院・通院ともに中学校卒業まで。

他にも、重度心身障害者、母子・父子家庭(所得税非課税者のみ)、親のない子(18歳年度末まで、所得税非課税者のみ)についても適用となります。ただし市町村によって、対象者の範囲や支給方法などが異なる場合がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。

●群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業

県内で子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化、又は一部免除します。

●ぐんまの木で家づくり支援事業(R2年度で終了予定)

ぐんま優良木材を使用して、県内に自己の居住用の住宅を新築・購入または内装を改装する場合に費用の一部を補助します。補助額は構造材補助で10～60万円。内装材補助で上限額15万円となります。※併用不可

都内の相談窓口

ぐんま暮らし支援センター

場所： 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
(ふるさと回帰支援センター内)

営業： 火～日曜日 10:00～18:00
(休業：月、祝、年末年始、夏季休業あり)

電話： 080-8870-2756 (移住)
03-6256-0440 (就職)

専門の相談員が
移住・就職に関する
ご相談に応じます



詳細・相談予約はこちら↑

群馬県東京事務所

場所： 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階
営業： 月～金曜日 8:30～18:15(休業：土、日、祝、年末年始)
電話： 03-5212-9102

ぐんまちゃん家(ぐんま総合情報センター)

場所： 東京都中央区銀座7丁目10-5 The ORB Luminous 1・2階
営業： 年中無休 11:00～19:00 (年末年始を除く)
電話： 03-3571-3086

ぐんま暮らしポータルサイト

「はじめまして、暮らしまして、ぐんまな日々。」

<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp>

◎群馬県への移住を希望される方向けのポータルサイト

○群馬県や県内市町村の紹介 ○移住までの流れ・Q&A、移住者インタビュー
○仕事・住まい・体験等の情報 ○相談会等のイベント情報 など、
群馬県での暮らしに必要な情報が掲載されています。



作成

群馬県地域創生部

ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 移住促進係

027-226-2371